

第2章 情報連絡通信網の整備計画

(各 機 関)

第1節 情報連絡通信網の整備

大規模な災害時においては、被害が広域におよぶため、関係機関相互間の迅速かつ的確な情報の伝達及び収集並びに地域住民に対する警報、避難指示等の伝達が必要となる。

このため、各機関は、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網を整備することが重要となる。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、平時からの災害情報のオープン化を図るよう努める。

第1 整備計画の方針

災害時には、緊急通信、被害報告等が困難になる場合が予測されるため、災害対策本部においてあらゆる状況を把握し、防災上必要な通信による連絡手段を確立するとともに、各種通信メディア等の活用による情報伝達手段の多重化を図るものとする。

また、初動体制の確立のため、各種防災情報ネットワークシステムを整備し、それぞれのシステムで互いを補完することによる情報伝達の信頼性の向上及び安全性の確保を図るとともに各種情報の的確な把握を行う。

なお、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を図る。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 衛星通信系防災情報システムの整備

府衛星通信系防災情報システム

府は、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づき、災害の予防、災害時の応急活動及び復旧活動に関する活動業務を有効に遂行し、地震等の災害から府民の生命及び財産を守るため、人工衛星を利用した衛星通信回線（衛星系）と京都デジタル疎水ネットワークを活用した大容量通信回線（地上系）により2重化された確実な情報伝達が可能な衛星通信系防災情報システムを運用している。

衛星系ネットワークは、耐災害性に優れているので、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、府、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

また、被害情報の収集や防災情報の発信を強化するため、防災情報システムの改修を図る。

第3 市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）

住民等に対する災害情報の周知徹底を図ることは、災害を未然に防ぐうえからも、また、災害を最小限にするためにも必要なことである。

このため、災害対策本部が設置される市役所・町村役場と各集落に設置される受信設備とを結び、同時に同一内容の通報ができる同報通信方式の無線網の整備が必要である。

また、住民生活に密接な関係を持つ病院、学校、電力会社、ガス会社等生活関連機関と市町村災害対策本部とを結ぶ地域防災無線網の整備並びに市町村災害対策本部が現地の被害状況を把握するため、市町村役場と被

害現場の間及び自動車等移動体相互間を結ぶ移動系の無線網の整備も必要である。

的確かつ迅速な災害情報の収集伝達を行うためには、府衛星通信系防災情報システム網と市町村防災行政無線網の有機的な結合を図っていくことがより重要なことであり、市町村は、早期に市町村防災行政無線の整備を促進するとともにデジタル化による最新の設備の整備を図る。

第4 早期被害情報収集システムの整備

府内各所に設置されたライブカメラによる情報収集、ヘリコプター及び無人航空機が撮影した空撮映像の危機管理センターへの伝送、また、災害対策支部が撮影した被害状況の写真を衛星通信系防災情報システムにより災害対策本部に伝送することにより、早期に災害現場の被害状況を把握し、迅速な防災対策を図る。

第5 緊急時の情報通信の確保

1 防災担当職員の常時配置

休日・夜間の災害発生に対処できる体制を整えるため、防災担当職員等を常時配置する体制を整備する。

2 防災担当職員等の参集

緊急時における防災担当職員及び非常時専任職員の参集を補完するため、職員一斉呼出システムの活用を図る。

3 災害対策本部長等の指揮命令伝達手段の確保

緊急時における災害対策本部長等の指揮命令伝達手段を確保するために、衛星携帯電話の活用により緊急時の情報通信の多重化を図る。

4 国との緊急連絡回線の確保

内閣総理大臣官邸及び国の非常災害対策本部と府災害対策本部との間において、緊急の情報連絡手段を確保するために、緊急連絡回線の活用を図る。

5 危機管理緊急連絡網(ホットライン)の整備

府は、緊急時における情報連絡体制を強化するため、関係機関との直通の連絡網の整備を図る。

第6 各機関の無線通信

非常災害時の無線通信設備は、現在、各防災関係機関のそれぞれの使用目的に応じて個々に設置されている。これらはいずれもそれぞれの機関内のみの通信連絡であるが、災害時には非常通信連絡系統に加わるのであり、府は、これらと連携を図るものとする。

また、情報収集要員等の確保のため、アマチュア無線家による通信系の協力体制について整備する。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

さらに、それぞれの防災機関が有する無線系統を「資料編2-1」に示す。

第7 庁内システムの業務継続性の確保

災害時において、職員の情報通信手段の基盤である庁内システムの業務継続性を確保する必要があるため、次の取組を行う。

・電算室の環境整備

電算室に設置されているサーバ等が業務継続できる環境の確保に努める。

・自治体クラウドの推進

自治体クラウドを活用した業務継続性の確保に努める。

第8 緊急速報メール・事前登録によるメールの活用

府、市町村は、住民に迅速に災害情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール、事前登録によるメール、SNS、ホームページ、アプリケーション、Lアラート等を活用した、多様化、多重化した情報発信手段の整備を進める。

第2節 市町村・防災機関等の非常通信

第1 計画の方針

災害時に予想される通信混乱に際して、市町村から本部への通信連絡系統を確立し、また、すべての防災関係機関が非常通信に協力する体制を整備する。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

第2 市町村

災害時に市町村から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信経路（「資料編2－2」参照）に従って通信連絡を行う。この非常通信を行う際の要領は、「第3編第3章第4節」に示したとおりである。

第3 防災機関等

無線を整備している防災関係機関（「資料編2－1」参照）は、市町村及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。

- 1 人命の救助に関すること。
- 2 被害状況等の通信に関すること。
- 3 応援もしくは支援要請に関すること。
- 4 その他、災害に関して緊急を要すること。

第3章 河川防災計画

近畿地方整備局
府建設交通部
水資源機構
関西電力株式会社
関西電力送配電株式会社

第1節 河川の現況

府内の一級河川及び二級河川は、合わせて394河川、延長約2,046kmであり、このうち一級河川は305河川で、大阪湾に注ぐ淀川水系と日本海に注ぐ由良川水系に大別され、二級河川は日本海に注ぐ36水系89河川となっている。また、国土交通大臣が管理する河川は、25河川、延長約195km、知事が管理する河川は、377河川、延長約1,852kmとなっている。（なお、同一河川で両者の管理区間がある河川が8河川ある）

第1 淀川水系の現況

淀川水系は、その源を滋賀県山間部に発する大小支川を琵琶湖に集め、大津市から河谷状となって南流し、桂川と木津川を合わせて大阪平野を西南に流れ、途中神崎川及び大川を分派して、大阪湾に注ぐ。

その流域は、大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、三重の2府4県にまたがり、面積は8,240km²に及び、大阪市、京都市その他数多くの都市をかかえて関西地方における社会、経済、文化の基盤をなし、近畿圏の中心を貫いている本水系の治水と利水についての意義はきわめて大きい。

1 宇治川流域

宇治川は源を琵琶湖に発し瀬田川となり、瀬田川洗堰で琵琶湖水位及び流量を調節されその下流で大戸川を合流し、大津市関の津を経て京都府に入ると宇治川となる。その山狭の出口に天ヶ瀬ダムがあつて、洪水時にはダム地点の計画高水量2,080m³/sを1,140m³/sに調節する。山狭を出ると川幅は広くなるとともに、流れも緩やかになり平坦部に入る。ここから下流伏見区観月橋に至る左岸には旧巨椋池地帯が広がっている。

観月橋から下流については、京都疏水の流末が入り更に高瀬川が合流する。伏見区以下の宇治川は緩流となり平均低水位時の勾配は1/6,000程度で、八幡市に至り桂川、木津川と合流する。琵琶湖出口から八幡市まで流路延長35.7kmである。うち滋賀、京都府界から八幡市までは約24kmで宇治川本川は京都府内全域が国直轄管理区間である。

2 木津川流域

水源地方は2つに分かれ、奈良県と三重県に跨がる高見山地に連なる三峰山に源を発する名張川と、三重、奈良の県境を南北に走る布引山脈に源を発する木津川とが南山城村で合流し、更に京都府に入って山城盆地を貫流し八幡市において宇治川、桂川と三川合流し淀川に入る。

南山城村から八幡市までの流路延長約51.6kmであり、その京都府内全域が国直轄管理区間である。

3 桂川流域

水源は、京都、滋賀、福井の府県境である三国岳に発し、山岳重畳の間を曲流して大堰川となり南丹市八木町鳥羽で園部川を合わせ、亀岡市で保津川と名を変え保津の峡谷を経て西京区桂に至って桂川となり、伏見区羽束師で鴨川を合して大山崎町で淀川本流に合流する。京都市から大山崎町まで流路延長は112.8kmである。その内国直轄管理区間は西京区嵐山元録山町国有林38林班小班地先から淀川合流点まで約21.3km及び上流京都市右京区京北本町地先から木住川合流点までの13.3kmである。

第2 由良川水系の現況

由良川水系は、その源を京都、滋賀、福井の府県境三国岳に発し、南丹市美山町の山間部を流れ高屋川、上林川等を合わせ、さらに福知山市に出て土師川を合わせて北流して舞鶴市及び宮津市において日本海に注ぐ。

その流域は京都府、兵庫県にまたがり、その面積は1,880km²に及び、丹波・丹後地区における基盤をなし、本水系の治水及び利水はきわめて重要なものとなっている。本川流路延長は124kmに及びその内国直轄管理区間は本川54.1km、支川2.3kmとなっている。

第2節 河川改修計画

第1 国土交通省の改修計画

1 淀川水系河川整備基本方針と河川整備計画

淀川における治水事業は、古く仁徳、桓武の時代から現在にいたるまで近畿圏さらには国家の繁栄のため絶大な努力がはらわれてきた。淀川水系改修基本計画は、昭和28年の台風13号による出水にかんがみ、淀川水系全般にわたる治水対策について改定をみた。その後の追加修正を加えて、その内容は、基準地点枚方における基本高水のピーク流量を8,650m³/sとし、このうち1,700m³/sを上流ダム群で調節し、計画高水流量を6,950m³/sとするものであり、宇治川、木津川、桂川の計画高水流量をそれぞれ900m³/s、4,650m³/s、2,780m³/sとする計画であった。この計画にもとづき天ヶ瀬ダム及び高山ダムの建設による洪水調節、水源山地の砂防の強化、瀬田川のしゅんせつ及び洗堰の改造による琵琶湖沿岸地域及び下流河川の水害の軽減、宇治川、桂川、木津川及び淀川本川の河道改修の促進並びに管理設備の増強等を主体として工事を実施した。しかしながら昭和28年以後昭和34年、昭和36年、昭和40年と大出水が相ついだこと、及び近年における淀川流域の人口資産が著しく増大したことにかんがみ淀川の治水計画を改定することとし、昭和46年3月工事実施基本計画を決定した。また、平成9年の河川法改正を踏まえ、平成19年8月に河川整備計画基本方針が、平成21年3月には河川整備計画が策定された。

河川整備計画策定（平成21(2009)年3月）以降、河川整備計画に位置付けた整備が大幅に進捗してきた一方、平成25(2013)年台風18号、平成29(2017)年台風21号、平成30(2018)年7月豪雨など、頻繁に豪雨が発生。また、淀川大塚切れ100年を契機に一堂に会した沿川自治体から、流域全体で河川整備のさらなる推進の要望もあり、令和3年8月に河川整備計画が変更された。

○基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

・淀川

基本高水は、昭和28年9月洪水、昭和40年9月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点枚方において、17,500m³/s（琵琶湖からの流出量を含む）とする。このうち、流域内の洪水調節施設により5,500m³/sを調節して、河道への配分流量を12,000m³/sとする。

○主要な地点における計画高水流量に関する事項

・淀川

計画高水流量は、宇治地点において1,500m³/sとする。

・木津川

計画高水流量は、加茂地点において6,200m³/sとする。

・桂川

計画高水流量は、請田地点において3,500m³/s、下流羽束師地点において5,300m³/sとする。

2 由良川水系河川整備基本方針と河川整備計画

由良川水系の治水事業については、昭和22年から直轄事業として、昭和20年10月洪水にかんがみ福知山における計画高水流量を4,100m³/sとして綾部から福知山までの区間について改修工事を実施し、その後、本川上流にダムを建設し、福知山における基本高水のピーク流量4,100m³/sを3,100m³/sに調節する計画をした。さらに昭和28年9月洪水にかんがみ、同30年に福知山における基本高水のピーク流量を6,500m³/sとして大野ダムにより洪水調整を行うこととする計画を決定した。平成9年の河川法改正を踏まえ、平成11年12月に

河川整備計画基本方針が、平成15年8月には河川整備計画が策定された。その翌年の平成16年10月台風23号による被害状況等を踏まえ、由良川のさらなる治水安全度向上を目指し整備内容を追加するなど、新たな由良川水系河川整備計画が平成25年6月に策定された。

○基本高水並びにその河道及び洪水調整ダムへの配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、昭和28年9月洪水を主要な対象洪水として基準地点福知山において $6,500\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち大野ダムにより $900\text{m}^3/\text{s}$ を調節して河道への配分流量を $5,600\text{m}^3/\text{s}$ とする。

○主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は綾部において $4,100\text{m}^3/\text{s}$ とし、八田川、犀川、土師川等の合流量を合わせ福知山において $5,600\text{m}^3/\text{s}$ とし、さらに牧川等の合流量を合わせ天津上において $5,800\text{m}^3/\text{s}$ とする。

第2 京都府の河川整備

京都府総合計画における「しなやかで災害に強い地域」の実現に向け、安心・安全の暮らしを支える治水対策について、河川整備計画に基づき、流域特性や土地利用計画、自然環境に配慮した整備を推進している。

また、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、河川整備を推進する。

一方、あらゆる洪水に対して河川整備等だけで対応することは難しい状況もあることから、洪水による被害を最小限に抑えるため、治水施設整備によるハード対策に加え、貯留浸透施設設置など流域の流出抑制対策や、危機管理型水位計の設置などのさまざまなソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な治水対策を図っていく。

また、河川の氾濫や内水などによる浸水被害発生時に復旧活動を支援するため、排水ポンプ車の効果的な運用を行う。

そのほか、東日本大震災、平成24年8月の府南部豪雨及び平成25年9月の台風第18号災害を教訓に、天井川などでは、一旦破堤し氾濫すれば広域かつ甚大な被害を及ぼすことが予想されるため、堤防や水路橋など河川構造物について補強耐震化を検討し対策を実施する。

さらに、近年の豪雨等による災害の頻発化や、気候変動により将来予測される降雨量増大に備えるため、従来の管理者による対策だけでなく、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策である、「流域治水」の施策を推進していく。

第3節 ダムの現状と洪水調節

第1 既存ダムの洪水調節機能の強化

令和元年台風第19号等を踏まえ、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、令和2年5月に締結された治水協定に基づき、ダムの事前放流等の取組を推進する。

特に、大野ダムについては、洪水調節容量を増大させるため、暫定対応として事前放流目標水位を引き下げ、余裕がある堆砂容量を有効活用した事前放流の充実化を図る。また、放流連絡、放流警報及びダム情報ホームページ等、より分かりやすく緊迫感が伝わるダム情報を提供する。

異常洪水時防災操作に関する情報については、住民の避難等につながる重要な情報であるため、関係機関への放流連絡とあわせて報道機関に情報提供を行い、速やかに住民に周知する。

第2 ダムの現状と洪水調節

1 天ヶ瀬ダム

(1) ダムの現状

ア	目 的	洪水調節、水道用水、発電
イ	管 理 者	国土交通省
ウ	位 置	京都府宇治市槇島町字六石

エ	河川名	淀川水系	淀川（宇治川）
オ	規模	型式	ドーム型アーチ式コンクリート
		堤高	73.0m
		総貯水容量	26,280,000m ³
		計画高水量	2,080 m ³ /s

(2) 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高58mから78.5mまでの容量20,000,000m³を利用してダム地点の計画高水流量2,080m³/sを1,140m³/sに調節する。

ただし、枚方が氾濫注意水位を越えたときは、2次調節として250m³/sに調節する。なお、洪水期以外においても予備放流により洪水調節を行うことができる。

(3) 放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「天ヶ瀬ダム放流通報の連絡系統」に示す。

2 大野ダム

(1) ダムの現状

ア	目的	洪水調節、発電
イ	管理者	京都府
ウ	位置	京都府南丹市美山町檜原
エ	河川名	由良川水系 由良川
オ	規模	型式 重力式コンクリート
		堤高61.4m
		総貯水容量 28,550,000m ³
		計画高水量 2,400m ³ /s

(2) 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高155.0mから175.0mまでの容量21,320,000m³を利用してダム地点の計画高水流量2,400m³/sを1,400m³/sに調節する。

(3) 放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「大野ダム放流通報の連絡系統」に示す。

3 高山ダム

(1) ダムの現状

ア	目的	洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持、発電
イ	管理者	水資源機構
ウ	位置	相模郡南山城村高尾
エ	河川名	淀川水系名張川
オ	規模	型式アーチ重力式コンクリート
		堤高 67.0m
		総貯水容量 56,800,000m ³
		計画高水量 3,400m ³ /s

(2) 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高117.0mから135.0mまでの容量35,400,000m³を利用してダム地点の計画高水流量3,400m³/sを1,800m³/sに調節する。

(3) 放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「高山ダム放流通報の連絡系統」に示す。

4 和知ダム（関西電力）

(1) ダムの現状

- ア 放流施設 ラジアルゲート 4門
スライドゲート 1門
有効貯水容量 1,286,200m³
総貯水容量 5,119,200m³
計画高水量 2,640m³/s

(2) 洪水調節

和知ダムは和知発電所調整池えん堤として設置されたもので、調整池への流入量が300m³/s以上の洪水時には、貯水位を一定に保って自然流量を貯水することなく放流する。

(3) 放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「和知ダム放流通報の連絡系統」に示す。

5 布目ダム

(1) ダムの現状

- ア 目的 洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持
イ 管理者 水資源機構
ウ 位置 奈良市北野山
エ 河川名 淀川水系 布目川
オ 規模 型式 重力式コンクリート
堤高 72m
総貯水容量 17,300,000m³
計画高水量 460m³/s

(2) 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高280.6m（279.2m）から287.3mまでの容量5,400,000m³（6,400,000m³）を利用してダム地点の計画高水流量460m³/sを150m³/sに調節する。

※（ ）は二期制限水位及び対応する洪水調整容量

(3) 放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「布目ダム放流通報の連絡系統」に示す。

6 日吉ダム

(1) ダムの現状

- ア 目的 洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持
イ 管理者 水資源機構
ウ 位置 南丹市日吉町中
エ 河川名 淀川水系桂川
オ 規模 型式 重力式コンクリート
堤高 67.4m
総貯水容量 66,000,000m³
計画高水量 1,510m³/s

(2) 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高178.5mから201.0mまでの容量42,000,000m³を利用してダム地点の計画高水流量1,510m³/sを150m³/sに調節する。

(3) 放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「日吉ダム放流通報の連絡系統」に示す。

7 畑川ダム

(1) ダムの現状

ア 目 的 洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持

イ 管理者 京都府

ウ 位 置 船井郡京丹波町下山

エ 河川名 由良川水系高屋川支川畑川

オ 規 模 型式 重力式コンクリート

堤高 34.0m

総貯水容量 1,960,000 m^3

計画高水量 200 m^3/s

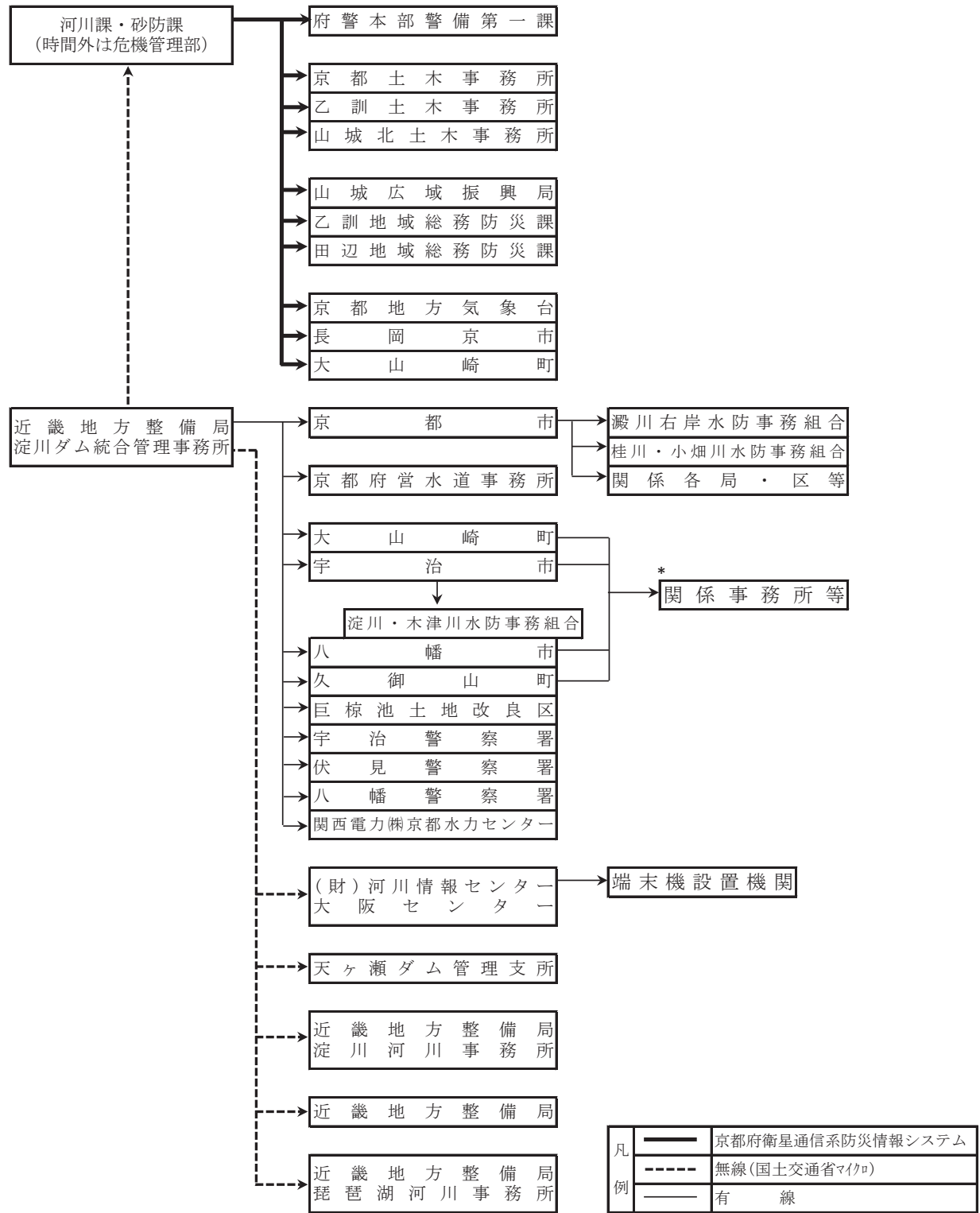
(2) 洪水調節

洪水調節は、30年に1回発生すると予想される降雨で生じる洪水において、ダム地点の計画高水流量200 m^3/s を110 m^3/s に調節する。

(3) 放流通報の連絡系統

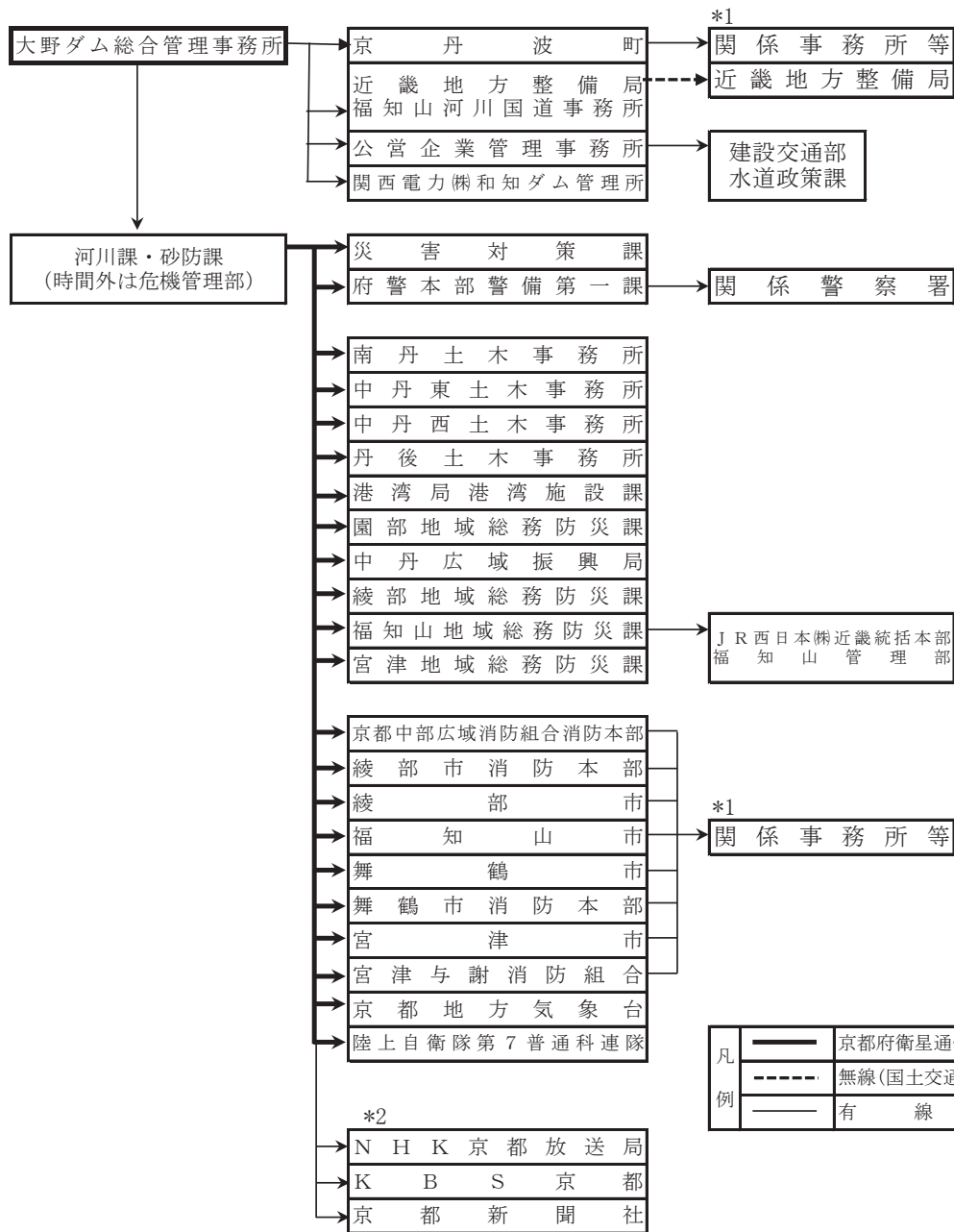
放流通報の連絡系統を「畑川ダム放流通報の連絡系統」に示す。

天ヶ瀬ダム放流通報の連絡系統



* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

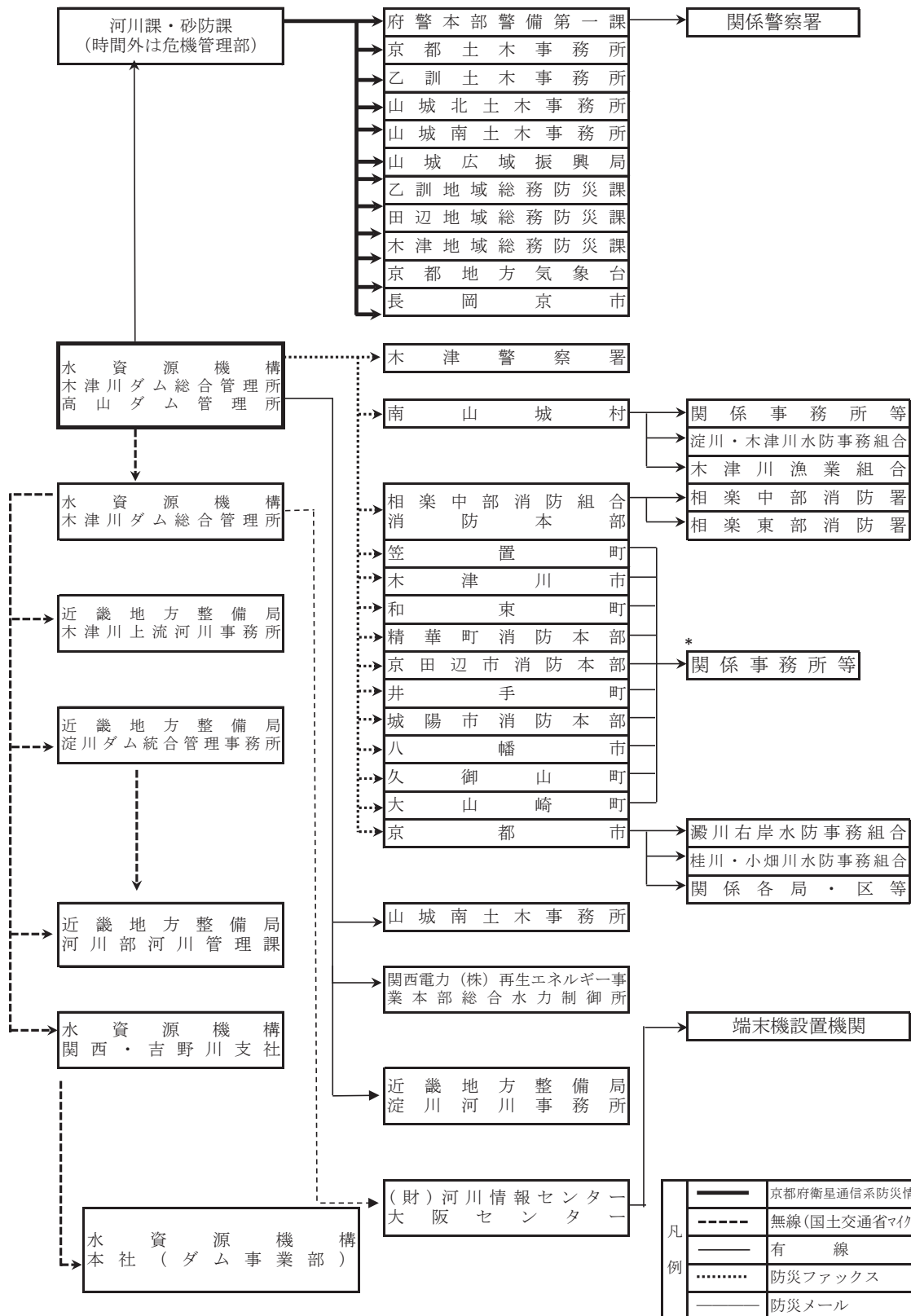
大野ダム放流通報の連絡系統



*1「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

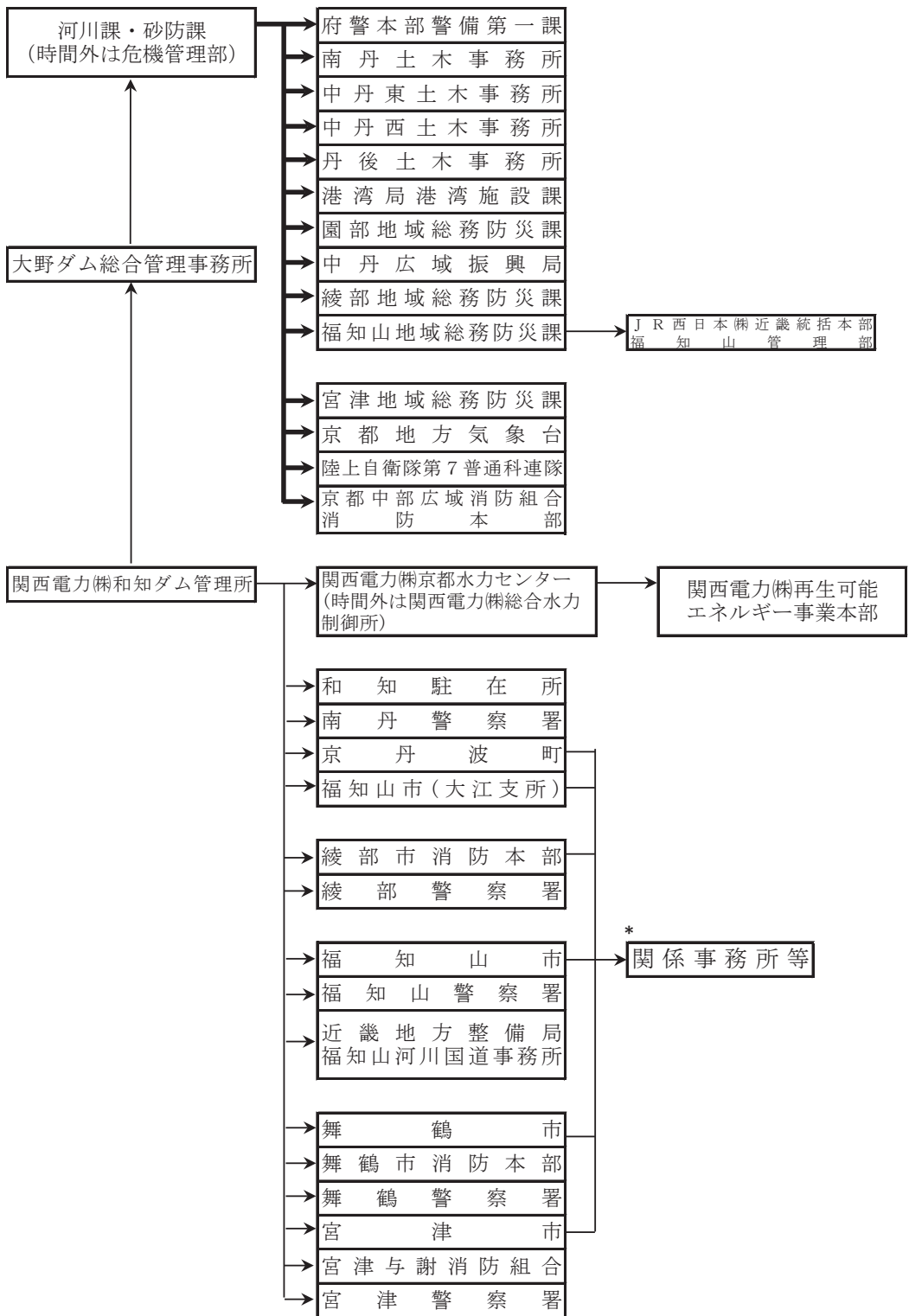
*2「大野ダム異常洪水時防災操作（緊急放流）通知」（⑮-2～5）のみ。

高山ダム放流通報の連絡系統



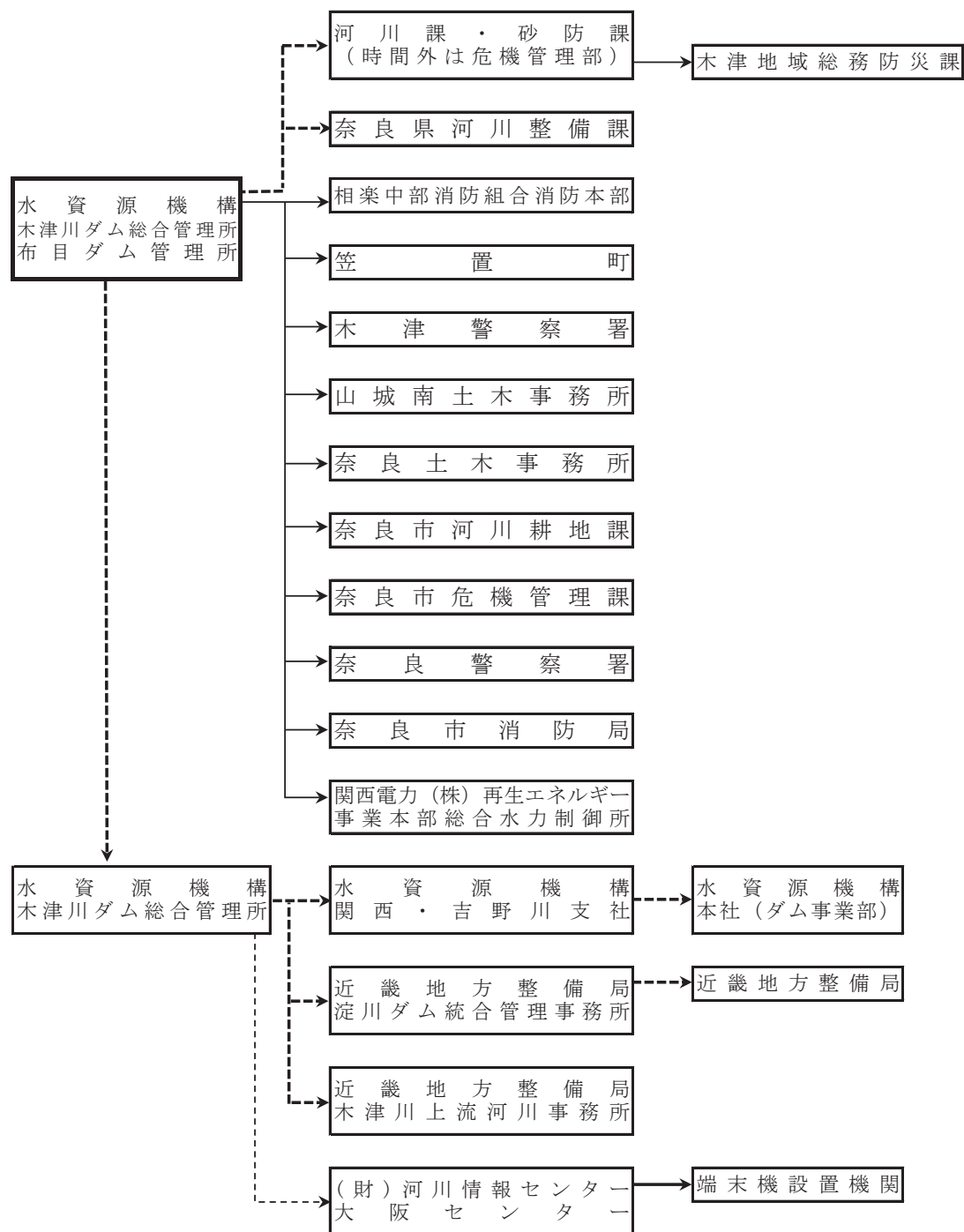
*「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

和知ダム放流通報の連絡系統



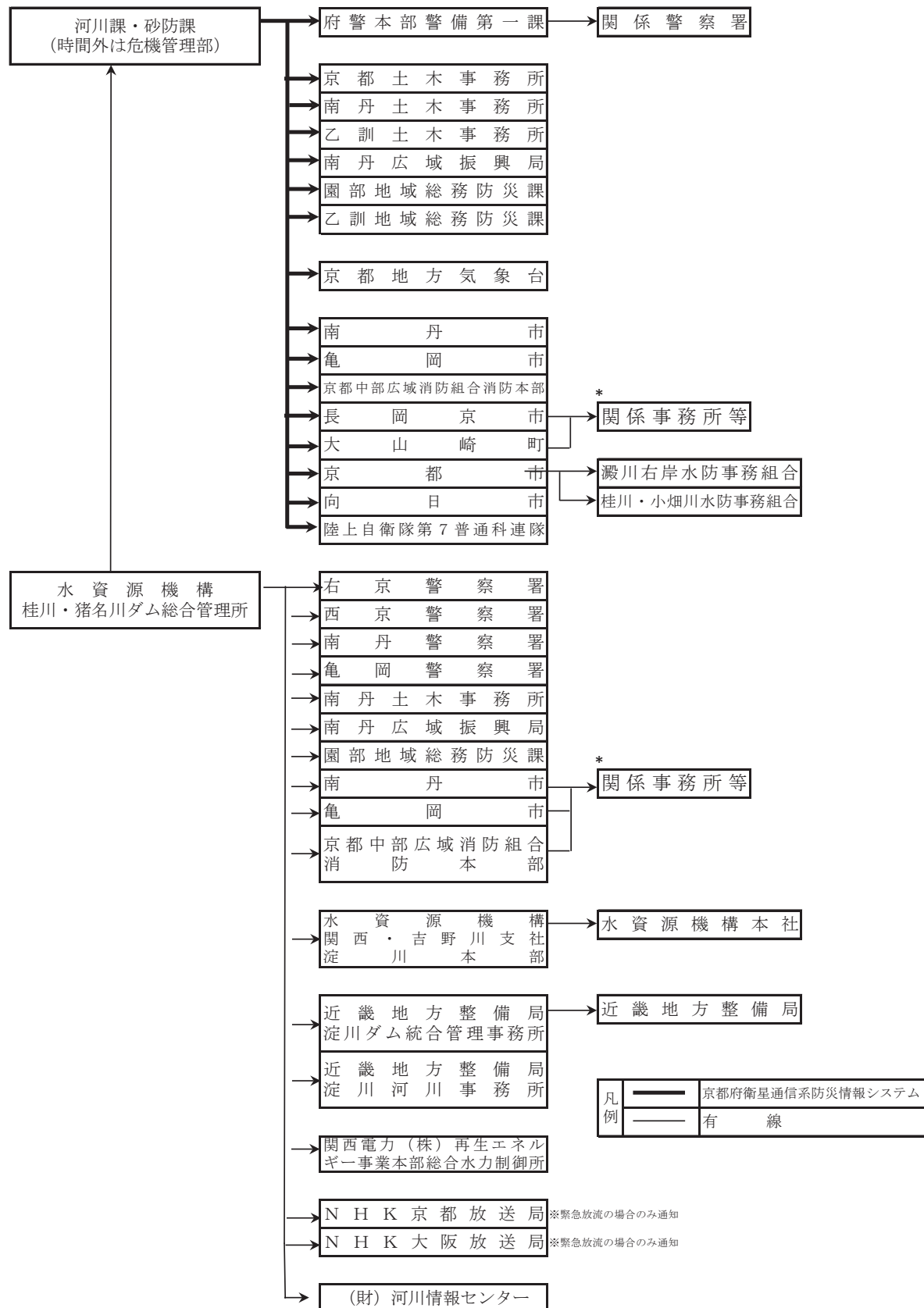
*「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

布目ダム放流通報の連絡系統



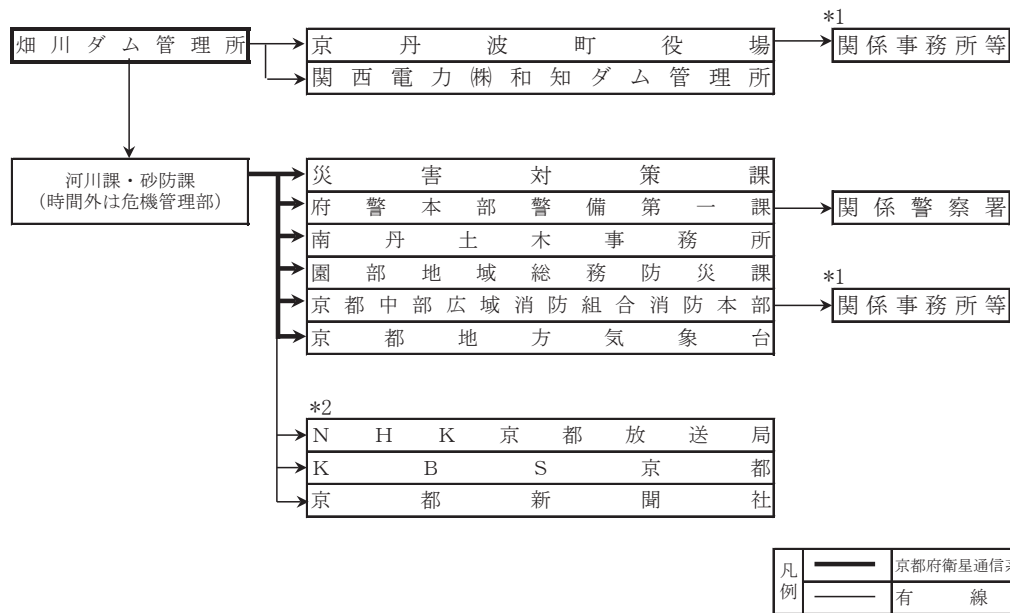
凡例	----	無線(国土交通省マイクロ)
	——	有線
	——	防災メール

日吉ダム放流通報の連絡系統



*「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

畑川ダム放流通報の連絡系統



※1「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

*2「畑川ダム放流連絡受信用紙」(⑩-4~7)のみ。

第4章 林地保全計画

(府農林水産部・近畿中国森林管理局)

第1節 国有林・官行造林地対策計画

第1 現 状

府内には、国有林約4,616ha、公有林野等官行造林地（以下「官行造林地」という。）約1,871haがある。

このうち5,082ha(国有林4,302ha、官行造林地780ha)が水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、干害防備、なだれ防止、魚つき、保健、風致の保安林に指定されている。

これらの保安林については、それぞれの保安機能の維持と向上を図るため、造林事業、治山事業の推進に努めている。

第2 計画の方針

森林整備保全事業計画及び国有林の地域別森林計画に基づき、国有林野の持つ国土の保全等公益的機能の維持増進のための計画的な整備を推進する。

第3 計画の内容

1 山地災害の防止について

府内に所在する各国有林について、健全な林分の育成に努めるとともに、荒廃林地の復旧、山地災害危険地等における災害予防のため治山事業を計画的に実施する。

第2節 民有林対策計画

第1 治山事業

1 現 状

府内森林面積342,243haのうち、民有林森林面積は334,922haであり、そのうち106,340haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、局地的な豪雨の発生や山の手入れ不足などにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。

したがって、治山事業を実施し保安林の機能の維持増進を図るとともに、山地災害危険地や国土安全上重要な森林を保安林に指定し、災害の未然防止に努めている。

2 計画の方針

治山事業実施方針に基づき、崩壊地・山地災害危険地の復旧・予防工事を施行し、山地災害の可及的減少を図り、森林の防災機能を高めるとともに水源かん養機能と保健機能を有機的に発揮する保安林を拡充し、生活環境の保全とあわせて地域の防災施設の計画的な整備をすすめる。

3 計画の内容

(1) 土砂の流出、崩壊による災害の防止

荒廃林地、山地災害危険地等の復旧・予防のため、山地災害危険地調査を踏まえ治山事業を計画的に実施する。

新規に発生する林地崩壊については、山地災害危険地区に繰り入れるとともに緊急を要するものから緊急治山事業を実施する。

更に、公共事業等で採択されない比較的小規模の崩壊については、府単費による復旧や市町村の行う復旧の指導、補助等を行い災害の防止に努める。

(2) 地すべり対策

地すべり防止区域及び地すべり危険地区の地表移動量等に注視しながら、緊急を要するものから防止工事を行う。

(3) なだれ、飛砂等による災害の防止

なだれ危険地や飛砂等による災害の防止のため、治山事業を実施する等により森林の健全な育成を図る。

別 表 林野庁所管の地すべり防止区域

地すべり防止区域名	所 在 地	面 積 ha	地 質	摘 要
木 元	綴喜郡宇治田原町奥山田字木元	17.37	第三紀層	昭和38年指定
土 ケ 畑	亀岡市畑野町土ケ畑澤の上	7.21		昭和47年指定
橋 谷	福知山市大江町字橋谷	63.26		昭和49年指定
舟 ケ 谷	宮津市長江舟ケ谷	54.26		昭和47年指定
田 原	〃 字田原	44.22		平成 5 年指定
田 坪	与謝郡伊根町字野村	8.76		平成20年指定

第 2 保安林の整備

- 1 自然災害や手入れ不足等で保安林機能が低下している保安林を改善するため、各種林業施策を講じ機能の充実を図る。
- 2 保安林の管理を重点的に進め、山地災害危険地区に判定された保安林について、その機能回復を図る。

第 3 森林整備事業（造林事業）

1 現 状

令和 5 年度末の府内の民有林人工林面積は126,452haである。近年、造林面積は70から100ha程度で推移しているが、人工林の伐採後に植林されないケースもあり、伐採跡地における森林の確実な更新が重要である。

さらに人工林の伐採後に植林されないケースも出てきており、伐採跡地における森林の適切な更新が懸念されている。

また、間伐等の実施が遅れたり、放置される森林もあり、公益的機能の低下が懸念されている。これらは木材価格等の低迷や担い手の不足等が原因と考えられる。

2 計画の方針

森林環境保全整備事業計画に基づき、着実な森林の整備を推進することにより、木材の生産機能はもとより森林の公益的機能の高度発揮を図る。

また、平成30年 7 月豪雨や平成30年台風第21号でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨等の災害が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、山地災害の未然防止対策を実施する。

3 計画の内容

森林による二酸化炭素の吸収は、地球温暖化対策において特に重要なものとして位置付けられており、経営の集約化による低コスト化を促進し、人工林の間伐や再造林等を積極的に推進し、森林の適正な整備・保全を図る。

また、採算面から手入れがされず、今後も経営困難な人工林については、国の森林環境譲与税を活用して市町村が災害防止のための間伐など必要な管理を進めることとしており、府としてもこうした市町村の取組が進む

よう林業の専門的な助言、指導を行う一般財団法人京都森林経営管理サポートセンターとも連携し、相談窓口の設置や職員研修等の支援を実施する。

放置され、機能の低下を招いている人工林については、間伐を実施するなどして広葉樹等の導入を図り、針葉樹と広葉樹が適度に混交した災害に強い森林を整備する。

人工林が台風等により倒木被害を受けた場合は、早期復旧に向け、被害木の伐倒や集積等、再造林に向けた整備を支援する。

さらに、人工林の伐採跡地での確な更新が図られていない箇所については、豊かな森を育てる府民税を活用した豊かな森づくり総合対策事業等で植栽を支援し、早期に森林の造成を図ることとする。

第4 山地災害危険地区の周知等

1 山地災害危険地区

地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。

なお、台風通過後等に山地災害危険地区の現地調査を行い、山地災害の危険性が増大したと判断される場合は市町村を通じて地元に周知を行うとともに治山対策を検討する。

2 市町村への資料提供

府は人命保護の立場から山地災害危険地区に関する資料を関係市町村に提供し、市町村地域防災計画に山地災害危険地区対策として組み入れられるよう、助言・支援する。

3 地域住民への周知

人的被災を極力軽減するため、関係市町村を通じて山地災害危険地区に関する情報を住民に周知し、住民の自主避難の判断を支援し、警戒避難態勢の確立に努める。

また、山地災害危険地区に関する詳しい情報は、各広域振興局森づくり振興課及び京都林務事務所で閲覧できるようにすることとし、さらに、山地災害危険地区の位置や種別などをインターネット（京都府ホームページ）に掲載する。（<https://www.pref.kyoto.jp/shinrinhozen/chisan/kikenchiku.html>）

（令和6年3月現在）

山地災害危険地区の種類	箇所数 （うち国有林）	備 考
山腹崩壊	2,831箇所（55）	※該当市町村を下記に示す。
地すべり	26箇所（0）	
崩壊土砂流出	2,329箇所（59）	
合 計	5,072箇所	

※京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町

第5章 砂防関係事業計画

(府建設交通部)

第1節 総 則

土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する目的をもって京都府内の土砂災害警戒区域等、山腹災害危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所及び地すべり危険箇所に対する防災上必要な管理・予報・警戒・避難・通信・連絡に関する関係団体及び住民の活動について指針を示すものである。

また、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、砂防関係事業を推進する。

第2節 総合土砂災害対策推進連絡会

京都府内における土砂災害に関する連絡、調整を行う。

その内容は以下のとおりである。

- (1) 土砂災害防止に関する事項
- (2) 警戒避難体制の確立に関し必要な事項
- (3) その他必要な事項

第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達

土砂災害の発生が予想される箇所について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、概ね5年ごとに基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等に順次指定する。

令和7年2月28日現在における府内の指定区域は下表のとおりである。

関係図書は、砂防課及び関係土木事務所及び関係市町村で縦覧に供し、さらに、指定区域及び基礎調査結果情報をインターネット（京都府ホームページ）に掲載する。

(令和7年2月28日現在)

自然現象の種類	区域指定		備考
	警 戒 区 域	うち特別警戒区域	
土石流	6, 868箇所	4, 379箇所	久御山町を除く府内25市町村
急傾斜地の崩壊	10, 434箇所	10, 204箇所	
地すべり	60箇所	—	
合 計	17, 362箇所	14, 583箇所	

府の地域に土砂災害が発生したり、土砂災害の前兆現象の発見などの通報及び相談が府民から寄せられたときは、関係市町村と連携して被害状況を把握し、情報伝達・共有を図る。

第4節 土砂災害における警戒避難体制

市町村が土砂による被害を受ける恐れのある住民を、適切な避難方法により適切な避難場所へ誘導するために必要な内容は、以下のとおりである。

(1) 警戒または避難を行うべき基準の設定

気象情報、雨量、警戒避難基準（第5節）等を参考に設定する。

なお、大雨には、局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しない場合でも他の危険な兆候が認められた場合には自主的な判断によって避難するよう住民を指導することが大切である。

(2) 適切な避難場所及び避難路の設定、周知

避難場所及び避難路の選定にあたっては、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）の土砂災害を受ける恐れのない場所及び洪水氾濫等の水害を受ける恐れのない場所を選定する。

設定した避難場所、避難経路及び情報伝達経路等は、市町村地域防災計画に記載するとともに、土砂災害ハザードマップを作成して住民に対し周知徹底を図る。

(3) 情報収集及び伝達

日頃から過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば急傾斜地の崩壊等の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、警報、近隣の雨量観測値、関係機関からの災害情報並びに住民からの情報等を収集し的確な判断が出来るよう努める。

収集した情報を、有線放送、広報車、サイレン等の方法により、迅速かつ正確に関係住民に伝達する。

また、迅速かつ円滑な情報収集及び伝達を行うための体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及及び防災活動の実施

市町村は、市町村防災関係職員や住民に対して、土砂災害警戒区域等や避難方法等の防災知識の普及に努める。また、関係機関と協力して土砂災害に対する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にあり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合には、市町村地域防災計画に当該施設を位置づけることとし、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。また、要配慮者利用施設においては、避難に係る計画（避難確保計画）を作成し、避難訓練を実施する。市町村は、避難確保計画や避難訓練の実施状況について定期的に確認するとともに、施設管理者等に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第5節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム

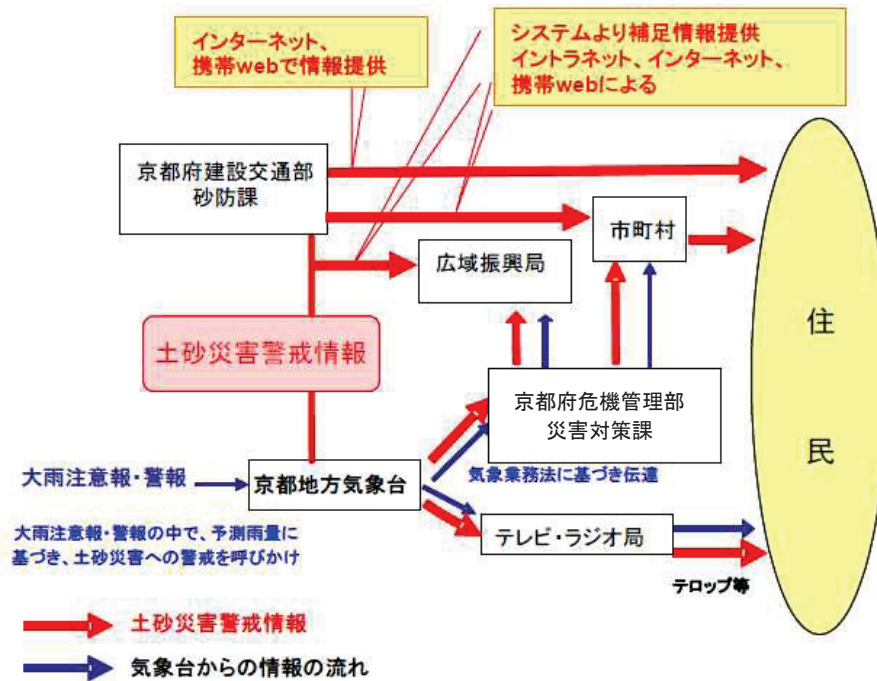
第1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報（目的）

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報が、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。

避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条及び第15条の2、土砂災害防止法第27条）

【土砂災害警戒情報の伝達経路】



第2 基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとする。

- 警戒基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。また、その他必要が認められる場合には、府砂防課と京都地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表する。
- 警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土砂災害警戒区域等の点検結果等を鑑み、府砂防課と京都地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。
- 地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台は「地震等発生後の暫定基準（土砂災害警戒情報）」により基準を取り扱うものとする。

第3 発表単位

該当市町村に対して土砂災害警戒情報を発表する。ただし、合併市町村及び京都市は、旧町及び区別で発表する。(48箇所)

第4 留意点

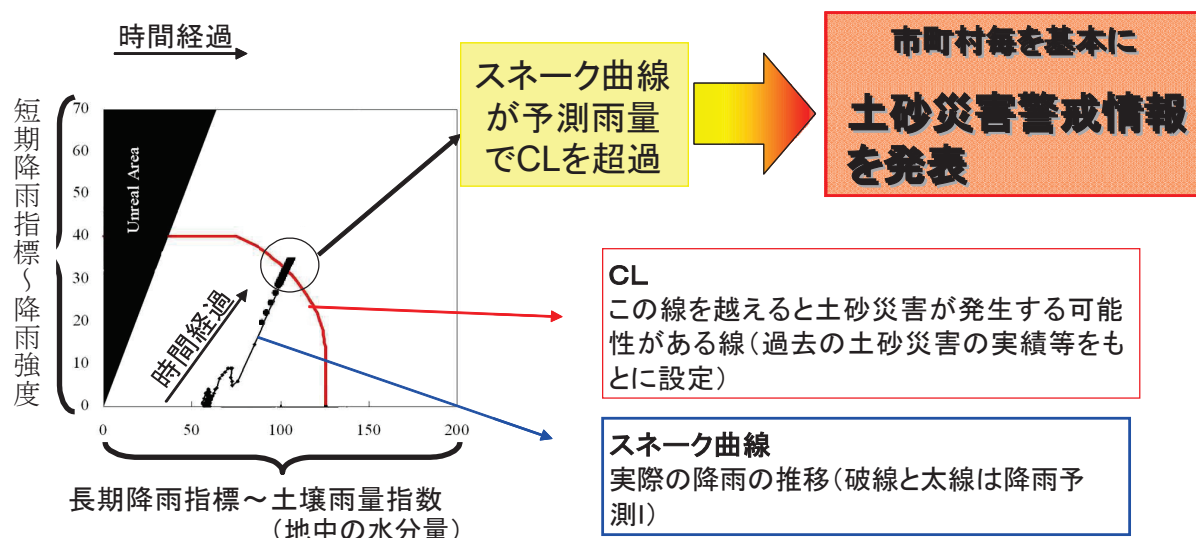
- 土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災害は表現できない。
- 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。
- 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

第5 京都府土砂災害警戒情報システム

1 システムの概要

本システムは気象台による降水予測と、京都府の作成した1kmメッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。

情報発表の判定方法



2 市町村への情報提供

京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）において災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを活用して伝達するとともに事前に登録されているPCメール、携帯メールに対して危険度の通知を行う。また、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）により地図上で危険度レベルの確認できる情報をイントラネット、インターネット、携帯Webで発信を行う。

3 用語解説

解析雨量：気象庁の地域気象観測所（アメダス）と京都府の雨量観測所及び国土交通省の雨量観測所の観測値と、気象レーダー・エコーから1キロメッシュ毎の降水量を推定したもの。

土壌雨量指数：長期降雨の指標。積算雨量との違いは、24時間以上前の先行降雨も取り込んでいる。直近の雨ほど土壌中に多く残るといった土壌の特性をモデルに組み込んでいる。

CL：この値（線）を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線。過去の土砂災害の実績をもとに設定しており、大きな土砂災害が発生した場合等には、検証を行った上で必要に応じて見直すこととし、さらなる精度向上を図ることとする。

第6節 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

第1 緊急調査

重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づき、国土交通省及び京都府が次のとおり緊急調査を行うものとする。

1 国土交通省が実施するもの

- (1) 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流（次のア、イを共に満たす場合）

ア 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合

イ おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

- (2) 河道閉塞による湛水（次のア、イを共に満たす場合）
 - ア 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合
 - イ おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

2 京都府が実施するもの

- (1) 地すべり（次のア、イを共に満たす場合）
 - ア 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合
 - イ おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

第2 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第31条）

国土交通省又は京都府は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第31条により関係市町村長に通知するとともに一般に周知するものとする。

なお、国土交通省が緊急調査を行ったものについては京都府へも土砂災害緊急情報が通知される。

第7節 砂防対策計画

第1 現 状

府内の山や溪流は、戦前は木の乱伐、戦後は昭和28年、34年、61年等とたび重なる風水害によって著しく荒廃し、これまで山腹工、砂防堰堤等の土砂対策工事を実施してきた。

しかし府内の山間地の地質は第三紀層、丹波層群中・古生層が比較的多く、ひとたび風水害、特に局地的大雨の風水害を受けると、山腹崩壊、溪岸の浸食等による土砂災害をうけやすい。

砂防工事は、この土砂を上流でくいとめ、また、調節するために、戦前は山腹工を中心に、戦後は砂防堰堤、溪流保全工等の溪流工事を中心に施工された。

また、府内には次のとおり砂防指定地がある。（令和7年3月1日現在）

面的な指定 示数 54

溪流の指定 溪流数 1,077

第2 計画の方針と内容

土砂災害を未然に防止するため、社会資本総合整備計画等に基づき水系一貫の治水効果を十分発揮することを考慮して、すでに荒廃しており今後なお増大するところや将来その恐れのあるところを重点に砂防事業を推進している。

砂防は、河川工事の根源といわれるように、いくら下流の河川を改修しても、その上流の山地が荒れていたり、溪岸が浸食されては、洪水時に土砂を含んだ水が流れ出て、堤防や護岸を破壊し、河道に異常な土砂の堆積を起し、氾濫の原因になる。

この土砂を土砂生産地帯でくいとめるため、治山事業とも調整し山腹斜面の安定と崩壊の拡大を防ぎ、新しい崩壊等を防止する。また、土砂れきの流下や溪床の浸食を防ぎ、溪床の勾配を緩やかにして安定させるために砂防堰堤や床固工を設けたり、溪岸の縦横浸食による土砂生産を防ぎ安定させるために溪流保全工等を施工する。

第8節 土石流対策計画

第1 現 状

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、一たん土石流が発生すると、溪岸をけずられ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

府内には、土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された溪

流（溪流勾配15°以上）が6,866溪流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある溪流を含む）あり、その対策を講じる。

第2 計画の方針と内容

土石流の災害を未然に防止するため、砂防堰堤等の整備を社会資本総合整備計画等に基づき推進する。一方、市町村等においては危険区域に対して土砂災害警戒情報システムにより情報がリアルタイムに発信され、降雨状況等をすみやかに把握する措置を講じるなど警戒降雨量に達した場合は、通報により避難体制を確立するよう努める。

特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者利用施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

第9節 地すべり対策計画

第1 現 状

一般に地すべりは特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見ただけでは山くずれと判断しがたいが、最初は緩慢な滑動に始まって最後は山くずれと同じような崩壊をするもので主な原因が地下水に起因しているのが特徴である。

地質的に分類すると第三紀層地すべり、古生層地すべり、中生層地すべり等がある。

府内には、地すべりが発生するおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が60箇所あり、その対策を講じる。

なお、地すべり防止区域は「地すべり防止区域一覧表」のとおりであるが、昭和40年の風水害により新たに丹後半島を中心に地すべりが10数箇所発生した。

第2 計画の方針と内容

地すべりの災害を未然に防止するため、地すべり対策工を社会資本総合整備計画等に基づき推進する。特に保全対象人家が10戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者利用施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

地すべりは現状で述べたとおり、その判定が難しく、軽率に工事を進めるとかえって災害を助長するため、地形、地質調査、表面移動量調査、地下水調査等広範囲にわたって調査する必要がある。

地すべり地帯の特徴は、地質的には第三紀層、中生層、古生層、破碎帯などに多く、また池沼、湿地等が多く存在している地形をなしているが、これは過去に大規模な崩壊があり、その後の地すべりによって形成されたものと考えられる。

また、地下水が豊富なことも特徴のひとつである。

地すべり対策工事は、前述の調査に基づき適切に進めねばならない。

- 1 地形・地質調査、表面移動量調査、地下水・地表水調査等を広範囲に実施して、地すべり区域、運動形態の特徴、地下水・地表水との関連性等を詳細に調べる。
- 2 地すべり調査結果に基づいて、地すべり防止区域の指定を促進する。
- 3 地すべりの特性と地下水・地表水との関連性に応じて、地下水・地表水を排除する集水井戸、排水ボーリング、暗渠、水路等を設置する。
- 4 地すべり力を抑止するため擁壁工、杭工等を施工する。
- 5 地すべり危険個所の把握や予警報システムの検討及び市町村においては警戒避難体制の整備に努める。

地すべり防止区域一覧表

令和7年4月1日現在

振興局	地すべり防止区域名	所 在 地	面積 (ha)	告示番号	告示年月日	砂防指定地	保安林
山城	小塩	京都市西京区大原野小塩	8.11	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	一部 S11.10	一部 S31.2
	山之上	木津川市加茂町大字北	6.47	建設省告示第12号	昭和35年 1月 8日	一部 S34.1	
	美浪	木津川市加茂町大字美浪	6.24	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	一部 S34.1	
	木元	綴喜郡宇治田原町奥山田字木元	17.37	農林水産省告示第447号	昭和38年 4月10日		
	東畑	相楽郡精華町大字東畑	14.97	建設省告示第298号	昭和47年 3月 3日		
	園	相楽郡和束町園	11.82	農林水産省告示第358号	昭和55年 3月17日		
	切山	相楽郡笠置町大字切山	50.81	建設省告示第812号	昭和57年 3月26日	一部 H15.12	
	白栖	相楽郡和束町大字白栖	23.79	建設省告示第848号	昭和59年 3月31日		
	東畑(追加)	相楽郡精華町大字東畑	5.5	建設省告示第848号	昭和59年 3月31日		
	白栖(追加)	相楽郡和束町大字白栖	6.53	建設省告示第832号	昭和63年 3月18日		
	小塩(2)	京都市西京区大原野小塩	5.23	建設省告示第866号	平成元年 3月31日		
	山之上(追加)	木津川市加茂町大字北	1.71	建設省告示第929号	平成 3年 3月30日		
	天王黒岩	京田辺市天王黒岩	10.67	農林水産省告示第365号	平成 4年 3月16日		
	天王黒岩 (追加)	京田辺市天王黒岩	1.33	農林水産省告示第1066号	平成10年 7月22日		
	小塩(3)	京都市西京区大原野南春日町	9.03	建設省告示第1595号	平成11年 8月16日	一部 S12.7	
	乾谷	相楽郡精華町大字乾谷	5.8	国土交通省告示第192号	令和 3年 3月17日		
			185.38				
南丹	土ヶ畑	亀岡市畑野町土ヶ畑澤の上	7.21	農林水産省告示第940号	昭和47年 6月13日		○ S47.12
			7.21				
中丹	朝代	舞鶴市朝代	7.92	建設省告示第12号	昭和35年 1月 8日		一部 S53.10 一部 S60.10 一部 S50.11
	大山	舞鶴市大山	5.32	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	一部 S26.3	
	上林	綾部市八津合	17.38	建設省告示第387号	昭和37年 3月 1日	一部 S32.3	
	橋谷	福知山市大江町字橋谷	63.26	農林水産省告示第384号	昭和49年 5月10日	一部 S12.7	
	小谷	福知山市大江町蓼原	8.48	建設省告示第985号	昭和54年 5月17日	一部 S43.7	
	小谷(追加)	福知山市大江町蓼原	2.87	国土交通省告示第279号	平成13年 3月21日		
	小谷(追加)	福知山市大江町蓼原、小原田	90.04	国土交通省告示第705号	平成20年 6月 6日		
			195.27				
丹後	牧	宮津市大字日ヶ谷	5.92	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日		一部 S43.4 一部 S55.3 一部 S12.7 一部 S50.11 一部 S23.6 一部 H12.6 一部 S57.12
	藪田	宮津市大字日ヶ谷	14.69	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	一部 S55.3	
	本村	宮津市日ヶ谷	38.7	建設省告示第3545号 (建設省告示第830号)	昭和41年10月22日 (平成 2年 3月31日)	一部 S12.7	
	寺領	与謝郡伊根町大字寺領	9.04	建設省告示第3545号	昭和41年10月22日		
	間人	京丹後市丹後町大字間人	15.94	建設省告示第3545号	昭和41年10月22日		
	舟ヶ谷	宮津市長江舟ヶ谷	54.26	農林水産省告示第940号	昭和47年 6月13日		
	長江	宮津市長江	7.9	建設省告示第1041号	昭和51年 7月 6日		
	菅野	与謝郡伊根町大字菅野	25	建設省告示第850号	昭和57年 3月26日	一部 S23.6	
	落山	宮津市大字日ヶ谷	15.7	建設省告示第824号	昭和62年 3月27日		
	俵野	京丹後市網野町俵野	23.06	農林水産省告示第1419号	平成 5年12月 6日		
	田原	宮津市字田原	44.22	農林水産省告示第1500号	平成 5年12月15日		
	間人 (追加)	京丹後市丹後町大字間人	10.04	国土交通省告示303号	平成19年 3月13日		
	田坪	与謝郡伊根町字野村	8.76	農林水産省告示第1080号	平成20年 7月 7日		
	河来見	与謝郡伊根町大字野村	19.01	建設省告示第299号	平成 9年 2月28日		
			292.24				
	合 計	31箇所	680.10			12箇所	9箇所

第 10 節 急傾斜地崩壊対策計画

第 1 現 状

府内における急傾斜地（傾斜度 30° 以上高さ5m以上のもの）で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が10,434箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）あり、その対策を講じる。

これら急傾斜地のうち緊急性の高いものから、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）第3条により、順次急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」のとおりであり、344箇所となっている。

また、府内には雪崩により人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所（豪雪地帯であって斜面勾配 15° ・高さ10m以上で人家が存在するか、今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）が687箇所あり、その対策を講じる。

第 2 計画の方針と内容

急傾斜地の崩壊を未然に防止するため、急傾斜地崩壊防止対策工を社会資本総合整備計画等に基づき推進する。特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者利用施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

また、急傾斜地崩壊危険箇所の内、

- 1 急傾斜地の調査として、規模・形態・土質、被害を受ける可能性のある人家数・公共施設の種別と数、対策工事の有無等を調べる。
- 2 急傾斜地崩壊危険区域としての指定を促進する。
- 3 雨水排除・植樹・法面保護等の崩壊防止対策を推進する。

		(旧網野町)	253 養子山	網野	S56	H58	1.11	昭55.07.31	昭57.09			
		(旧網野町)				H53	0.76	昭58.09.30	昭64.2号		養子山(2)	
		(旧網野町)					0.21	昭63.03.30	昭61号		養子山(3)	
		(旧網野町)	254 下和田	下和田	S57		1.16	昭57.03.12	昭164号			
		(旧網野町)	255 藤山	藤山	S57		0.13	昭57.11.05	昭509号			
		(旧網野町)	256 大津	大津	S58		1.26	昭58.09.30	昭54号			
		(旧網野町)	257 小浜	小浜	S59		1.22	昭59.01.18	昭54号			
		(旧網野町)	258 大浜	大浜	S60		1.29	昭59.03.31	昭54号			
		(旧網野町)	258 塩江	浜部	S62		1.43	昭62.03.28	昭200号			
		(旧網野町)				H01	1.82	平01.03.31	昭250号			
		(旧網野町)	259 三津北	三津	H02		1.03	昭58.09.30	昭511号			
		(旧網野町)	260 三津南	三津	H02	H08	0.63	平02.03.31	昭254号			
		(旧網野町)					0.07	平08.03.15	昭188号			
		(旧網野町)	261 三津北	三津	H02		1.04	昭58.09.30	昭54号			
		(旧網野町)	262 加茂川	大津	H03		1.38	平03.03.29	昭230号			
		(旧網野町)	263 三津東	三津	H07		0.35	平07.03.24	昭215号			
		(旧網野町)	264 越茂川	越茂川	H08		0.52	平08.03.15	昭188号			
		(旧網野町)	265 三津南Ⅱ	三津	H09		0.40	平09.03.31	昭218号			
		(旧網野町)	266 三津	大津	H10		0.29	平10.03.31	昭218号			
		(旧網野町)	267 新庄	新庄	H14		2.93	平14.03.29	昭195号			
		(旧網野町)				H15		平15.02.14	昭87号			
		(旧網野町)	268 新庄Ⅱ	新庄	H20		4.27	平20.11.14	昭499号			
		(旧丹後町)	269 中浜	中浜	S45	S62	0.68	昭45.12.08	昭663号			
		(旧丹後町)					1.59	昭62.03.28	昭200号			
		(旧丹後町)	270 間入	間入	S48		0.30	昭48.03.30	昭154号			
		(旧丹後町)	271 平	平	S56		8.34	昭56.07.31	昭579号			
		(旧丹後町)					0.91	昭56.12.28	昭930号			
		(旧丹後町)				H16		平16.03.26	昭205号			
		(旧丹後町)				H31	1.39	平17.03.31	昭101号			
		(旧丹後町)	272 間入Ⅱ	間入	S62		1.56	昭58.09.30	昭54号			
		(旧丹後町)	273 間入Ⅱ	間入	S62		1.56	昭58.09.30	昭54号		間入(Ⅱ)	
		(旧丹後町)	274 間入Ⅱ	間入	H02		0.25	平02.03.31	昭254号			
		(旧丹後町)	275 大田	大田	H04		1.30	平04.03.31	昭248号			
		(旧丹後町)	276 中浜Ⅱ	中浜	H06		0.25	平06.03.25	昭236号			
		(旧丹後町)	277 中浜	大津	H07		1.22	平07.03.31	昭248号			
		(旧丹後町)	278 中浜	大津	H11		1.22	平07.03.31	昭248号			
		(旧丹後町)	279 中浜	大津	H12		1.22	平07.03.31	昭248号			
		(旧丹後町)	280 間入小浜	間入	H22		0.05	平22.01.12	昭6号			
		(旧丹後町)	281 間入谷	間入	H22		1.42	平22.12.03	昭578号			
		(旧丹後町)	282 間入谷	間入	H22		0.39	平22.12.03	昭578号			
		(旧弥栄町)	283 河梨	河梨	H09		0.39	昭49.12.03	昭107号			
		(旧弥栄町)	284 河梨	河梨	H10		1.03	昭50.03.31	昭250号			
		(旧弥栄町)	285 河梨	河梨	H07		3.46	平07.03.24	昭215号			
		(旧弥栄町)				H10	0.44	平10.03.31	昭218号			
		(旧弥栄町)				H14		平14.03.29	昭195号			
		(旧弥栄町)	286 河梨Ⅱ	河梨	H08		0.71	平08.03.15	昭188号			
		(旧久美浜町)	287 河梨Ⅱ	河梨	H08		0.96	平08.03.15	昭188号		河梨Ⅱ(河梨、河梨文正親少)	
		(旧久美浜町)	288 河梨Ⅱ	河梨	H08		1.71	平07.04.29	昭248号			
		(旧久美浜町)	289 河梨Ⅱ	河梨	H11			平11.12.03	昭705号			
		(旧久美浜町)	290 河梨Ⅱ	河梨	H12		0.20	平12.08.25	昭523号			
		(旧久美浜町)	290 河梨Ⅱ	河梨	H12	H21	2.69	平12.08.25	昭523号			
								平21.01.13	昭15号			
		小計 箇所 面積	46 71.87									
	伊根町		291 龜島	平田	S46		1.90	昭46.04.06	昭186号			
			292 浦入	浦入	S46		0.47	昭46.04.06	昭186号			
						S51	1.84	昭51.08.03	昭438号			
						S62	0.18	昭62.03.28	昭200号			
			293 西平田	平田	S48		6.00	昭48.03.30	昭154号			
			294 東平田	平田	S57		0.20	昭57.03.12	昭164号			
			295 日出	日出	S58		0.62	昭58.09.30	昭642号			
						S62	0.94	昭58.09.30	昭642号			
			296 本庄	本庄	S62		0.68	昭58.09.30	昭642号			
			297 本庄	本庄	S62		1.13	昭58.09.30	昭642号			
			298 本庄	本庄	S62		0.56	昭58.09.30	昭642号			
			299 本庄Ⅱ	平田	H01		0.25	平01.03.31	昭250号		大津	
			300 泊	泊	H01		2.12	平01.03.31	昭250号			
			301 本庄上	本庄	H01		0.68	平01.03.31	昭250号			
			302 本庄上	本庄	H02		1.36	平02.03.31	昭250号			
			303 本庄上	本庄	H02		1.41	平02.03.31	昭250号			
			304 野尻	本庄上	H05		0.33	平05.05.18	昭345号			
			305 小泊	泊	H07		1.41	平07.03.24	昭215号			
			306 本庄平治	本庄平治	H13	H16	2.05	平13.03.30	昭200号			
						H14	0.75	平14.03.29	昭195号			
			307 本庄南Ⅱ	本庄南	H21		0.75	平21.01.13	昭15号			
			308 本庄南Ⅱ	本庄南	H21		1.37	平21.01.13	昭15号			
			309 本庄南Ⅱ	本庄南	H26		2.09	平26.02.21	昭66号			
			310 本庄上	本庄上	H26		1.64	平02.12.25	昭702号			
			316 小坪	小坪	R3	R4	0.53	令03.09.14	昭507号			
			316 小坪	小坪			0.17	令04.05.20	昭324号			
	小計 箇所 面積	21 30.36										
	与那野町	(旧加悦町)	310 鼻所	鼻所	S45	S47 S57	0.34 0.25	昭45.04.21	昭228号		○	
		(旧加悦町)					0.29	昭47.01.25	昭29号		○	
		(旧加悦町)	311 鼻所Ⅱ	鼻所	S60		0.46	昭50.03.31	昭250号		鼻所	
		(旧加悦町)	312 大野山	加悦	H01		1.36	平01.03.31	昭250号			
		(旧加悦町)	313 鼻所	鼻所	H09		0.05	平09.05.12	昭286号			
		(旧岩滝町)	314 鼻所	鼻所	S48		0.70	昭48.03.30	昭154号			
		(旧岩滝町)	314 鼻所Ⅱ	鼻所	S48		1.47	昭48.03.30	昭154号			
		(旧岩滝町)	315 大内	弓木	H08		0.76	平08.01.23	昭33号			
		(旧岩滝町)				H10	0.17	平10.03.31	昭218号			
		(旧岩滝町)	316 石田	石田	H20		1.12	平20.02.26	昭18号			
		(旧野田川町)	317 石川	石川	S47	S56	1.10	昭47.01.25	昭29号		石川Ⅱ	
		(旧野田川町)					4.47	昭56.07.31	昭579号			
		(旧野田川町)	318 石川Ⅱ	石川Ⅱ	S56		0.45	昭56.07.31	昭579号		石川Ⅱ	
		(旧野田川町)	319 石川Ⅱ	石川Ⅱ	S56		0.24	昭56.07.31	昭579号		石川Ⅱ	
		(旧野田川町)	320 石川Ⅱ	石川Ⅱ	S56		0.24	昭56.07.31	昭579号		石川Ⅱ	
		(旧野田川町)	321 土境	石川	H09		0.90	平09.02.07	昭63号			
	小計 箇所 面積	13 16.14										
計	箇所 面積	99 127.99										
合計	箇所 面積	344 434.35										

第 1 1 節 土砂災害復旧計画

土砂災害後の復旧体系は次のとおり

災害の種別	法指定	事業の種類	根拠法令
土石流	砂 防 指定地 保安林 指定地	・ 災害関連緊急砂防事業 ・ 砂防激甚災害対策特別緊急事業 ・ 砂防設備災害復旧事業 ・ 特定緊急砂防事業 ・ 災害関連緊急治山事業 ・ 治山激甚災害対策特別緊急事業 ・ 林地荒廃防止施設災害復旧事業	・ 砂防法 ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・ 森林法
急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域 区域等なし 保 安 林 指 定 地 区域等なし	・ 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 ・ 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業 ・ 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 ・ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 ・ 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 ・ 災害関連緊急治山事業 ・ 治山激甚災害対策特別緊急事業 ・ 林地荒廃防止施設災害復旧事業 ・ 林地崩壊防止事業	・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・ 地方財政法 ・ 森林法
地すべり	地すべり防 止区域	・ 地すべり激甚災害対策特別緊急事業 ・ 災害関連緊急地すべり対策事業 ・ 地すべり防止施設災害復旧事業 ・ 特定緊急地すべり対策事業	・ 地すべり等防止法 ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
雪崩		・ 災害関連緊急雪崩対策事業	

土砂災害警戒区域等一覧表

(令和5年4月1日現在)

市町村別		林 地 保 全			農地保全	
		山 地 災 害 危 険 地 (国有林分)			なだれ危険地	地すべり
		山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり		
京都林務	京都市	3 0 4 (34)	3 3 6 (39)			
	向日市	2				
	長岡京市	1 9	7			
	大山崎町	8	1			
	小計	3 3 3 (34)	3 4 4 (39)			
京 都 府 山 城 広域振興局	宇治市	4 4	5 0			
	城陽市		3			
	久御山町					
	八幡市	5				
	京田辺市	3	1			1
	井手町	1 (8)	3			
	宇治田原町	5 3	4 6	1		
	木津川市	8 9 (1)	2 1 (1)			
	笠置町	2 7	1 6			
	和束町	3 8	3 6			1
	精華町	5				
	南山城村	5 2	2 1			
	小計	3 1 7 (9)	1 9 7 (1)	1		2
京 都 府 南 丹 広域振興局	亀岡市	1 1 1	1 6 4	1		
	南丹市	2 5 2	2 0 9		9 1	
	京丹波町	6 4 (2)	1 1 2 (4)	1		
	小計	4 2 7 (2)	4 8 5 (4)	2	9 1	
京 都 府 中 丹 広域振興局	綾部市	2 5 5	1 9 1 (7)		3	
	福知山市	3 9 9	4 0 1	4	1 0	
	舞鶴市	3 5 3	2 1 9 (3)	7	8	
	小計	1 0 0 7	8 1 1 (10)	1 1	2 1	
京 都 府 丹 後 広域振興局	宮津市	1 1 9 (7)	1 1 0 (2)	4	4	
	与謝野町	7 8	8 5		1 8	
	伊根町	5 0 (1)	2 3	2	2 1	
	京丹後市	4 4 5 (2)	2 1 5 (3)	6	8 7	1
	小計	6 9 2 (10)	4 3 3 (5)	1 2	1 3 0	1
合計		2, 7 7 6 (55)	2, 2 7 0 (59)	2 6	2 4 2	3

土砂災害警戒区域等指定状況(R7.2.28)

市町村名 (土木事務所名)	最終見込み		指定数							
			計		土石流		急傾斜		地すべり	
	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別
京都市	2,405	2,045	2,405	2,045	930	616	1,475	1,429	0	0
京都土木 小計	2,405	2,045	2,405	2,045	930	616	1,475	1,429	0	0
西京区一部	120	95	120	95	38	23	80	72	2	0
向日市	14	10	14	10	1	1	13	9	0	0
長岡京市	57	44	57	44	19	11	38	33	0	0
大山崎町	31	26	31	26	8	5	23	21	0	0
乙訓土木 小計	222	175	222	175	66	40	154	135	2	0
宇治市	269	223	269	223	109	72	160	151	0	0
城陽市	18	15	18	15	4	1	14	14	0	0
八幡市	46	35	46	35	11	3	35	32	0	0
京田辺市	160	121	160	121	41	17	118	104	1	0
井手町	50	34	50	34	20	4	30	30	0	0
宇治田原町	194	157	193	157	94	59	98	98	1	0
久御山町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山城北土木 小計	737	585	736	585	279	156	455	429	2	0
木津川市	355	294	353	292	75	29	275	263	3	0
笠置町	92	70	92	70	40	23	51	47	1	0
和束町	179	140	155	119	53	25	99	94	3	0
精華町	88	79	85	76	4	1	79	75	2	0
南山城村	164	140	164	140	60	38	104	102	0	0
山城南土木 小計	878	723	849	697	232	116	608	581	9	0
右京区一部	19	18	19	18	9	8	10	10	0	0
亀岡市	760	628	760	628	325	203	434	425	1	0
南丹市	1,772	1,540	1,752	1,522	691	476	1,060	1,046	1	0
京丹波町	1,379	1,194	1,379	1,194	565	396	812	798	2	0
南丹土木 小計	3,930	3,380	3,910	3,362	1,590	1,083	2,316	2,279	4	0
舞鶴市	2,216	1,828	2,209	1,822	985	614	1,218	1,208	6	0
綾部市	1,678	1,375	1,671	1,369	707	424	961	945	3	0
中丹東土木 小計	3,894	3,203	3,880	3,191	1,692	1,038	2,179	2,153	9	0
福知山市	2,384	2,061	2,384	2,061	946	648	1,430	1,413	8	0
中丹西土木 小計	2,384	2,061	2,384	2,061	946	648	1,430	1,413	8	0
宮津市	609	475	609	475	276	153	324	322	9	0
京丹後市	1,765	1,478	1,764	1,478	574	329	1,181	1,149	9	0
伊根町	136	111	136	111	37	20	91	91	8	0
与謝野町	485	410	485	410	257	183	228	227	0	0
丹後土木 小計	2,995	2,474	2,994	2,474	1,144	685	1,824	1,789	26	0
市町村にまたがる指定箇所	-18	-7	-18	-7	-11	-3	-7	-4	0	0
合計	17,427	14,639	17,362	14,583	6,868	4,379	10,434	10,204	60	0

第6章 農業用施設防災計画

(府農林水産部)

第1節 現 況

第1 現 状

ため池、頭首工（取水堰）、用排水路、農道などの農業用施設は、府内各地に多数存在し、農業生産はもとより農村の生活や自然環境を支える施設として、その役割を担っているが、これらは、自然的にも、社会的にも災害を受けやすい状況にあり、これまでに大雨等による数多くの災害に見舞われてきている。

第2 農業用ため池

農業用ため池は府内に約1,500箇所あり、耕地面積の約4割に当たる13,300haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらすことが予想され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。

特に決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、「防災重点農業用ため池」と位置づける。

具体的な選定基準は以下のとおりとし、選定は地域の実情を十分に把握している市町村と協議の上、京都府が行う。

- ・ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- ・ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの
- ・ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの
- ・地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から京都府及び市町村が必要と認めるもの

第3 地すべり防止区域

地すべりは、発生地域の地形、地質等の状況により、千差万別であるが、一般的には、土地の一部が下部前方に移動し上部は滑落崖となり、下部は押し出されて隆起することが多い。

京都府における農地保全に係る「地すべり防止区域」は次表のとおりである。

農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域

地域名	所在地	面積	地層	適 用
園	相楽郡和束町園	11.82ha	第三紀層	昭和55年度指定（農林水産省）
天王黒岩 〃	京田辺市天王黒岩 〃	10.67ha 1.33ha	新第三紀層 新第三紀層	平成3年度指定（農林水産省） 平成10年度指定（農林水産省）
俵野	京丹後市網野町俵野	23.06ha	新第三紀層	平成5年度指定（農林水産省）

なお、地すべりによる農地および農業用施設の保全と下流地域への波動被害を防止するため、危険箇所の調査を行い、必要に応じて対策事業を実施する。園地域においては昭和55年度から対策事業（府営）を実施し、昭和63年度完了となっている。天王黒岩地域においては平成3年度に災害関連緊急対策事業（府営）を、平成4年度から対策事業（府営）を実施し、平成13年度に完了している。俵野地域においては、平成4年度に災害関連緊急対策事業（府営）を、平成5年度からは対策事業（府営）を実施し、平成11年度に完了している。

第2節 計画の方針

第1 一般事項

豪雨、洪水、地震、高潮および津波など災害発生時を予想し、要注意のものを重点にしながら、順次補強事業を実施するとともに、管理、保全指導の徹底を期し、災害の未然防止に万全を図るものとする。

第2 農業用施設関係

災害の未然防止を図るため、市町村及び施設管理者は農業用施設の防災対策を計画する。

広域振興局及び農村振興課（以下「広域振興局等」という。）は、改修を要する農業用施設については、関係市町村及び施設管理者に注意を喚起するとともに、施設整備の早期実施を指導する。

また、施設被災（以下「一次災害」という。）に伴い人家や公共施設に被害（以下「二次災害」という。）が予想される施設については、広域振興局等は、ハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を順次進めていくよう関係市町村及び施設管理者を指導する。

併せてため池については、ため池監視システムの導入により、ため池の監視管理体制の強化及び流域治水対策の充実を図る。さらに、府内において平成30年7月豪雨や令和5年台風第7号でも甚大な被害が発生しており、全国的にも災害の激甚化・頻発化していることを踏まえて、決壊防止等を図るため、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）」に基づき、防災工事等を集中的かつ計画的に推進する。

第3節 計画の内容

農業用施設の一次災害予防と施設の安全対策及び二次災害への備えとして、市町村及び土地改良区並びに農業施設管理団体に対して、以下の内容について助言・支援する。

第1 一般事項

1 ソフト対策

(1) 農業用施設台帳整備と定期点検

農業用施設の防災計画に役立てるため、広域振興局等は、関係市町村が整備する各種農業用施設台帳を備え付けるとともに、各市町村等に定期点検調査を促す。

特にため池については、諸元情報をデータベース化するとともに、関係市町村及びため池管理者に対して、定期的に点検調査を実施し、異常の早期発見や放水に支障となる流木の除去等に努め、豪雨が予想される際に事前の排水操作を徹底するよう助言・支援することにより、ため池管理者等が日常管理と緊急時に必要な処置が行えるよう啓発する。なお、増水時の排水操作を的確に実施するため、監視装置、水位計の設置や排水口の遠隔操作機能（ICT）の付加を検討する。

(2) ハザードマップ（安心・安全マップ）等

大雨・地震等の災害により浸水等周囲に多大な影響を与える農業用施設については、住民避難の参考となる被害想定地域と避難経路等を示したハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を図るよう関係市町村に促す。

特に決壊した場合、下流人家等への被害が予想されるため池については、広域振興局等は、関係市町村及びため池管理者に対し、ため池のハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を進めるよう、助言・支援する。

なお、関係市町村は、作成したハザードマップの下流の人家等への配付により危険情報を共有する等公

表に努めるとともに、府は、公表の際には京都府マルチハザード情報提供システムに掲載する。

また、広域振興局等は、気象情報をもとにため池の決壊等の危険性を予測し、ため池防災支援システムにより関係者に防災情報を提供し、関係市町村及びため池管理者等との緊密な連絡体制の充実を図る。

2 人身事故防止対策

農業用施設における人身事故を防止するため農業用施設の平時の巡視点検調査をより一層慎重に実施し、事故が発生するおそれのある危険箇所については、安全柵の設置等すみやかに事故防止の適切な処置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にし事故防止の積極的な協力を呼びかけること。

第2 個別事項

1 大雨、洪水対策

集中豪雨や台風によりもたらされる大雨、洪水から農業用施設の一次災害を防止するための日常的な対応措置をとること。

(1) 農業用ため池

- ア 巡視による異常の早期発見及び報告、特に草刈り及び流木除去の励行
- イ 斜樋底樋の点検整備
- ウ 堤体の応急補強と通行規制
- エ 洪水吐及び下流放水路障害物の除去
不用貯水の排除及び事前放流の徹底
- カ 農業用以外に利用されるため池の適正な管理者への移管
- キ 未利用ため池の廃止

(2) 頭 首 工

- ア 洪水流下を阻害しないように取水口、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート（角落としのものを含む。）の整備点検、操作の演習
- イ 取水ゲートからの河水流入防止措置

(3) 用排水路

- ア しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- イ 水路中の各種ゲートの整備点検、操作

(4) 用排水機場（ポンプ）

- ア 原動機ポンプ及び附帯設備の点検整備、試運転
- イ ディーゼル機関の燃料の確保、保管
- ウ 浸水するおそれがある用水ポンプ用原動機の格納
- エ 排水機場内に浸水のおそれがある場合の場内排水の準備と整備

(5) 農 道

路面の補修、側溝、暗きよ、溜桝、排水管等、排水施設のしゅんせつ、清掃

(6) 工事中の施設

仮締切の点検

2 雪害対策

(1) 融雪による洪水に対しては大雨、洪水の対策と全く同じとする。

(2) 降雪、積雪、なだれ等により災害発生のおそれのある施設は事前に十分点検管理、補強を行い、災害を未然に防止する処置をとること。

3 地震対策

(1) 農地や農業用施設の一次災害が最小限となるよう、保守管理を徹底すること。農業用施設（コンクリート、鉄筋コンクリート及び土質構造物等）については、常にその亀裂、沈下、歪等を調査し、地震による被害が明確に把握できるようにしておくこと。

- (2) 地震に弱いと判定される構造物については可能な工法で補強を行っておくこと。対策工事や施設改修にあたっては、地震時に二次災害を与える恐れのある場合は耐震性を考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保としての活用について検討すること。

4 高潮・津波対策

農業用海岸保全施設については、常に破損等を調査し、高潮、津波による破壊と接する農地の流失を未然に防止するよう十分考慮すること。

第7章 内水対策計画

近畿地方整備局
府農林水産部
府建設交通部

第1節 内水対策の現況

府内の大河川である宇治川・木津川・桂川・由良川は、いずれも中流・下流域においては縦断勾配の緩やかな築堤河川となっている。大河川沿いの低平地には古くから水田が開けて農村集落が形成されていたが、戦後の高度成長期には大都市近郊の新興住宅地として急速に市街化が進んだ地域もある。

これら低平地の多くは、大河川の増水時には地盤高が河川水位よりも低く、内水による浸水被害を軽減するためポンプによる防排除を含めた総合的な内水対策が必要である。このため、大河川を管理する国土交通省や支川（内水河川）を管理する京都府（京都市）により設置された排水機場のほか、耕地・農村集落を中心とした地域は土地改良区等（一部は農林水産省・京都市）が、市街地を中心とした地域は下水道管理者としての市町（一部は京都府）がポンプ場を設けて内水の排除を行っている。また、ポンプ場の整備と併せて土地改良区等と下水道管理者はポンプ場に至るまでの開水路や管渠の整備も行っており、更に近年では下水道で貯留施設を整備する事例も増えてきている。

平成29年台風第21号、平成30年7月豪雨により由良川流域において、内水被害が発生したことから、由良川減災対策協議会大規模内水対策部会において、沿川自治体や関係機関が連携して対策に取り組んでいる。

第2節 内水河川における対策

第1 古川

- 1 近年の淀川流域の発展は著しいものがあり、特に当該地区は大阪京都間の交通機関等重要な地域となっており、昭和41年度より建設省において流域の内水排除施設計画の検討を進め久御山排水機場を既設巨椋池排水機場横に設置したものである。

	久御山排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	90m ³ /s
排水先	宇治川

- 2 木津川右岸の久御山町、宇治市、城陽市を流下する古川流域では、過去から幾度となく洪水が発生し浸水被害を受けてきた。特に高度成長期に流域内の丘陵地の宅地化が急速に進行する中、昭和61年の大規模な浸水被害を契機に城陽排水機場の整備に着手し、平成2年から運用を開始した。

	城陽排水機場
施設管理者	京都府
総能力	15m ³ /s
排水先	木津川

第2 岡本川

宇治川右岸の宇治市街地を流下する岡本川流域では、市街化の進展とともに宇治川からの逆流や宇治川水

位上昇時の排水不良による内水被害が頻発するようになり、昭和51年度に内水排除を目的に針ノ木排水機場が最下流部に設置された。

	針ノ木排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	3 m ³ /s
排水先	宇治川

第3 堂の川

昭和28年9月台風13号、昭和34年8月、昭和36年6月の大雨による被害は甚大で、山科川は各所にわたり越流氾濫し、一方、淀川本川の背水の影響を受けて下流部の低地帯は、ほぼOP+17.5mで浸水を繰り返してきた。水害に対処するため、近畿地方整備局、京都府による山科川改修計画が立案され、築堤は一級河川指定区間については暫定的完了し、一級河川指定区間外区間についてもほぼ完了し、内水対策として近畿地方整備局は宇治川筋に向島大島樋門、山科川筋に大島樋門を築造した。

なお、堤内地の土地開発が各所にみられるが大きいものに御蔵山一帯の宅地造成地があり、六地藏池、木幡池の周辺低地部に盛土による宅地等の造成が進められている。

	大島排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	6 m ³ /s
排水先	山科川

第4 大谷川

八幡市西垣内に源を発し、北上して、戸津西方約500m付近で防賀川と合流、更に1,300m北上して八幡排水機場への導入路を分派し、西に方向を転じて約500mで旧大谷川をあわせ、八幡市市街地を貫流、男山の山裾に沿って淀川との狭部を流下し、橋本付近では淀川の本堤裏を流れ橋本樋門を経て淀川の堤外に出ている。

堤外に出たからは、約3,200m本堤に沿って南下し、船橋川合流点付近(31K400)で本川に合流している。

この間背割堤で本川と分離されており、さらに橋本樋門下流約900mには背割堤に樟葉樋門がありかんがい期以外はこの樋門を経て本川に出ている。一方の防賀川は京田辺市東及び興戸を起点とし、馬坂川を併せ、天津神川、手原川の河床を暗きょで通過し、約2km北西進して虚空蔵谷川を合わせ約800m北進して、八幡市内里付近で西に向きを変えさらに約2kmで大谷川に合流する。

	八幡排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	56 m ³ /s
排水先	木津川

第5 新川

桂川右岸の京都市南区を流下する新川流域では、昭和40年代以降の市街地の拡大により、土地利用が大きく変貌したことから、河川断面の拡大と合わせて、昭和55年度に新川排水機場が設置された

	新川排水機場
施設管理者	京都府
総能力	30m ³ /s
排水先	桂川

第6 西羽束師川

西羽束師川は、桂川（一級河川指定区間外区間）右岸の平坦地を流れ桂川に注ぐ本川約 3.8 km支川約 3 kmの河川である。西京区桂地区から南区久世、向日市を経て伏見区久我、羽束師に至る 18.8km²の葉状の流域を形成し、川幅約 6～29 m、勾配約 1,500 分の 1 の川床の高低の少ない河川で低地帯に位置し、常時浸水地区となっている。

本河川は、農業用排水幹線用水源としても利用されていたため河積は小さく、上流部の西京区桂、向日市地区の新興住宅地の流水を流下するのは不可能な状態である。

平成5年度に西羽束師排水場が、平成15年度に本川の暫定改修が完成した。

	西羽束師排水場
施設管理者	京都府
総能力	60m ³ /s
排水先	桂川

第7 弘法川

弘法川は、福知山市荒河地先で和久川と合流して現在の荒河排水機場地点で由良川本川へ流入していた。昭和46年から内水対策を検討する中で、和久川を捷水路で直接由良川本川へ流入させるとともに、弘法川は、和久川をサイフォンでくぐる形状とした。

また、内水排除施設として平成6年度にポンプ2台が、平成28年度には緊急排水ポンプ2台が完成した。

さらに、令和2年度には新荒河排水機場に常設型ポンプ2台も完成した。

	荒河排水機場	弘法川排水機場	新荒河排水機場
施設管理者	国土交通省	国土交通省	京都府
総能力	13m ³ /s	14m ³ /s	11m ³ /s
排水先	由良川	由良川	由良川

第8 法川

法川は、福知山市南部堀地区の山地に源を発し、北東に向って同市南部を流下し、福知山城址を経て由良川に合流している。

法川流域の下流部低地帯は出水の毎に浸水被害が生じていた。水害に対処するため建設省は昭和44年度より調査を実施し、平成12年度に法川排水機場の3台のポンプ設置が完了した。また、平成28年度には緊急排水ポンプ2台が完成した。

令和2年度には緊急排水ポンプ6台が完成した。

	法川排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	27m ³ /s
排水先	由良川

第9 その他の由良川支川

平成30年7月豪雨における由良川流域の大規模な内水浸水被害を踏まえ、国、府、市が連携し、河道内樹木の伐採や河道掘削による本川水位の低下、水位情報把握のための危機管理型水位計設置、貯留・排水機能の向上、排水ポンプ車の活用等、内水対策を推進する。

第3節 土地改良区等の対策

第1 洛西地区

本地区は京都市の西南部に位置し、地区内下流の南区（久世）、伏見区（久我、羽束師）、長岡京市、大山崎町で地表勾配も緩く、低湿地である。

また、桂川、宇治川、木津川の三川合流地点に近いとため、排水本川である桂川も、降雨時には水位が上昇し自然排水は全く不可能となり、現在次のような排水機場が設置され内水を排水している。

	大下津排水機場	大下津排水機場
施設管理者	洛西湛水防除協議会	
種類	立軸渦巻斜流ポンプ 1台	立軸斜流 1台
口径・台数	2,100 mm 1台	1,650 mm 1台
能力・台数	10m ³ /s 1台	5.6m ³ /s 1台
排水能力	10m ³ /s	5.6m ³ /s
実揚程	5.70m	5.50m
計画河川水位	O P 17.64	O P 17.64
計画排水路水位	O P 11.80	O P 11.60
原動機馬力・台数	電動機 750kw 1台	電動機 430kw 1台
排水先	桂川	桂川
設置年度	昭和 46 年	昭和 57 年
その他	昭和33年洛西農業水利事業 昭和44～46年府営湛水防除事業	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター造成 及び乙訓環境衛生組合勝竜寺埋立地造成関連事業

第2 綴喜西部地区

本地区は京都府南部木津川左岸八幡市及びその上流部京田辺市を含む耕地が対象である。地域は木津川の増水時は自然排水が不可能となり、湧水もあり低位耕地では降雨時の湛水は避けられない。

	八幡排水機場	田辺排水機場	神矢排水機場
施設管理者	綴喜西部土地改良区		
種類	横型斜流	横型斜流	水中斜流ポンプ
口径・台数	1,200 mm 2台	1,000 mm 1台	600 mm 3台
能力・台数	3.5m ³ /s 2台	2.5m ³ /s 1台	0.8m ³ /s 3台
排水能力	7.0m ³ /s	2.5m ³ /s	2.4m ³ /s
実揚程	6.10m	5.18m	14.6m
計画河川水位	O P 17.91	—	—
計画排水路水位	O P 11.00	—	—

原動機馬力	ディーゼル 420HP 2 台	ディーゼル 280HP 1 台	175kw 3 台
排水先	木津川	木津川	木津川
設置年度	昭和 35 ～ 38 年	昭和 30 年～34年	昭和 62 年
その他			

第3 洛南地区

本地区は宇治川の右岸に位置し、京都市伏見区の横大路沼を干拓した低平な農地で、干拓以来機械排水にたよっている。

	松林排水機場	
施設管理者	京都市洛南土地改良区	
種類	渦巻	水中
口径・台数	500 mm 1 台 300 mm 1 台 200 mm 1 台	300mm 1 台
能力・台数	0.50 m ³ /s 1 台 0.17 m ³ /s 1 台 0.06 m ³ /s 1 台	0.25 m ³ /s 1 台
排水能力	0.73 m ³ /s	0.25 m ³ /s
実揚程	7.0m	6.0m
計画河川水位	O P 19.22m	—
計画排水路水位	O P 10.10m	—
原動機馬力・台数	電動機 55kw 1 台 22kw 1 台 7.5kw 1 台	電動機 30kw 1 台
排水先	宇治川	洛南 9 号水路
設置年度	500mm 口径 昭和 25 年度 300mm 口径 昭和 25 年度 200 mm口径 昭和25年度 昭和56年改修	平成 23 年度 令和元年度改修
その他	昭和 22 ～ 25 年洛南干拓事業	

第4 巨椋池地区

本地区は京都府南部山城盆地の一級河川淀川（宇治川）の左岸に位置し、京都市、宇治市及び久世郡久御山町の2市1町にまたがる 1,310ha の農業地域で、干拓事業により造成された巨椋池排水機場が地域の農業排水排除や洪水の未然防止の役割を果たしてきた。

近年、流域内周辺部の都市開発等により流出量が増加したことから、国営総合農地防災事業により巨椋池排水機場の全面改修が実施され、平成17年4月に供用が開始された。また、淀川水系流域治水プロジェクトにおいて、排水機場の機能保全の取り組みを位置づけ、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策を行っている。

	巨椋池排水機場	
施設管理者	巨椋池排水機場管理協議会	
種類	立軸可動翼斜流ポンプ	立軸固定翼斜流ポンプ
原動機	電動機 680kw 2 台	ディーゼルエンジン2,800Ps 3 台
口径・台数	1,800 mm 2 台	2,600 mm 3 台
能力	3.0 ～ 8.0 m ³ /s	21.33 m ³ /s
排水能力	16 m ³ /s	64 m ³ /s
実揚程	5.1m	5.1m
運転水位	O P 8.5m	

排水先	宇治川
設置年度	平成 17 年度
その他	国営総合農地防災事業巨椋池地区

第5 土地改良区等の管理体制

1 管理のための組織

- (1) 管理団体の長は機場の管理を統轄する。
- (2) 管理団体の長は、排水機場の操作責任者 1 名を選任し管理操作について処理させる。
- (3) 管理団体の長は、管理操作のため操作主任 1 名と必要な操作員を配置するものとする。
- (4) 操作主任は、操作責任者の指導をうけ排水機場の管理操作その他これに関係ある業務を処理する。
- (5) 操作員は主任の指示に従い業務に従事する。
- (6) 管理団体の長は操作責任者及び操作主任の住所氏名、資格を防災関係機関に報告しなければならない。

2 運用の方法

- (1) 管理団体は排水機の運転開始時期、運転方法、運転停止時期について操作規程を定め、これにより排水機の運転をしなければならない。
- (2) 管理団体の長は、降雨及び洪水に関する注意報若しくは警報発表のとき、又は湛水のおそれがあるときは、次の処置をするものとする。
 - ア 防災関係機関の情報に注意して遅滞なく排水機の操作に支障のないよう処置し、運転を開始したときは関係機関に連絡する。
 - イ 操作責任者は、内外水位の増減、湛水深、湛水面積の状況を逐次管理団体の長に報告し、関係機関に連絡する。
 - ウ 防災関係機関から特に公共的な目的で排水機運転の要請があったときは、速やかにその処置をするものとする。
- (3) 操作責任者は次のことを処理する。
 - 排水機及び付帯施設に異常を認めたときは、直ちに管理団体の長に報告するとともに速やかに正常運転ができるよう処置する。
- (4) 操作主任は、排水機運転中は起居し排水機及び付帯施設の巡視点検を行い異常の有無を確認し異常を認めたときは、操作責任者に報告しなければならない。

3 維持管理の方法

操作主任は、出水時に正常な機能を発揮できるよう適時試運転を行い常に場内全体を維持管理し、異常を認めたときは、操作責任者に報告しなければならない。

操作主任は、所定の日誌を記入しなければならない。

第4節 下水道による対策

第1 流域下水道

京都府は、高度成長期に急激に市街化の進行した京都市（西京区、南区）、向日市及び長岡京市の一部を対象に、浸水を防除するための雨水対策事業として、いろは呑龍（どんりゅう）トンネルの整備を進めている。平成23年10月までに北幹線管渠が、令和4年3月に南幹線管渠及び呑龍ポンプ場が、令和6年3月に調整池が供用開始しており、施設の管理は下水道管理者である京都府が行っている。

なお、流入の様子及び管渠の貯留状況について、京都府ホームページでリアルタイムに情報提供している。
<http://www.pref.kyoto.jp/donryu/index.html>

排水面積	約1,421ha
所在地	向日市物集女町～京都市南区久世上久世町～向日市鶏冠井町～長岡京市勝竜寺
管渠延長	約9.0km
対策量	約23.8万m ³

第2 公共下水道・都市下水路

府内26市町村のうち、20市町が市街地の浸水を防除するために公共下水道又は都市下水路を整備している。施設は排水あるいは貯留のために管渠又はポンプ場等で構成されて、ポンプ場の運転等、施設の管理は下水道管理者である各市町が行う。現在供用中の主なポンプ場及び貯留施設は次のとおりである。

市町村名	ポンプ場名	現有能力 (m ³ /s)	排水先
京都市	住吉ポンプ場	17.6	東高瀬川 (宇治川支川)
	石田ポンプ場	6.2	山科川 (宇治川支川)
	池田ポンプ場	11.9	山科川 (宇治川支川)
	和泉ポンプ場	4.6	山科川 (宇治川支川)
	七瀬川ポンプ場	2.8	七瀬川 (宇治川支川)
	加賀屋敷ポンプ場	1.4	七瀬川 (宇治川支川)
	砂川ポンプ場	6.9	鴨川 (桂川支川)
	久世ポンプ場	24.0	西羽束師川 (桂川支川)
	川田川ポンプ場	7.8	西高瀬川 (桂川支川)
	江川ポンプ場	5.0	西高瀬川 (桂川支川)
	西京極ポンプ場	12.0	天神川 (桂川支川)
	花園ポンプ場	1.1	御室川 (桂川支川)
	葛野ポンプ場	4.0	天神川 (桂川支川)
	桂ポンプ場	4.7	桂川
福知山市	和久市第1ポンプ場	9.4	由良川
	段畑雨水ポンプ場	7.2	由良川
舞鶴市	大手ポンプ場	6.5	高野川
綾部市	綾部雨水ポンプ場	1.0	由良川
宇治市	黄檗排水機場	4.5	宇治川
	井川排水機場	2.5	宇治川
長岡京市	今里雨水ポンプ場	1.0	小畑川 (桂川支川)
京丹後市	小栓川雨水ポンプ場	4.1	福田川
	内ヶ森第1雨水ポンプ場	1.2	福田川
	内ヶ森第2雨水ポンプ場	1.9	福田川
大山崎町	大山崎排水ポンプ場	20.4	桂川
	下植野排水ポンプ場	11.9	桂川
久御山町	佐山排水機場	2.9	古川 (宇治川支川)
井手町	合藪ポンプ場	15.5	木津川
精華町	祝園ポンプ場	4.8	木津川
	下粕ポンプ場	6.0	木津川

貯留施設の整備状況

市町名	地域	貯留施設名	貯留量 (m ³)
京都市	鳥羽処理区	東大路幹線	67,000
		堀川中央幹線	70,000
		堀川北、北山、今宮幹線	30,000

		吉祥院幹線	13,000
		七条西, 七条東幹線, 山ノ内南幹線	38,300
		朱雀北幹線	7,300
		塩小路幹線	13,600
		花見小路幹線	2,000
		西部1号・2号分流幹線	4,500
	伏見処理区	伏見幹線	31,000
		大手筋, 大手筋南, 大手筋北幹線	9,000
		伏見第3導水きよ	16,200
		道阿弥幹線	870
		津知橋・津知橋北幹線	5,700
	和泉排水区	和泉調整池	15,400
		桃山雨水幹線	22,600
	西部第一排水区	嵯峨野調整池	3,100
	西部第二排水区	有栖川北, 中央, 南幹線	39,000
	荒木川第1排水区	御陵1～4号調整池	24,800
	西羽束師川第1排水区	西羽束師川1-1号幹線	78,000
	新川第2排水区	久世高田調整池	7,700
	新川第6排水区	新川6号幹線	4,600
	向島第2排水区	向島調整池	2,000
	山科北部地域	山科三条雨水幹線	4,000
		山科川13-1号雨水幹線	7,400
	泉川排水区	松ヶ崎調整池	1,000
	養齊川排水区	桃山南大島雨水幹線	780
福知山市	福知山処理区 中部系統	西本町貯留管	2,520
		内記貯留管	3,100
		駅前貯留管	1,670
	弘法川 第3排水区	仲ノ坪貯留施設	1,900
		仲ノ坪北貯留施設	1,000
		地藏ヶ端貯留施設	2,100
	法川第1排水区	小谷ヶ丘貯留施設	2,400
		西池貯留施設	1,300
	法川第2排水区	高田貯留施設	2,400
		大正東貯留施設	1,500
	土師排水区	土師新町貯留施設	3,800
		土師宮町貯留施設	1,600
		梅原貯留施設	1,500
		沢貯留施設	1,200
	三和東排水区	東側防災調節池	65,700
	三和西排水区	西側防災調節池	60,500
宇治市	巨椋池排水区	西小倉小学校調整池	2,100
		伊勢田小学校調整池1	1,800
		老ノ木貯留管	1,500
	井川排水区	開第1児童公園調整池	540
		西宇治中学校調整池	4,300
		伊勢田小学校調整池2	2,800
	名木川排水区	西大久保小学校調整池	5,400
	堂の川排水区	西川原児童公園調整池	1,300
向日市	石田川排水区	石田川1号幹線	11,700
長岡京市	風呂川排水区	今里雨水貯留幹線	6,700
八幡市	A号幹線排水区	笹ヶ谷池	11,000
		市民防災広場雨水地下貯留施設	3,100
	旧大谷川・軸川排水区	あさかげ公園雨水地下貯留施設	4,400
京田辺市	住建寺排水区	住建寺調整池	16,200
京丹後市	小栓川排水区	小栓川雨水調整池	3,000
与謝野町	阿蘇海	浜町雨水調整池	810
	第3排水区	東町雨水調整池	260

第8章 港湾海岸施設防災計画

(府建設交通部)

第1節 海岸の現況

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を護るため海岸保全区域を定め、また海岸保全施設を築造することになっている。

京都府内の海岸は日本海にのみ存在し、その総延長は315.2kmであって、そのうち109.0kmを海岸保全区域として防災上の諸施策が進められている。

なお、保全区域を更に拡大して整備を必要とする区域も少なくない。

保 全 区 域 所 轄 別	海 岸 延 長(km)	指 定 区 域(km)
国 土 交 通 省 港 湾 局	1 3 1 . 1	6 9 . 2
国土交通省水管理・国土保全局	1 0 1 . 3	1 6 . 4
農林水産省農村振興局	1 . 3	1 . 3
水 産 庁	8 1 . 5	2 2 . 1
計	3 1 5 . 2	1 0 9 . 0

第2節 防災工事の計画

京都府は高潮、波浪から次の災害を防ぐため第1節の区分によって防災工事を進めている。

- 1 海浜地の人家、田畑、道路等の公共施設の被害
- 2 港湾施設の被害
- 3 土地の侵食

第3節 防災工事の内容

京都府は、堤防、護岸、突堤、護岸堤の工事を行っている。

国土交通省所管海岸保全区域について、風浪による海岸の侵食防止工事を実施する。

第4節 船舶保安対策

第1 港湾状況調査

港湾状況（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜りの状況）を常に調査し、防災活動を適切かつ効果的に実施できるよう努める。

第2 木材流失防止

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は船艇を巡回させ、木材流失防止措置等の指導を行う。

第9章 水産施設防災計画

(府農林水産部)

第1節 漁船施設計画

第1 現 状

府内における漁船が、台風、冬季風浪、強風・大雪、高潮、津波などによって受ける被害は大きく、漁業生産の低下をきたす要因となっている。

第2 計画の方針

海上における生産手段及び基盤の確保、通報の確立、基地整備

第3 計画の内容

1 台風、冬季風浪、強風・大雪、高潮、津波対策

(1) 漁業者は漁船の保全のため、日常から次のことに努める。

ア 日常から気象情報の収集に留意し、被害防止のために適切に対応する。

イ 被害が予測される際には、漁業者は小型船は陸上に引揚げ、確実に固定する。また、中大型船ではけい留索を補強し、必要に応じてより安全な泊地や他の漁港への避難を検討、実施する。

(2) 漁業者は海上航行、操業時の事故防止、安全確保のために次のことに努める。

ア 天候の急変が予想される際には、速やかに操業を中止し、帰港、避難の行動をとる。

イ 無線機、携帯電話等の装備により、陸上及び僚船との間の連絡手段を常に確保する。

ウ 漁船の日常及び定期的な点検を励行し、故障による海難事故の発生を予防する。

(3) 京都府は海難事故への対応のため、次のことに努める。

ア 海難事故防止のため、漁業者に対する安全講習、研修を漁業協同組合等と連携して定期的実施する。

イ 海難事故発生時には、府所属船を緊急に運航させ、関係機関と連携して漂流船回収や遭難救助等にあたる。

2 大雪

(1) 漁業者は、大雪が予想される際には小型船は陸上に引き揚げて、転覆、沈没による被害防止に努める。

(2) また、陸上引揚げが困難な中大型船では、定期的な見回りと必要に応じた除雪を実施し、転覆、沈没の防止に努める。

第2節 漁具施設計画

第1 現 状

沿岸においては、大型定置網や、その他小型定置網等が敷設されているが、台風及び風浪、急潮などによって受ける被害は大きく漁業生産の低下をきたす大きな要因となっている。

第2 計画の方針

海上における生産手段及び基盤の確保

第3 計画の内容

1 台風、温帯低気圧、前線接近時の風浪、急潮対策

- (1) 漁業者は気象情報や急潮情報等に注意し、緊急時防災対策として、定置網身網の一部又は全てを撤去する。避難、撤去不可能な場合は、錨、浮子、ロープ等による補強を出来る限り行う。
- (2) 漁業者は、以下の日常時対策を行う。
 - ア 漁具資材の小まめな点検と早めの交換を行う。特に、側張りのワイヤーロープは定期的な交換と強化を心掛ける。
 - イ 定期的な網替え、側張りや浮子等の付着物除去等の清掃を行う。
 - ウ 定置網にかかる流水抵抗を減少させるためのその他対策（箱網の目合拡大等）についても、漁獲状況に応じて適宜行う。
- (3) 京都府は、精度の高い急潮情報を提供し、関係漁業者に注意喚起を促す。

第3節 養殖施設計画

第1 現 状

沿岸には養殖施設（貝類、魚類、ワカメ等）がある他、内水面にも地中養殖施設があり、これらが台風・水害・大雪（異常低温）などによって受ける被害は大きく漁業生産の低下をきたす大きな要因となっている。

第2 計画の方針

海面及び内水面における生産手段及び基盤の確保

第3 計画の内容

1 台風対策

- (1) 養殖施設の補強、避難、撤去又はこれらの不可能なものは養殖物の移動を行う。
- (2) 池中養殖は堤防の補強を行う。

2 水害対策

- (1) 海面養殖物（かき、とりがい、魚類、わかめ、のり）
 - ア 河川水の多量流入等による温度、比重の急激な変化を避けるため移動可能なものは影響の少ない箇所あるいは外洋水の流入するところに移動させる。
 - イ 移動困難なところは水面下5m以深に深つりする（海水比重1.006～1.002以下になれば1～2日でへい死するものが増加する。）
 - ウ 春季における降水、陸水の流入による塩分低下と逆に栄養塩類の増大により往々にして赤潮の発生（舞鶴湾、宮津湾、久美浜湾など）があり、魚介類のへい死原因となる場合もあるので、赤潮の発生が予想される時は投餌を休止し安全な水域に避難移動させること。
 - エ 大雨による出水時には、流木等が予想されるので施設に損傷のないよう注意すること。
- (2) 内水面養殖場（こい、ふな、あゆ、あまご）
 - ア 濁水の流入を防止すること。
 - イ 用水の取入口、排水口、その他養魚施設（ため池）等の補強をする。（夜間巡視を実行のこと。）
 - ウ 濁水流入の場合は給餌を中止すること。
 - エ 堤防、あぜの補強

3 大雪（低温）対策

(1) 出荷体制の整備

大雪の場合予想される道路交通のと絶等のため販売価格の低下をきたさないよう漁協及び漁連においても冷蔵庫の利用等の対策を講ずるよう留意のこと。なお、漁業用物資の搬出及び漁獲物の出荷等に困難をきたしているところは、府所属調査船その他を緊急的に運航させて適切に措置する。

(2) 養殖魚、かきの早期出荷

大雪に伴う環境条件の悪化は、低水温、低比重となって現われる。海で養殖中の魚類は、低温、低比重になるとへい死しやすいので豪雪以前に出荷するよう準備すること。

(3) 養殖物の避寒等

ア か き

表層の低温、低比重から守るため深つりすること。湾内漁場は、陸上からの冷え込みにより結氷（久美浜湾）あるいは水温の異常低下のおこる可能性が予想されるので設置場所の移動垂下水深調節について十分注意すること。

ただし、底層の貧酸素水の分布状況を確認、考慮しながら、溶存酸素量5mg/L以上を確認できる水深帯とすること。

イ とりがい

表層の低温、低比重から守るため深吊りする。具体的には、水温摂氏10℃以下および低比重が長期間続くと、成長・生残が低下する恐れがあるため、底層の貧酸素水の分布状況を確認、考慮しながら、溶存酸素量5mg/L以上を確保できる水深帯に深吊りすること。

ウ わかめ、のり

あまり影響はないが設置場所によっては移動し、低比重による被害を避けること。

(4) 池中養殖池の管理（こい、ふな、金魚）

ア 池水の温度

水温に変化をあたえないよう常に満水状態を保ち水位を変動させないこと。氷が張っても割らずにそのままにしておく。

イ 魚のたまり場

魚が冬眠しやすいように、池の中に3～7㎡位のたまり場をつくること。また池底にくぼみを設けるとか数本の杭を打ちこみ、その上に竹を並べて、むしろをかけるとか、3本の杭を三角形に打ちそのまわりをむしろでまく等の策を講ずること。

ウ 池水の濁り

池の中へ雪の投捨、融雪水の流入を防止すること、特に濁水の流入を防止すること。

第4節 漁港施設計画

第1 現状

沿岸における漁港は33港（第1種漁港20、第2種漁港11、第3種漁港1、第4種漁港1）で漁港区域内にある漁港施設のうち、基本施設として、外かく施設（防波堤、護岸、砂防堤等）とけい留施設（岸壁等、船揚場、物揚場）があるほか、道路、卸売場施設、荷捌所、倉庫、冷凍冷蔵施設、給油施設、加工施設等の機能施設が数多くあり、これらが台風及び冬期風浪、高潮等によって受ける被害は大きく、漁港施設とともに漁船、漁具、その他諸施設にも被害が及び漁業生産の低下をきたす大きな要因となっている。

第2 計画の方針

漁村の中核的施設である漁港の整備について、沖合、沿岸漁業根拠地（前進基地）等生産基盤としての漁港整備を柱とし、

- 1 自然と調和のとれた漁港整備の推進
- 2 豊かで快適な漁村環境整備の推進
- 3 開かれた漁港・漁村づくりの振興を図る。

第3 計画の内容

計画の方針に基づいて、次のような内容の漁港について整備を進めるが、特に台風、冬季風浪、高潮対策を重点に、どのような天候でも安心して漁船をけい留しておける漁港整備を図る。

- 1 漁業の根拠としての漁港整備
- 2 自然との調和をめざした漁港整備
- 3 暮らしやすい漁村づくり
- 4 災害に強い漁村づくり
- 5 ふれあい空間の創出

第5節 共同利用施設計画

第1 現 状

沿岸における共同利用施設が受ける台風及び冬季風浪、高潮などによる被害は大きく、漁業生産の低下をきたす大きな原因となっている。

第2 計画の方針

陸上における生産基盤の確保

第3 計画の内容

- 1 台風、冬季風浪、高潮対策
 - (1) 絶えず気象通報を聞いて気象状況を熟知する。
 - (2) 建物及び施設の補修、補強を行う。

第10章 道路及び橋梁防災計画

(府建設交通部)

第1節 道路の現況

本府における道路の状況は下表のとおりであるが山間部及び河川沿いのものが多く、さらに北部においては海岸線に沿ったものがあり、このため道路は屈曲が非常に多く災害を受けやすい状態にある。被災の特徴としては、崩土、冠水、浸水及び波浪による侵食等に加えて軟弱土質や、地勢的な原因によるものが多く、また北部においては、多雪地帯のためなだれ等による被害も多い。この対策としては、道路整備計画により道路改良事業として道路の付け替え、拡幅等道路体質の改善、また雪害対策事業として、路盤の改良、なだれ防護柵の設置、道路除雪体制の強化などを実施し、道路防災対策を進める。

道 路 状 況 一 覧 表

道 路 種 別	道 路 現 況		危険箇所（平成8、9年度点検結果）		
	管理延長(km) (令和4.4.1)	橋梁箇所数 (令和4.4.1)	崩 土 等	な だ れ	そ の 他
一 般 国 道	433.3	462	109	1	15
主 要 地 方 道	882.9	886	284	2	16
一 般 府 道	824.9	802	241	0	20
計	2141.1	2150	634	3	51

注：その他には、地滑り、土石流、盛土、擁壁、橋梁（洗掘）、地吹雪等を含む。
数値は自転車道を除く。

第2節 計画の方針

被災常襲道路の解消、橋りょう整備計画の策定、その他災害復旧用機械の強化により災害予防を実施する対策について定める。

第3節 計画の内容

第1 道路整備事業

安心・安全な府民の生活を支えるため、災害時の代替性を備えた道路整備や防災対策を行う。

具体的には、重要物流道路及びその代替・補完路、また緊急輸送道路ネットワーク及びその代替性の確保を図るダブルネットワークの形成・強化や異常気象時通行規制区間の解消、積雪寒冷時の円滑な交通確保、防災

- ・耐震対策等を進める。

なお、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、道路整備を推進する。

〔府内の緊急輸送道路は、震災対策計画編第3編第17章第3節表3.17.2、3.17.3及び3.17.4に示す。〕

1 道路改良事業

改良事業としては、バイパス、現道拡幅、突角部分の切取り、排水溝及び擁壁等の設置、防災施設等の施工

2 橋梁整備事業

橋梁整備事業としては、災害時の橋梁の交通機能を確保するとともに、交通遮断等による社会生活への影響を少なくするため、橋梁点検調査を実施し、架替、補修等の施工

3 舗装事業

舗装による路面の強化

4 雪寒対策事業

雪寒対策事業としては路盤の強化、なだれ防護柵の設置、除雪機械等の強化

5 迂回路整備

これらの事業を総合的に実施し、なお早期改良の不可能な箇所については、迂回路の整備を行う。

第2 道路除雪事業

1 道路除雪計画

積雪に対処するために、「道路除雪基本要綱」に基づき毎年度除雪実施計画を作成するものとする。

2 関係機関の相互協力体制

土木事務所長は、大雪に対処するため、相互協力体制の強化及び円滑化を図るため、あらかじめ府広域振興局長を含めて管内関係機関の協議会を開催し、道路除雪計画及び次に掲げる事項について具体的かつ詳細に協議し、その結果を建設交通部長に報告する。

(1) 国に対して

国土交通省管理区間の早期除雪を依頼

(2) 府

道路除雪計画に基づく国、府道の除雪を実施するとともに、市町村から依頼があった場合は除雪機械の斡旋を行う。

(3) 市町村に対して

雪捨場の確保、屋根の雪おろしの処理方法、除雪の際の損失に対する補償の交渉、路面上にある埋没物件に対する標示、除雪における労力の提供及びオペレーターの宿舍の斡旋等に対する協力

(4) 警察に対して

除雪実施中における交通規制等

(5) 運輸業者に対して

除雪機械オペレーターの応援

(6) 建設業者に対して

除雪機械及びオペレーターの応援

(7) 石油、揮発油業者に対して

除雪機械燃料供給の協力

道 路 除 雪 基 本 要 綱

第 1 目 的

この要綱は、積雪寒冷の度がはなはだしい地域における主要な暮らしの道路の交通を確保するため、当該地域内の平雪時における除雪（排雪を含む。）の方法等を定め、もって必要な物資の輸送と民生の安定に寄与することを目的とする。

第 2 定 義

この要綱において「平雪時」とは、京都府地域防災計画（昭和38年策定）により雪害対策支部又は災害対策支部が、当該地域に設置されている期間以外の積雪時をいう。

第 3 除雪地域

除雪地域は、次表の市町の区域とする。

土木事務所名	市 郡 名	市 町 名
南 丹	南丹市、船井郡	南丹市、京丹波町
中 丹 西	福知山市	福知山市
中 丹 東	綾部市、舞鶴市	綾部市、舞鶴市
丹 後	宮津市、京丹後市、与謝郡	宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町

第 4 除雪路線

- 1 知事は、除雪地域内の一般国道（府管理部分）、主要地方道及び一般府道のうちから、路線の重要性、道路の状態等を考慮して、除雪路線を定めるものとする。
- 2 除雪路線を定めるに当たっては、あらかじめ土木事務所長の意見を聴くものとする。
- 3 除雪路線は、次の表に定めるところにより、第1種、第2種及び第3種に区分するものとする。

除雪路線	日交通量の標準
第1種	おおむね1,000台以上
第2種	おおむね500～1,000台
第3種	おおむね300～500台 300台以下の区間であっても150台以上で、かつバス路線で特に必要なもの。

- 4 前項による第1種、第2種及び第3種除雪路線の「除雪目標」及び「除雪開始目標」は、それぞれ次の表のとおりとする。

区 分	除 雪 目 標	除雪開始目標
第 1 種	2車線以上の幅員確保を原則とする。	路面上の積雪深おおむね10センチメートル以上
第 2 種	2車線の幅員確保を原則とするが、状況に応じ1車線の幅員で待避所を設ける。	同 上
第 3 種	1車線の幅員で、必要な待避所を設けることを原則とする。	同 上

第5 協議路線

第4の1の定めにかかわらず、建設交通部長は、除雪路線以外の路線で、広域振興局長又は土木事務所長が緊急やむを得ず、特に除雪を必要と認め協議のあった場合は、その内容を検討の上、除雪路線として、定めることができる。

第6 除雪作業の順序

除雪の作業については、除雪計画に定める順序に従い行うものとする。

第7 除雪計画

- 1 建設交通部長は、土木事務所長の意見を聴いて、毎年度除雪計画を定めなければならない。
- 2 除雪計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 除雪路線及びその区間
 - (2) 除雪機械の配置（借上機械を含む）
 - (3) 雪量観測点及び警戒積雪深
 - (4) 排雪除雪の基準
 - (5) 借上機械の単価
 - (6) その他除雪に関する事項

第8 地域除雪計画

- 1 土木事務所長は、この要綱及び除雪計画に基づき、当該土木事務所の所轄する除雪地域の除雪を円滑に実施するため、広域振興局関係部署、警察署、市町村、消防団等の関係機関の意見を聴くとともに、建設交通部長と協議のうえ、地域除雪計画を作成しなければならない。
- 2 地域除雪計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 除雪機械の配置（借上機械を含む。）
 - (2) 危険箇所等の点検
 - (3) 気象観測に関する事項
 - (4) 除雪作業の順序
 - (5) 除雪箇所
 - (6) 除雪機械の借上に関する事項
 - (7) 職員の配備
 - (8) 地元関係機関との連絡応援体制
 - (9) 融雪剤の配置及び散布方法
 - (10) その他除雪に関する事項

第9 気象観測等

- 1 土木事務所長は、管内の道路交通を確保すべき路線網における積雪を代表でき得る箇所（以下「雪量観測点」という。）を選定し、雪量観測点ごとに定時に観測する。
- 2 建設交通部長は、京都地方気象台から注意報及び警報が発表された場合、直ちに関係機関に通報するものとする。
- 3 土木事務所長は、気象情報及び積雪観測結果について必要があると認めるものについては、管内市町村長に連絡するものとする。

第10 除雪期間

除雪の期間は、原則として12月1日から翌年3月15日までの間とする。

第11 除雪体制及び配備要領

除雪体制は、次の表のとおりとする。

予警報等	建設交通部
大雪注意報	道路計画課 道路建設課 道路管理課 2
大雪警報 暴風雪警報	道路計画課 道路建設課 道路管理課 3
大雪警報 暴風雪警報 〔道路、鉄道の運行障害、 人的・住家被害の発生等〕	道路計画課 道路建設課 道路管理課 5

(備考) 動員は上記を基本とし、必要に応じた体制とする。

第12 除雪連絡体制

除雪連絡体制は、別図のとおりとする。

第13 報告及び連絡

土木事務所長は、除雪計画に定めるところにより、次の各号に定める記録を整備し、建設交通部長に報告するものとする。

- 1 気象状況
- 2 除雪実績（計画）
- 3 除雪事業実施確認調書
- 4 その他建設交通部長が必要と認めるもの

第14 土木事務所間の協力体制

土木事務所間にまたがる路線にあつては、地域除雪計画において、相互に協議し措置するものとし、除雪路線に接続する除雪外路線にあつては、同様に措置するものとする。

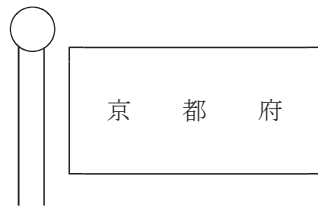
第15 市町村道の除雪

広域振興局長及び土木事務所長は、管内市町村長から除雪機械借り入れについて、斡旋の依頼があった場合は、両者協議のうえ、斡旋を行うものとし、その結果を建設交通部長に報告するものとする。

第16 除雪機械の標識等

除雪機械の標識及び除雪職員の腕章は、次のとおりとする。

- 1 除雪機械の標識



地色…………黄色

文字…………黒色

2 除雪職員の腕章



地色…………黄色

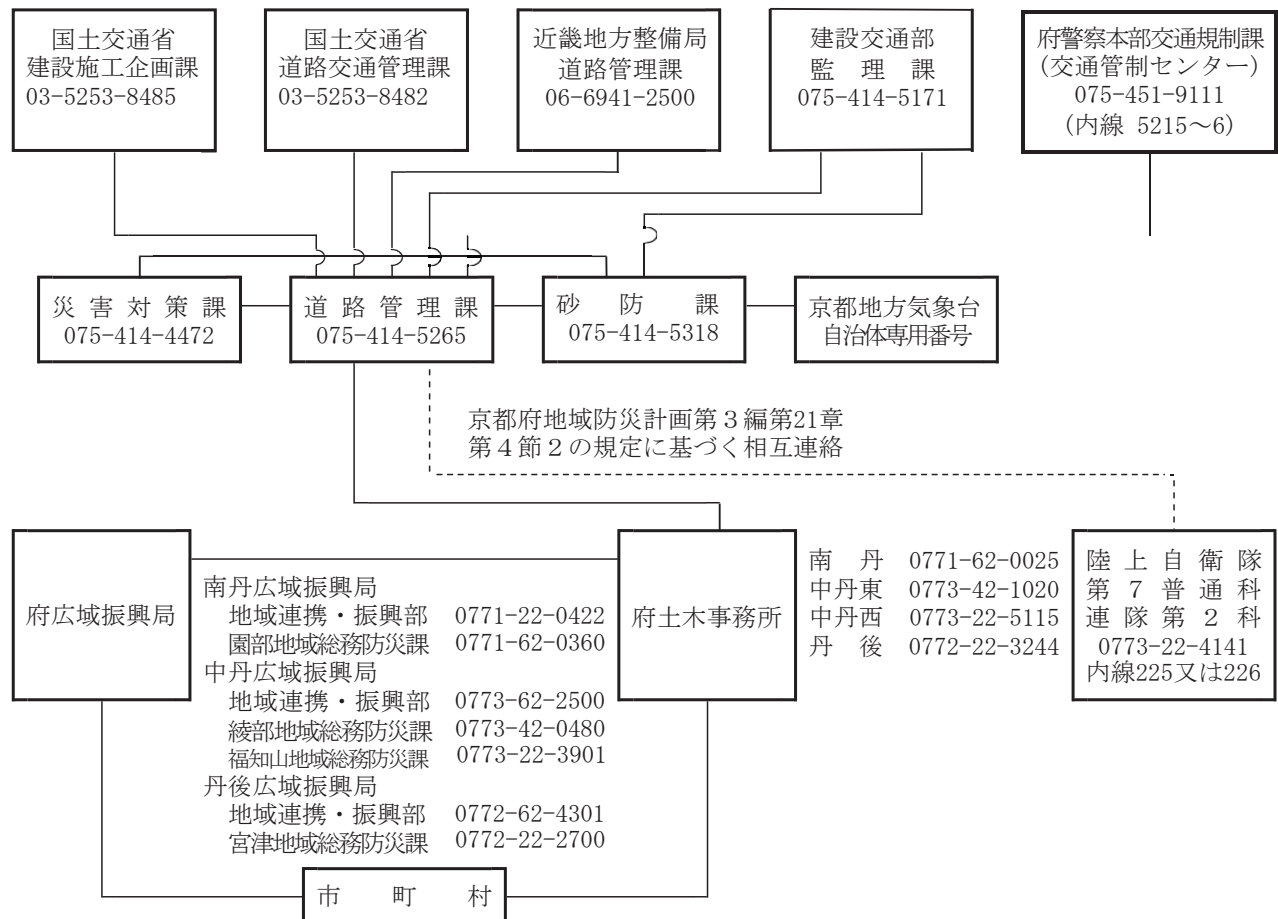
文字…………黒色

第17 除雪地域外の除雪

除雪地域外において、除雪を必要とする場合は、この要綱に準じて実施するものとする。

別 図

除 雪 連 絡 体 制 図



第 1 1 章 防災営農対策計画

(府農林水産部)

第 1 節 計画の方針

農地、農業用施設等営農基盤の災害予防事業の計画的推進及び防災的見地からの営農指導を行う組織、方法等を定める。

第 2 節 雪害及び寒干害予防対策

第 1 農作物対策

1 麦 類

(1) 施肥、は種

ア 根雪までに葉齢 5 枚以上とするため、適期には種するとともに、基肥にりん酸質肥料を十分施用する。

イ 融雪後、降雪や極端な寒冷が来る恐れがなくなれば速やかに追肥を施用する。

(2) 排 水

排水溝を点検し補修する。

(3) 雪腐病防除

根雪前の薬剤防除による。

2 果 樹

(1) 防 寒

みかん、くりなど寒さに弱い新植苗は、わらで包み防寒に努めるほか枯死することも予想されるので、補植苗の準備もしておく。

また、くりの 2、3 年生樹では、株を一度持ち上げることも凍害防止に効果がある。

(2) 秋肥の施用

みかん類の秋肥施用に当たっては樹体の充実を図り、耐寒性を増すため窒素肥料は控えめにし、りん酸、加里肥料はやや多めに施用すること。

(早生うんしゅう………収穫後、普通うんしゅう………1 1 月中旬)

(3) 貯蔵用みかんの収穫

霜雪にあうと貯蔵力が弱くなるため早目に収穫する。

(4) 乾燥防止と防風垣の設置

みかん類は、寒害、雪害のほか山城地方では乾燥害が考えられるので、支柱を立てて、こも等の被覆による防寒のほか、敷わら、敷草などによる乾燥防止に努める。

また、寒風を遮るためには、モリシマアカシヤ、マキ、サンゴ樹等による防風垣を造成することが望ましいが、応急的には竹垣、防風ネット等により寒風防止に努める。

(5) 整 枝

積雪地では、12 月中旬ごろまでに荒せん定を完了する。幼木の整枝に当たっては、同時分枝を避け、分枝角度を広くし、先を立てるよう考慮するほか、主幹延長型整枝等により裂傷を予防する。

なお、この際、融雪時に枝の先端が引っぱられて裂傷折損の原因となることも予想されるので、支柱等により極力枝先を上げておくこと。

(6) 降雪中の管理

雪が降りはじめ、樹冠や枝条、棚上に積もった雪は極力早い目に払い落とす。

(7) 定置式配管施設の水抜き

薬剤散布用の定置配管施設等では、凍結によりパイプが破裂するのでよく水抜きをしておく。

(8) 降雪前の果樹棚の補強

果樹棚の周囲線と控え線を強化し、中支柱の増強により補強しておく。

(9) なだれ防止柵の設置

傾斜地等でなだれのおそれがあるほ場では、できるだけ簡易なだれ防止柵を設置する。

(10) 排水

排水の悪い果樹園では融雪時に湿害が予想されるので、あらかじめ排水溝（明きょ）を整備するなど湿害防止に努める。

(11) 接ぎ穂の準備

積雪地帯のなし、かき等で裂傷被害が甚だしい場合は、春季に接ぎ木が必要な場合もあることから、あらかじめ接ぎ穂を準備しておく。

(12) 融雪促進剤の準備

融雪を促進する必要が生ずる場合もあるので、あらかじめ草木灰、転炉さい等を準備しておく。

3 野菜

(1) 寒害対策

ア 防風垣

寒風を受けやすい場所では、防風垣、わら立て、べたかけ資材被覆等を行って寒害の防止に努める。

イ 施肥

肥切れや軟弱な生育のものは、寒さに弱いので施肥に当たっては、加里肥料を多くして窒素肥料を控えめにする。

ウ かん水

乾燥すると寒害を受けやすいので、かん水や畝間に水を入れるなどして適当な湿度を保つよう工夫する。

エ 霜害防止

株元にもみがらを散布して霜害防止に努める。

オ は種時期

えんどう、そらまめ等の越冬野菜は、伸びすぎると寒さに傷められやすいので早まきにならないよう心掛ける。

カ 土寄せ

だいこんは地上に出ている部分が寒害を受けやすいので土寄せして保護する。

キ 保温の準備

トンネル栽培では状況により、こもやシルバービニール等を利用し保温する。

また、ハウス栽培では、ハウスの気密性の向上、多量被覆及び加温設備（温風、温水暖房、電熱）の利用により気温の低下に対処できるよう準備しておく。

ク 果菜類の根の成長最低温度は12～13℃ぐらいであり、最低地温は、これ以上となるよう管理する。

ケ 古いビニールハウスでは光の量が少なくなるため、張り替え等行い光線を十分に利用する。

* ハウス等のかん水施設では、凍結による破裂防止のため、必ず水抜きを行う。

(2) 雪害対策

ア 排水溝

融雪時には湿害が予想されるので、なるべく降雪前に排水溝を設けて排水に努める。

また、果菜類など苗床で生育中のものは雪解け水が入らないよう除雪、排水に努めるほか移植床を準備しておく。

イ 融雪剤の準備

融雪を促進するため、草木灰、転炉さい等の融雪剤を準備しておく。

ウ ビニールハウスの補強、除雪

ビニールハウス等には、中柱等を入れ積雪に耐えるよう補強しておく。雪の多い地域では単棟の耐雪型ハウスとし、ハウスの設置間隔は広くとるとともに、ハウスの上、サイドの除雪を早目に行う。

雪が降り始めたら、二重カーテンがある場合は開けておく。

エ 中耕及び施肥

気温の上昇を待ってできるだけ早く中耕及び施肥を行い、生育の促進を図る。この場合肥料は窒素肥料を主体として10a当たり窒素2～4kgを2回に分けて施用する。

オ 病害防除

根の寒湿害による衰弱や密植による徒長などにより苗立枯病、灰色かび病等の発生が予想されるので、湿度管理に注意するとともに薬剤による防除を行う。

4 花 き

(1) 保 温

ハウス栽培については、ハウスの気密性確保、多重被覆や加温設備（温風、温湯暖房等）の設置等により気温の低下に対処できるようにしておく。

(2) ビニールハウスの補強

ビニールハウスにおいては、中柱等を入れ積雪に耐えるよう補強しておく。また、古く劣化したビニールは新しいものに張り替える。雪の多い地域では単棟の耐雪型ハウスとし、ハウスの設置間隔は広くとるとともに、ハウスの上やサイドの除雪を早目に行う。

(3) 融雪剤の準備

融雪を促進するため、草木灰、転炉さい等の融雪剤を準備しておく。

(4) 結束、支柱

積雪の多い地域におけるしきみ、うめもどきなどの切枝花木の栽培においては、雪による枝折れを防ぐため、結束、支柱立てなどを行っておく。

(5) 排 水

融雪時には、湿害が予想されるので、あらかじめ排水溝等を設けて湿害防止に努める。

5 茶 園

(1) 耐寒性品種の栽培

寒冷地は「こまかげ」など耐寒性品種を栽培する。

(2) 防風垣及び茶園被覆による防止

北風を受ける茶園及び常習雪害地域では防風垣及び化学繊維被覆資材による直掛け又はトンネル法による被覆を行う。

(3) 管 理

ア 10月中旬に株元に十分土寄せを行い、根の保護に努めるとともに、株元に敷草を行う。(10a当たり2,000kg 程度)

イ 寒干風を強く受ける茶園及び積雪地域の茶園ではできるだけ低く(60～70cm程度までに)仕立てる。

(4) 結束、支柱

積雪の多い地帯の幼木園では、各畝の中央に横支柱を作り、茶樹を軽く結束する。

(5) 刈りそろえ（整枝）

寒冷地における茶園の刈りそろえは、秋に行わず、なるべく春季に行うこと。

(6) 施 肥

窒素肥料偏重を避け、りん酸、加里肥料を増施して（窒素成分の半量）耐寒性を強める。

(7) 排水溝の整備

融雪時の湿害を受けないよう、あらかじめ排水溝の整備を行う。

6 融雪剤の備蓄

雪害防止対策として単位農業協同組合において融雪剤を下記により事前に購入備蓄しておき必要に応じ直ちに施用できうる態勢を整え、農作物の雪害防止に努める。

(1) 融雪剤の種類

- ア 草木灰
- イ けい酸質肥料
- ウ 転炉さい
- エ 黒色粉末
- オ パークたい肥

(2) 施用量(10 a 当たり)

- ア 草木灰及びけい酸質肥料は100kg 程度
- イ 転炉さいは80kg程度
- ウ 黒色粉末は10～20kg
- エ パークたい肥は100～200kg

(3) 施用方法

施用に際しては、全面的に均等散布する。なお草木灰、けい酸質肥料、転炉さいはともにアルカリ性肥料であるので硫酸等の肥料との混合はさける。黒色粉末は、雪上車、ライムソワー、ダスターなどにより散布する。

(4) 積雪が非常に少なくなると積雪の下層約25cmが滞水層となり融雪の促進効果が低下するので、融雪水の排水に努める。

第2 林業対策

1 苗 畑

(1) 越 冬

まきつけ床は、床付面はできるだけ掘取らず、そのままの形で越冬させること。

(2) 仮 植

春まで仮植する場合は、日当りのよい排水良好な畑を選び、1本並びにていねいに仮植すること。

(3) 病害の防除

- ア 病害のまん延を防ぐため、降雪前及び融雪後に殺菌剤を散布するなど、適切な処置を行うこと。
- イ 耐寒、耐病性のある健苗の育成につとめ、窒素肥料の多用をさけ、リン酸肥料、カリ肥料を十分に使用すること。
- ウ 積雪が長期にわたるときは、木灰、黒土等を散布して、融雪を促進すること。
- エ 畑に水がたまらないようにあらかじめ排水溝を整備し、融雪時には特に注意すること。
- オ 積雪前及び積雪後に苗木を点検して病害の発生しているものは、必ず抜きとって焼却すること。

(4) 凍霜害防除

- ア 風当りの強いところに仮植しないこと。
- イ 床面にわら、もみがら等を敷いて保温すること。
- ウ 霜柱の立ちやすい畑には砂を2～3 cm敷くこと。

エ 稚苗は、わらを薄く覆うかよしずで寒風を防ぐこと。

オ 霜覆をすること。（特に播種床）

カ 8月下旬から9月上旬の間に根切りを行うこと

キ 排水をよくすること。

2 造林

(1) 苗木の選択

ア 秋伸びしない健苗を使用すること。

イ すぎはウラ系のものを使用すること。

(2) 秋植え

秋植えは、11月中に終るようにして、時期を失したときは、春植えにすること。

(3) 植付け

植付けは大きな植穴を掘り根を十分ひろげてていねいに行うこと。

(4) なだれ防止

ア なだれの発生する林地は階段の切り付けをし、その巾は1.0～2.5 m、間隔は巾の6～10 倍とすること。

イ 多雪地域の地ごしらえに際しては、前生樹を等高線に帯状に残し、地上1.0～1.5 mの頭截木とする等
なだれ防止に注意すること。

(5) 下刈り

寒害を防ぐため、時期はずれ（9月以降）の下刈をさけること。

(6) 枝打ち

ア 幼齡林分の枝打ちは、降雪までに励行すること。

イ 傾斜地においては、特に谷側の下枝を除くこと。

ウ 林縁木の伐採枝打ちはしないこと。

(7) 間伐

急激な疎開をさけ、間伐をくり返して健全な林を仕立てること。

(8) 傾斜木等の除去

傾斜木、折損木、枯損木等は積雪前に伐倒しておくこと。

3 特用林産

(1) 竹林

ア 伐採と仕立て

老齡竹は伐採し、適切な密度管理を行い、強度の切りすかしをさけ、健全な竹林に仕立てること。

イ 保護樹木

積雪時の竹のささえとなる樹木等の保護又は導入を図る。

ウ 被害竹はすみやかに伐採除去すること。

(2) しいたけ

ア 櫓木の倒伏防止

櫓木が積雪等により倒れないよう有刺鉄線にもたせかけるか、縄で結びつけるかなどの処置をすること。あるいは、事前に倒伏しておくこと。

イ 櫓場の排水

櫓場は融雪時過湿にならないよう排水良好な場所を選び排水に留意すること。

ウ 不時栽培施設対策

多雪地の不時栽培施設（ビニールハウス）は屋根の材料の選択、こう配に留意すること。また骨組みも強固にするとともに日当たり及び除雪の容易な場所を選ぶこと。

4 林 道

(1) 排 水

路面の横断勾配を保ち、排水をよくすること。また側溝、溜桝、排水、暗きょ等の清掃補修に努めること。

(2) 障害物の除去

林道沿い河川敷の伐倒木、切株等及び橋脚橋台等の障害物の除去をしておくこと。

(3) 法面の保護

法面の保護、排水及び法尻の補強をしておくこと。

(4) 崩壊防止

法頭付近の立木を除去し、伐倒折損による崩壊防止をすること。

5 治 山

降雪により今後なだれのおそれがある箇所を把握し、監視体制を整備すること。

第3 畜産対策

1 一般対策

(1) 畜舎管理等

大雪時には畜舎等の屋根の除雪を行い、ウォーターカップの凍結を防止すること。

(2) 飼養管理等

畜舎及び鶏舎の保温、換気のほか飼養管理、衛生対策及び畜産物の保管出荷等について、十分に留意すること。

2 家畜の衛生対策

(1) 飼料の給与

ア 冬季の飼料給与は単一となりやすいので栄養のバランスに十分留意すること。

イ 冬季は粗飼料が不足しやすいので十分に確保しておくこと。

ウ 凍結した飼料（青物）は下痢や流産を起こしやすいから給与しないこと。

(2) 敷わらの確保

不潔にすると趾間腐らん（またぐされ）のような病気になりやすいので、敷わらを十分与えて暖かく、清潔にできるよう敷わらの確保につとめること。

(3) 日光浴

極力日光浴、手入れに努めること。

(4) 乳牛の搾乳

牛乳の出荷ができない日があっても、搾乳は続けないと乳房炎の原因となるので注意すること。

(5) 家畜の栄養

生後間もない家畜あるいは、発育中の家畜は栄養に特に気をつけること。この時期に発育が止まると、あとの回復が長くなる。

(6) 出 産

運動不足などから牛の難産・後産停滞の発生が考えられるので、留意のこと。

適期種付け

冬季は、種付けの時期を逃がしやすいから管理の徹底を期し適期種付けに努めること。

(7) 病気の早期治療

病気と思われたときは、早期治療が重要であるから、最寄りの家畜保健衛生所と緊密な連携を保つこと。

3 家畜別対策

(1) 酪 農

ア 飼料の貯蔵

大雪期間中に必要な粗飼料、特にサイレージ及び乾草等の量を確保すること。

イ 飼養管理と生乳の出荷

(ア) 泌乳最盛期の搾乳牛については、十分な飼養管理に努め良質飼料を給与するとともに牛体の健康に留意すること。

(イ) 生乳の保存は、かくはんを十分実施し、4℃以下で行うことが望ましい。また、できるだけ48時間以内で出荷できるよう対策をたてること。

(ウ) 生乳の搬出路については、地元の牛乳処理工場をできる限り利用することとするが、万一にそなえ生乳の貯蔵容器等を確保すること。

(2) 和 牛

繁殖牛については、牛舎の保温に努め流産、子牛の下痢発生予防に注意すること。

(3) 養 豚

豚房の保温は十分行い、流産及び肥育効率の低下を防止すること。子豚については、赤外線ランプその他の保温設備をしてへい死等の防止を図ること。

(4) 養 鶏

寒さによる産卵低下を防ぐため防寒対策を十分行うとともに鶏舎の換気にも十分留意し、疾病の予防に努めること。

4 牧野及び飼料作物対策

(1) 融雪促進及び圃場の管理

焼モミガラ、木灰などを散布し融雪を促進するとともに融雪後は排水を早期に行い草勢を回復させるため早春の追肥を行うこと。

(2) 刈取り

草丈の伸びているものについては、12月上旬までに10cm程度に刈取っておくこと。刈取りに当たっては、低刈り及び高刈りはともによくない。

第3節 風水害予防対策

第1 農作物対策（夏季）

1 水 稲

(1) 早・中・晩生品種の組合せにより危険分散を図る。また、出穂後の冠水は穂発芽が被害程度を大きくすることから、穂発芽しにくい品種を栽培する。

(2) 早期栽培稲で刈取期にあるものは早目に刈取る。

(3) 風台風の場合、倒伏、乾燥防止のため深水に努める。

(4) けい畔を補強し、水路を清掃補強しておく。

(5) 栽培法では窒素が効き過ぎないようにする。特に冠水害が予想される時は窒素追肥はしない。

2 豆 類

(1) 排水溝を整備しておく。

(2) 倒伏防止のため、支柱・ビニールひも等による誘引や中耕培土をしておく。

3 茶 園

(1) 新植、幼木茶園は風害を受けやすいので株元に土寄せし敷草を行う。特に風当たりの強い茶園では竹ざお等に茶樹を結束し、茶樹の動揺を避ける。

(2) 傾斜地の茶園は浸食防止のため土壌表面のマルチや周辺排水溝の整備をする。

隣接林地との境界に水路を設け、雨水の茶園への流入を防ぐ。法面を保護するため、コンクリートブロックやふとんかごで土どめを行う。

- (3) 茶園に点在する覆小屋の戸口及びトタン屋根を十分補強するとともに被覆資材の保全を図る。
- (4) 育苗ほの覆いを補強する。

4 野菜

- (1) 現在作付されているものは早めに収穫するほか、植物体を保護するため、ネットで茎葉を押さえたり支柱等の補強を行う。きゅうり、えんどうなどつる性のものは支柱を倒して地面にはわせる。
- (2) 育苗中のものは苗床に寒冷しゃを覆って保護に努め、状況により定植時期を外したり、あるいは補植苗を準備するなど作付面積の確保に努める。
- (3) 直まきのものについては、は種期や間引時期の繰り下げを行うほか、は種済みのものは株元への土寄せを行って被害の軽減に努める。
- (4) 寒冷しゃ等利用の場合は、押さえを特に強化し、状況によっては除去収納する。
- (5) ハウス栽培では、ビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウス骨材の補強、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し等の補強を行う。

また、暴風警報が発令されハウスの耐風強度を超える暴風が予想される時には、骨材の保護のためビニール除去の対策を講じることなど、園芸ハウス台風対策マニュアルにより対策を徹底する。

- (6) ハウス周囲は水量が多くなるので、ハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝を設けるとともに、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水に努める。

5 果樹

- (1) なし、もも、ぶどう等で収穫期にあるものは事前にできるだけ収穫する。
- (2) 主枝、亜主枝等主要な枝に支柱を立て、枝つり、誘引等を行い枝の動揺を防ぐ（不完全な支柱は逆に被害を大きくすることがある。）。
- (3) 果樹棚の倒壊を防ぐため、支柱立て、控え線の増加等補強する。

6 花き

- (1) 排水溝を整備しておく。
- (2) ネット栽培のものにおいては、支柱の補強を行うとともにネットをしっかりと張っておく。
- (3) ハウス栽培においては、被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウスの補強を行う。

また、暴風警報が発令されハウスの耐風強度を超える暴風が予想される時には、骨材の保護のためビニール除去の対策を講じる、園芸ハウス台風対策マニュアルにより対策を徹底する。

7 桑（養蚕）

- (1) 天気予報に注意し、事前に数回分の桑を確保しておく。
- (2) 飼育蚕舎やアルミハウス等の補強、取りはずし等を行う。
- (3) 桑の枝条が倒伏しないよう結束しておく。
- (4) 屋外の飼育場所は極力被害の少ない場所を選び、飼育場所及び桑園の周囲には、排水溝を完備しておく。
- (5) 低地飼育、上簇中のものは流失しないよう蚕座に竹等を縛り付け、浸水の際浮き上がるようにする。
- (6) 飼育・上簇室等で火気を使用する時は、失火することのないよう注意する。

第2 農作物対策（秋季）

1 水稲

夏季予防対策に準ずる。

2 豆類

- (1) 収穫期にある豆類は、早めに収穫する。
- (2) 排水溝を整備する。

3 野 菜

- (1) きゅうりなど収穫期にある野菜類は早めに収穫する。
- (2) また、これらの樹体保護のため、なす等については支柱の補強、きゅうり等つる性のものについては支柱を倒して地面にはわせる。また、ほ場の周囲に防風ネットを張る等の対策を講ずる。
- (3) は種期にある野菜については、時期を遅らせ模様をみては種する。
- (4) だいこん等直まきのものは間引きを遅らせるとともに株の揺れを防ぐため土寄せを行う。
- (5) キャベツ、たまねぎ等の苗床は強風雨が当たらないよう寒冷しゃを覆って防風措置を講ずる。
- (6) ハウス栽培では、ビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウス骨材の補強、被覆資材固定用の金具、ハウスパンド等の締め直し等の補強を行う。

また、暴風警報が発令されハウスの耐風強度を超える暴風が予想される時には、骨材の保護のためビニール除去の対策を講じる、園芸ハウス台風対策マニュアルにより対策を徹底する。

- (7) ハウス周囲は水量が多いのでハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝を設けるとともに、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水に努める。

4 果 樹

夏季予防対策に準ずるほか

- (1) なし、かき、くり、ぶどう等で収穫期にある果樹は早目に収穫する。
- (2) 果樹及び棚の損傷等を防止するため支柱を立て棚を補強する。

5 花 き

夏季予防対策に準ずる。

6 茶 園

夏季予防対策に準ずる。

7 桑（養蚕）

夏季予防対策に準ずる。

8 その他

- (1) 農産物の保管倉庫はあらかじめ雨もり、浸水のおそれがないか等の点検、修理を行う。
- (2) 水害を受けやすい倉庫及び場所に保管されている場合は事前に安全な場所に移し、厳重に保管する。

第3 林業対策（風害）

1 しいたけ

フレーム、楯起しの支柱を補強する。

2 炭 窯

窯小屋の補強をする。

3 苗畑

日覆の補強、排除をする。被害を生じた場合は、病虫害の発生防止を講ずるとともに施肥により樹勢の回復をはかる。

4 森 林

被害木の早期処分をはかり、病虫害の発生を防止するとともに、根ゆるみした幼齢林木は根踏みをして活着と樹勢の回復促進をはかる。

第4 林業対策（水害）

1 治 山

治山現場を点検して次の措置をする。

- (1) 築設中の構造物は埋戻し、間詰等の補強対策を完全にして倒壊、亀裂等を防止する。
- (2) 床堀周辺、切取上部等に所在する立木、転石等の処理をするとともに切取り、盛土の法面を整理して崩壊を防止する。
- (3) 器材、原材料を流失、埋没、破損、変質等のおそれのない場所に保管する。

2 林 道

- (1) 側溝及び排水施設を整備し、排水をよくしておくこと。
- (2) 溪流や河川に散乱している根株、流木等を除去しておく。
- (3) 洪水時に被災のおそれがある川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、又は安全な場所へ移しておく。
- (4) 工事中の林道は治山と同様の措置をする。

3 苗 畑

排水をよくしておくとともに水の流入を防止する措置をする。水害をうけたときは残存樹苗の病虫害、発生を防止するため、殺菌剤を晴天日に散布する。

4 炭

窯の周囲の排水を良くし、窯小屋の屋根が雨もりしないよう補修する。

5 しいたけ

排水、通風をよくして、雑菌のまん延を防止する。

第5 畜産対策

1 飼料の確保・保管

備蓄飼料については、飼料の品質低下を招かないよう保管方法及び保管場所に万全を期すこと。

2 畜舎等の補強

畜舎等の破損か所、危険か所を点検し、修理・補強をしておくこと。また、畜舎周辺の排水路を整備しておくこと。

3 畜産物の保管・出荷

生乳、鶏卵等畜産物の保管・出荷については、事前に災害時にとるべき処置を検討しておくこと。なお、生乳の保管は4℃で48時間が限度であることから、隔日出荷のための保存場所を検討しておくこと。

4 家畜の退避

家畜の退避方法・退避場所等について事前に検討しておくこと。

5 停電時の処置

集乳場、育すう所等においては、停電の場合に備え自家発電機の整備等とるべき処置を検討しておくこと。

6 家畜の衛生対策

災害時には、炭そ、イバラキ病と牛流行熱、豚丹毒、鶏ニューカッスル病などの家畜伝染病やその他の病気が発生しやすいので、家畜の健康観察を十分に行うなど日常の飼養管理の徹底を図ること。

7 家畜の防疫・緊急救護体制の整備

各家畜保健衛生所を中心に家畜防疫及び緊急救護体制を整備するとともに、各家畜診療所においては災害時に備えた緊急医薬品等の確保を図ること。

第4節 晩霜と低温障害予防対策

第1 農作物対策

1 野菜類

- (1) 二重トンネル、こも、不織布、シルバービニール等の利用、ビニールマルチ等により夜間温度を高めるとともに日中は高温にならないよう注意する。
- (2) 定植を一時遅らす他、苗の状況で遅らせないものや露地ものは、トンネル栽培に準じた措置により被害の軽減に努める。なお、定植はとくに地温12℃以上になってからとし、定植後はマルチ等で地温を上げるようにする。
- (3) ハウスやトンネル栽培では、低温時の急激な温度上昇はアンモニア、亜硝酸ガスが発生することがあるので注意すること。また、ストーブや練炭などを持ち込む場合は一酸化炭素中毒に注意する。
- (4) 土壌水分を十分にもたせる。
- (5) 予備苗を危険がなくなるまで持つこと。

2 果 樹

- (1) 種類別凍霜害危険温度は次のとおりであるので、早い目に燃焼資材など準備して対策の徹底を期す。

果樹の霜害発生限界温度 (1967 中川、角出)

種類	育生ステージ	霜害発生限界温度 (℃)
うめ	満開期	－7～－8
	幼果期	－3～－4
もも	満開期	－2.5
日本なし	満開期	－1～－1.5
	幼果期	－1～－1.5
ぶどう	ほう芽・展葉	－2.5～－3
かき	ほう芽期	－1.5～－2

(注) 百葉箱内温度であらわす。

- (2) ぶどうの被覆栽培では、一時的な暖房を行う。なおこの場合、ハウス内のガスに注意すること。また、ハウス内のかん水を十分行い、蓄熱することも効果がある。
- (3) 人工交配を実施して結実を確保する。
- (4) 樹勢着果状況等を勘案のうえ摘果は2～3回に分けて行う。

3 茶 園

(1) 防霜ファン

サーモスタットを3℃に設定しておき、萌芽15日前から運転する。

(2) スプリンクラー

水量を十分に確保し、機器の点検を確実に行う。水量は3mm/時間の場合、10aあたり毎時3tが必要なので、面積、散水時間を考慮して準備する。散水は摘採面の温度が2℃になったら開始する。散水回数が多くなると過湿になりやすいので排水対策を十分に講じる。

(3) 高棚被覆

降霜が予想されるときは早めに被覆（樹冠面から60～90cmの高さ）を行う。傾斜地では、山側の側幕を閉じ冷気の流入を防ぐ。

(4) トンネル被覆

一般に摘採期の促進を目的として行うが、防霜効果は劣る（透明の被覆資材は夜間の保温効果がほとん

どない)。被覆資材は茶株面から40cm以上離し、すそ部は地表面から25cm程度あけて設置し、風でめくれたりしないようにしっかり固定する。

(5) 敷草の処理

敷草で地表面全面を覆うと、過冷却によって敷草の温度が下がり、被害を増大させることがあるため、敷草は、茶園の株元に押し込む。

第5節 干害予防対策

第1 土地改良区及び農業水利団体は、かんがい期前に各農業用水利施設の点検を行い、機能低下のないことを確認し、漏水損失等のないよう水利施設の整備、補修を行い水源より耕地に至るまでの水の損失を最小限にとどめることとする。特に揚水機は試運転を行い、揚水量の可能性を点検する。

第2 干害発生のおそれのある場合、その水利用を最も有効に使用方法により、節水を行い干害の未然防止に万全を期するものとする。なお揚水機等の臨時的設置の応急対策の準備に着手するものとする。

第3 農作物については次の措置を講ずる。

- 1 果樹、茶、桑、豆類等農作物全般に敷わら、敷草を増施（10a 当たり1～2t）して乾燥を防ぐ。
- 2 水源のあるところはポンプ、とい等の使用により、極力用水の確保に努め、用水が不足する場合は集中かん水に努め、特に穂ばらみ期の水稻は重点的にかん水する。
- 3 豆類では、は種に当たっては耕うん作業をできる限り遅らせて土壌の乾燥を防ぐとともに、は種は深めとする。また、ハダニ類、メイガ類及びハスモンヨトウの多発が予想されるので防除を徹底する。
- 4 野菜、果樹等施肥の必要な場合はかん水を兼ねて薄い液肥にして日中を避けて夕方施す。
- 5 野菜、果樹で、多発が予想されるうどんこ病及びアブラムシ類、ハダニ類等について防除の徹底を図る。
- 6 果菜類では、曲がり果や肥大不良果などの発生を防ぐため、1株当たり2以上のかん水を行う。
- 7 くり、もも、うめ、ぶどう等樹体に日焼けのおそれのある場合は、白塗剤を塗布する。
- 8 茶園管理
 - (1) 幼木園は干ばつ害を受けやすいので、5～7日間隔で気温の下がる夕方にかん水を行うとともに、敷草によって株元の保護に努める。
 - (2) 成木茶園では、敷草などにより地温を下げ、土壌保水力の増強に努める。また、深刈り、中刈りなどの更新を行った茶園ではかん水を行う。
 - (3) 被覆施設のあるところでは、化学繊維資材（遮光率60～70%）、よしず等で筋掛けする。
 - (4) 干ばつ時にはカンザワハダニ、チャノミドリヒメヨコバイ、チャノキイロアザミウマなどの害虫の被害が増大しやすいので、的確な防除を行う。
- 9 稚蚕に供する桑樹は液肥の葉面散布を行い、葉質の良化につとめる。
- 10 桑苗（特に挿木）は土壌表面の高温乾燥がはなはだしいので適宜かん水、散水を行い、根を痛めない程度に軽く中耕して生育を促進する。

第12章 建築物防災計画

〔 府 建 設 交 通 部 〕
〔 独立行政法人都市再生機構 〕

第1節 建築物の防災対策

第1 建築物と災害

建築物及びその集合体としての都市は、人間の個人的・社会的活動が行われる器として、健康性、耐候性、安全性等を備えることが要求される。特に安全性は、人命に直接影響を与えるため、最も基本的かつ重要な要件といえる。

この建築物の安全性がそこなわれるという事象が災害であり、災害の直接的原因としては、地震、強風、豪雨、豪雪、出火等が挙げられるが、建築物がこれに耐えきるだけの強さを持っていれば、災害は生じない。したがって、建築物の弱さも災害の一要因とすることができる。

さらに、建築物内での階段からの落下、エレベーター事故、転倒等人間活動と密接にかかわる災害（事故）もあり、建築物単体としての多様な安全性の確保が必要である。

また、風等の自然条件、建築物の密集性や狭隘道路等の社会的条件により、出火の延焼の危険性が增大するといったように、災害の拡大には環境要因が強く作用するため、面的な災害対策＝安全・安心のまちづくりが必要となる。

第2 建築物防災対策の基本方針

1 建築物が備えるべき安全性としては以下のものがあげられる。

(1) 構造耐力上の安全性

建築物が積雪、風圧、地震等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

(2) 防火性・耐火性

火災の発生に対し、その拡大を抑え、人命等に被害を及ぼすことなく、また、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

(3) 耐久性・耐候性

建築物が劣化、腐食等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

(4) 使用上の安全性・避難上の安全性

建築物の使用にあたり、平常時は転倒、衝突等の事故が発生しないようにすること。

火災時等には防火区画、避難階段等が有効に機能すること。

(5) 良好な環境衛生条件の確保

健康に悪影響を与える衛生条件からの保護と、良好な屋内環境を確保すること。

2 建築物防災の基本的対策としては、次の三段階にわけて考える必要がある。

(1) 適切な安全機能を備えた建築物の供給

建築基準法に適合させることは当然として、その建築物の使用目的、構造特性等による適切な防災計画を考慮した設計を行い、適正に工事を施工すること。

(2) 適切な維持保全の徹底

建築物の経年的機能低下や使われ方の変化により、安全性も低下するため、建築物の状態を一定以上の水準に保つための計画的な維持保全対策をとること。

(3) 既存建築物の防災性能向上

現行の基準制定以前に建築された建築物や、不十分な維持保全しかされていない建築物等は、十分な防

災性能を備えていないものがあり、防災診断、耐震診断等を実施し、適切な改修を行うこととし、京都府建築物耐震改修推進計画に耐震化率の目標を設定し、耐震診断・耐震改修の促進を図る。

第3 対象建築物と具体的対策

1 公共建築物

庁舎、病院、学校等の公的建築物は、災害時における防災拠点や避難施設として使用されるため、重点的に以下の対策を推進する。

- (1) 新築時、増改築時における高い耐震性の確保、緻密な防災計画の策定
- (2) 維持保全計画の策定、定期的な調査・診断システムの確立
- (3) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の計画的推進、防災診断・改修の促進
- (4) ブロック塀の点検、撤去又は改修

2 多数の者が利用する特定建築物

劇場、百貨店、ホテル、旅館、社会福祉施設等多数の者が利用する特定建築物については、高い防災性能が必要であり、以下の対策を講じる。

- (1) 設計時点における建築基準法等関係法令への適合、確実な工事監理による適正な施工、大規模な特殊建築物の防災計画策定を徹底
- (2) 建築基準法第12条に基づく定期報告制度の充実及び徹底した指導、計画的な防災査察の実施、必要な改修指導強化
- (3) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づく指導・助言、指示により耐震診断・改修を促進、普及啓発事業の推進、「耐震改修促進法」の認定制度を活用した耐震改修の誘導

3 住宅、その他の建築物

府民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた家具の転倒防止等幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震による甚大な被害を低減させることを目指して、住宅や、不特定多数の者が利用する特定建築物以外の建築物については、建築防災に係る普及・啓発を進め、防災改修を誘導していく。

- (1) 地震時に府民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止等地震に対する安全性を向上する取り組みを支援し、住宅の減災化を推進
- (2) 府民に対する建築防災の普及・啓発推進
- (3) 建築相談、耐震相談窓口の設置
- (4) ブロック塀等の相談窓口設置、危険なブロック塀の除却の促進
- (5) 「耐震改修促進法」による認定制度も活用し、補助及び融資による耐震改修の誘導
- (6) 建築基準法第12条の規定による定期報告の対象となる共同住宅等については、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。
- (7) 吊り天井、外壁材等の非構造部材の落下防止対策の啓発推進

4 密集住宅市街地の改善

建築物単体の防災対策と並行して、老朽木造住宅密集地区や狭隘道路地区等に対し、市町村を主体とする住宅市街地総合整備事業等、地域事情を考慮した面的整備を促進する。

- (1) 「緊急に改善すべき密集住宅市街地の基準」により整備が必要とされる地域の把握を行い、都市政策の一環として総合的な整備が図れるよう、市町村における整備方針の策定を促進する。
- (2) 特に防災性の向上が必要な地域については、老朽住宅の建替及び住環境の整備を促進する。

5 土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策

土砂災害特別警戒区域内における居室を有する既存建築物の土砂災害に対する改修を促進するため、建築物の所有者等に支援を行い、既存建築物の安全対策を図る。

6 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、人身の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が重要であることから、以下の対策を推進する。

- (1) 被災建築物の応急危険度を判定する「地震被災建築物応急危険度判定士」の養成を図る。
- (2) 全国及び近畿被災建築物応急危険度判定協議会と連携を図り、京都府、市町村及び建築関係団体により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会において、被災建築物の応急危険度判定の実施体制及び判定士への連絡体制について整備する。

第4 建築物防災推進体制の整備

1 京都府既存建築物総合防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）

- (1) 府関係部局、京都市・宇治市関係部局、建築関係団体等による調整、協議を通じて策定した「推進計画」に基づき、次の項目からなる既存建築物の総合的な建築物防災対策を推進する。

- ア 防火等診断、防火等改修の防火等対策
- イ 耐震診断、耐震改修等の耐震対策
- ウ 建築物維持保全対策
- エ 落下物対策
- オ アークード、ブロック塀の安全対策等

2 推進体制の整備と進行管理

- (1) 京都府、市町村、建築関係団体等の連携と適切な事務分担を行い、建築防災の推進体制を確立する。
- (2) 「推進計画」に基づき、防災改修、耐震改修の進行状況を把握するとともに、必要な対策を補強していく。

第2節 宅地の防災対策

第1 宅地防災への対応

宅地造成に伴う宅地災害対策について、府内では、旧宅地造成等規制法に基づき、昭和37年11月13日及び昭和43年6月5日に京都市の、昭和39年3月31日に宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市の、昭和43年11月5日には向日市、長岡京市、大山崎町の、各一部の丘陵地等について、建設省（現・国土交通省）から「宅地造成工事規制区域」の指定を受け、宅地造成に伴う災害の防止を図ってきた。

令和7年5月1日以降は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、府全域に対し宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を新たに指定（京都市は独自に令和6年6月6日指定）したことを踏まえ、市町村とも連携しながら、盛土等の崩落による災害の防止対策を進めていく。

また、建築等を伴う宅地造成に関しても、都市計画法に基づく開発許可制度を適切に運用することにより、安全な住宅地が供給されるよう対策を進める。

今後、大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災した宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災した宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会並びに全国の都道府県で組織する被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

また、がけ地の崩壊等による危険が著しい住宅については移転を推進する。

第2 宅地造成防災対策

宅地造成に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、宅地造成等規制法及び都市計画法による開発許可制度により必要な規制を行うとともに、宅地災害の防止のための技術的指導を行う。

その他一般対策として、年間の梅雨期及び台風期には市町村、消防担当職員及び防災関係職員の協力のもと、合同一斉パトロールを実施するとともに、別に宅地造成主及び工事施行者に対しては、造成工事中における土砂の流出、がけ崩れの防止等に対処する防災応急工事施行に関して、シーズン前に留意事項を送付し、注意を喚起している。

第3節 独立行政法人都市再生機構の建造物対策

賃貸住宅及び施設については、建物及び屋外施設を定期的に巡回点検しており、不具合箇所についてはその都度修繕を実施している。

また、周期を定め建物診断を実施し、併せてコンクリート躯体の耐久性試験を実施している。その後に劣化及び損耗状況を見極めながら外壁修繕等の計画的修繕を実施することとしている。

各団地の管理主任を防火責任者とし、各所轄消防署の指導のもとに、賃貸住宅等の防火管理及び入居者の火災等予防指導にあたっている。

耐震診断改修については、ピロティ架構を持つ住棟の改修を終え、譲渡施設付建物についても区分所有者と協議が整った建物については改修を行った。引き続き、譲渡施設付建物の区分所有者と耐震改修についての協議を実施する。また、一部の住宅については、住宅部分の耐震改修が必要であるが、建物の安全性、機能性、補強工事の施工性、経済性等を総合的に検討しながら実施していきたい。

第13章 文化財災害予防計画

(府教育庁、府文化生活部)

第1節 現 状

第1 建造物

文化財に指定された建造物には、消防法により自動火災報知設備（以下「自火報設備」という。）の設置が義務付けられている。

国指定建造物は府内に733棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている688棟のうち、未設置のものは13棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。

一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,212棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の325棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。

これら国・府指定等文化財ともに、設置促進に向け指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編2－5参照〕

第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

府内における国指定文化財の所有者は409社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別的指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。

なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在592所有者、965件（国有・公有は除く。）を数えるがこのうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが201件（一部寄託6件を含む。）、これ以外の764件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは56件ある。残る708件については、防災施設がないため防災上の措置について指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編2－5参照〕

第3 史跡、名勝、天然記念物

府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は142件（二府県にまたがるもの、地域を定めていないものは除く。）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は106件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編2－7参照〕

第4 重要伝統的建造物群保存地区

重要伝統的建造物群保存地区は府内に7地区あるが、総合的な防災設備の設置が進められている。

第5 文化的景観

府内に国選定重要文化的景観は3件、府選定文化的景観は10件選定されている。

第2節 計画の方針

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。その防災計画は災害の予防に重点をおくものとし、万一の災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置等を推進するものとする。

第3節 計画の内容

第1 建造物

防災施設設備の対象として、第一に各種防災設備未設置文化財への設置指導を行う。併せて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等についても指導助言する。

国指定文化財の自火報設備未設置建物については、早急に設置するよう所有者に指導し、総合的な防災設備の設置についても充実に向けて働きかける。

府指定・登録・暫定登録文化財の自火報設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものを重点的に指導し、登録・暫定登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。

また、総合的な防災設備の設置についても、所有者等の意向を踏まえながら推進していく。

第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造、耐火のものであるが、その設置に当たっては、当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分配慮する。

また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に自火報設備、消火設備、避雷針等の施設を設置する等状況に応じた措置を講じる。

なお、有形民俗文化財についても、上述したことに準じて実施する。

第3 史跡、名勝、天然記念物

史跡、名勝、天然記念物の指定地域内の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

第4 重要伝統的建造物群保存地区

総合的な防災設備の設置の促進について、市町に指導助言を行う。

第5 文化的景観

重要文化的景観選定地域内にあって重要な構成要素として特定された建造物については、国、府指定等建造物防災に準じた対策を推進する。

第6 文化財保護対策

- 1 文化財の所有者又は管理団体等に対して、「文化財所有者のための防災マニュアル」（京都府・京都市）の周知を図り、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。
- 2 災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行う。
- 3 文化財防火デー等に、種々の実施訓練について計画作成の指導助言を行う。
- 4 文化財の防火・防災に関係のある機関等との連絡、協力体制を確立する。

第7 補助金及び融資

1 補助金

府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定・登録・暫定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。

補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び防災資機材の整備並びに修理事業である。

また、「文化財を守り伝える京都府基金」においても、国指定・登録、府指定・登録・暫定登録及びその他の文化財の防災事業に対して補助金を交付している。

2 融 資

財団法人 京都府文化財団の行う融資制度

長 期 10年、7年、5年、3年償還 低利（年利 0.9%）

融資対象は補助金事業に準ずる

第14章 危険物等保安計画

中部近畿産業保安監督部近畿支部
第八管区海上保安本部
府警察本部
府危機管理部
府農林水産部
府健康福祉部
京都労働局

第1節 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等に起因するあらゆる災害について、これを未然に防止するための対策について定める。

なお、高圧ガス及び火薬類の製造所等並びにその関係保安団体の機構を別に示す。

第2節 計画の内容

第1 危険物の予防対策

1 危険物製造所等の整備改善及び保安

消防法第2条第7項に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。）は産業構造の急激な変化に伴い、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難をきわめている現状である。

- (1) 危険物製造所等が消防法第10条第4項の規定による位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導監督する。
- (2) 危険物製造所等において行う危険物の貯蔵又は取扱いは、消防法第10条第3項に規定する技術上の基準に従って行うよう危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物の取扱作業に関する保安のための講習を行い、危険物の貯蔵、取扱いについて安全指導を行う。
- (3) 立入検査を適時実施し、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵又は取扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備、避難設備が緊急の際に使用できるか否かについて検査を行う等、現地において強力なる行政指導を実施する。
- (4) 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に、危険物保安監督者又は危険物取扱者をして施設の定期点検、維持管理等を励行させるよう指導する。

2 危険物取扱者制度の効果的な運用

- (1) 危険物取扱者の資格を保有していない者に対し、適時講習を実施し、危険物の貯蔵、取扱いに関する知識及び技能を修得させるとともに、危険物取扱者の資格を取得するよう指導する。
- (2) 消防法第13条の23に基づく保安講習を行い、免状所有者に対し危険物取扱者としての責務を遂行させるよう指導する。

3 石油類屋外タンクの不等沈下対策

危険物とくに石油類屋外タンクの著しい不等沈下（タンクの最大沈下量をタンクの直径で除した数値が100分の1をこえるもの）による、タンクの破損を防止するとともに万一の油流出に備え次の事項について指導する。

- (1) 屋外タンクの地盤沈下状況、タンク本体、タンク付属設備、防油堤及び消火設備等についての定期点検の実施
- (2) 著しい不等沈下のある屋外タンクの貯蔵量を常時防油堤の容量以下に制限する。
- (3) 二重防油堤設置の検討
- (4) 異常事態発生時における応急体制と、緊急通報体制の確立

- (5) 従業員に対する保安教育、防災訓練等の実施
- (6) 応急資器材の備蓄
- (7) 同企業間の相互応援協定の締結

※応急資器材、油吸着剤、中和剤、消火剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、土のう、ひしゃく、空ドラム缶等

4 地震対策

- (1) 屋外タンク及び地下タンクの設置についての地盤沈下状態の検討
- (2) 防油堤補強の検討
- (3) 固定消火設備の検討
- (4) 配管の検討
- (5) 通報設備の検討
- (6) タンク冷却用水の検討

5 海上保安対策

- (1) 危険物荷役岸壁の安全施設の整備及び自衛保安体制の整備に関する行政指導の強化
- (2) 危険物積載船舶は、随時立入検査を行い、事故防止上必要な指導監督を行うとともに、大量荷役等が行われる場合には船舶交通の制限を行う。
- (3) 大量の危険物を積載した船舶が港湾に出入又は荷役する場合には厳重なる航路の前路警戒及び荷役の事故防止の指導監督を行う。

第2 火薬類及び高圧ガス対策

1 保安管理体制の確立

緊急事態発生時において保安上必要な措置が迅速、かつ、的確に実施できるように、事業所における経営者、法定責任者、従事者等の保安に係る職制、職務範囲等を明確にした自主的な保安管理体制の確立を図る。

また、関係保安団体における災害に関する情報の連絡体制や事業所相互の応援体制の整備を図る。

2 製造施設等の整備改善

製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備が、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令の規定や基準に適合した状態の維持を図る。

3 地震等によるガス漏えい防止措置

高圧ガス製造施設等における塔槽類の倒壊等によるガスの漏洩を最小限度に止めるため、事業所においては、当該塔槽類を地震等の影響に対して安全な構造とし、一定規模以上の貯槽に取付けられた配管に緊急遮断装置を設けるなど、漏洩防止措置を講じる。

4 高圧ガス防災訓練の実施

高圧ガス災害事故を想定して、関係防災機関、関係保安団体等と合同で訓練や実技研修を実施し、関係事業所の保安要員の緊急措置等に関する実務の習熟や事業所における自主的な訓練の推進を図るとともに、関係防災機関相互及び事業所における自衛防災組織間の有機的な連携を確立する。

5 火災に対する予防

- (1) 火薬類については、事業所において、延焼等による災害を防止するため、あらかじめ安全な一時保管場所を定めておくとともに、速やかに火薬庫、火薬類取扱所等から安全な場所に移動させる措置がとられる体制の確立を図る。
- (2) 高圧ガスについては、事業所において、塔槽類及びその他の設備並びに容器等の過熱、破裂、爆発火災、延焼等を防止するため、水噴霧設備、散水設備、放水設備、消火設備その他の設備の整備を図る。

6 保安指導

- (1) 対象事業所に対する保安検査、立入検査を定期的に又は随時実施し、関係法令に定められた技術基準を維持するよう指導するとともに、当該基準に適合していない事業所に対しては改善命令等必要な是正措置を行う。

- (2) 関係防災機関と定期的に協議を行い、保安指導方針の統一、情報の交換、相互協力その他連絡調整を図り、必要に応じて大学教授等学識経験者を交えた総合立入調査を実施するなど防災対策に努める。
- (3) 対象事業所における定期自主検査、日常点検及び教育訓練等の実施により、自主防災体制の確立を図る。

7 海上保安対策

火薬類及び高压ガスの大量荷役が行われる場合は、必要に応じて一般船舶が付近に立ち入らないよう船舶交通の制限を行う。

第3 毒物、劇物予防対策

青酸カリ、塩酸、硫酸等の毒物劇物は、毒物及び劇物取締法による登録を受けなければ製造、輸入、又は販売はできない。

また、業務上毒物劇物を取扱う全ての者は、盗難・紛失防止のための措置を講じるとともに、表示、流出防止等の措置を講ずることとなっている。加えて、毒物劇物営業者（製造業等）及び届出を要する業務上取扱者（青酸カリ等を使用する電気メッキ業、金属熱処理業及び四アルキル鉛等を一定量以上運搬する運送業、及び砒素化合物を使用するしろあり防除業）は、取扱責任者を置き、保健衛生上の危害の防止に当たらせることとなっている。

府保健所及び健康福祉部薬務課（京都市所管以外の京都市内）並びに京都市の毒物劇物監視員は、その取扱状況について保健衛生上の見地から随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締を行っている。

1 予防対策

- (1) 毒物、劇物の取扱状況について、随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締りを行う。
- (2) 災害時の流出、散逸等不測の事態に備えて次の事項を徹底する。

- ア 表示による貯蔵場所の明示
- イ 貯蔵設備、方法の確立
- ウ 在庫数量の把握
- エ 貯蔵場所の検討

2 対策の内容

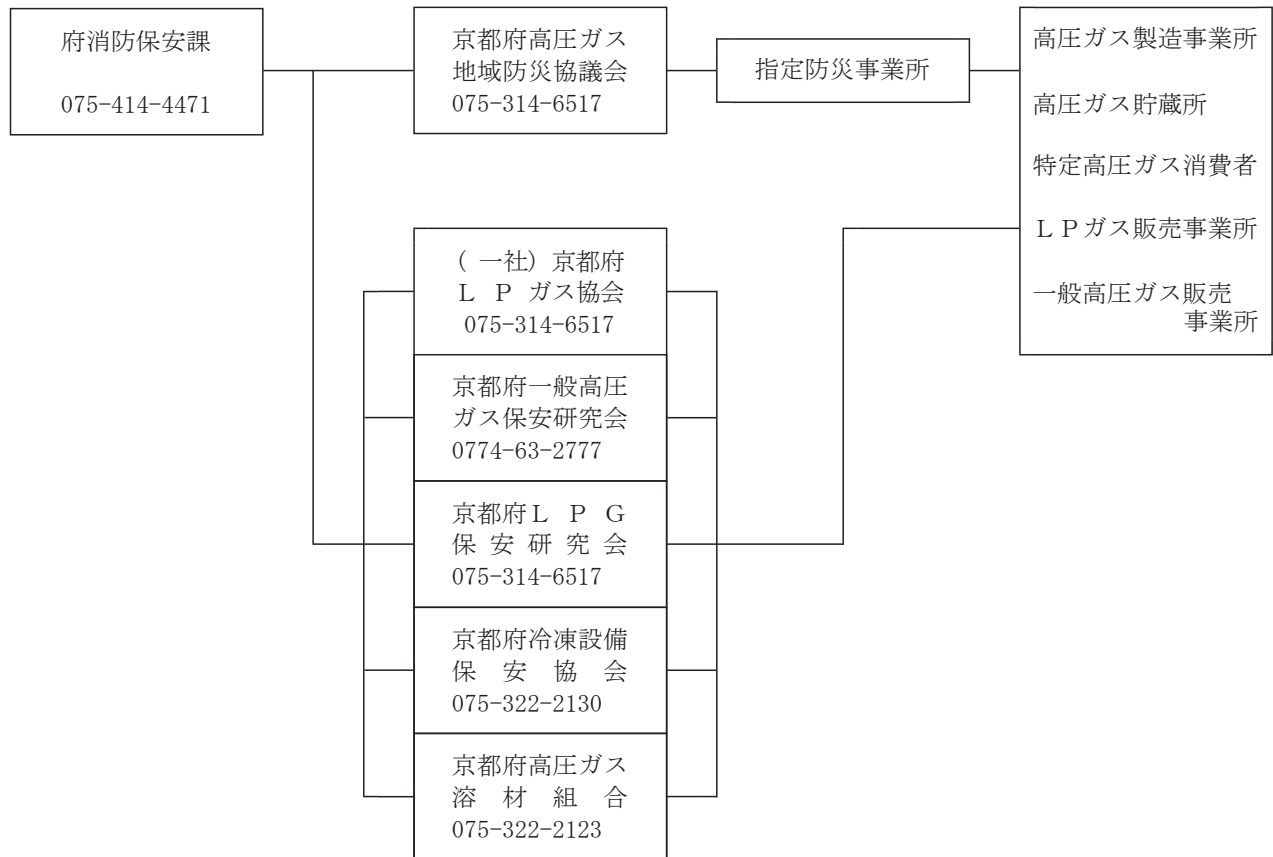
1の事項を徹底するための内容は、次のとおりである。

- (1) 貯蔵場所には「毒物及び劇物取締法」に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示を行うよう指導し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を作るよう指導する。
- (2) 災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量を厳格に把握するよう指導する。
- (3) 災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は移転等、安全が確保されるよう指導する。

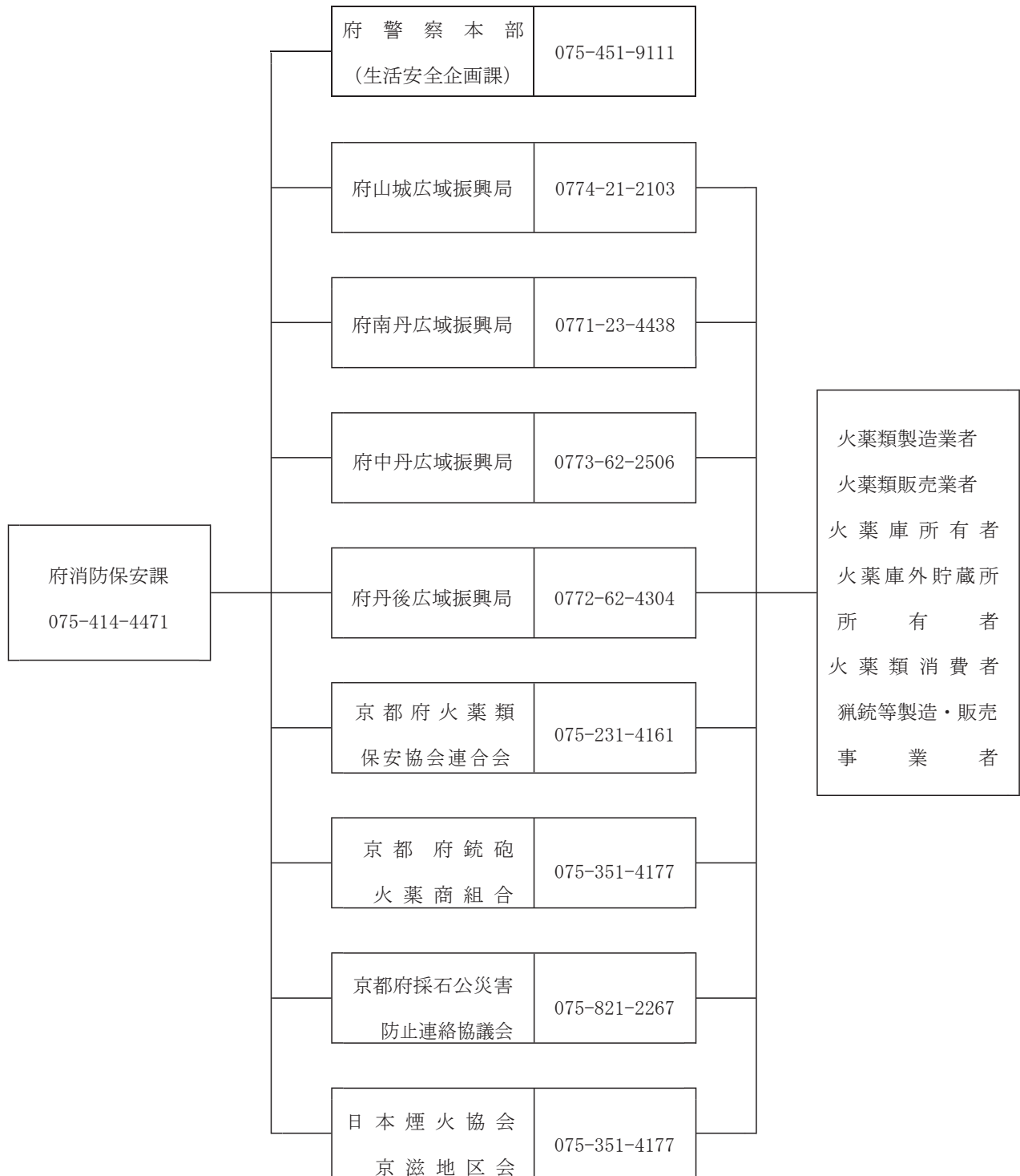
第4 原子力以外の放射性物質対策

- 1 原子力発電施設以外の放射性物質を取り扱う施設及び事業所においては、作業の安全管理と安全衛生を確保させることにより、放射線障害事故防止を図るものとする。
- 2 1に掲げる事項及び周辺の環境の汚染予防の徹底を期するため、関係防災機関による立入検査、一斉監督の協力を図る。

高 圧 ガ ス 施 設



火 薬 類 施 設



危険物等関係保安団体

○ 高圧ガス関係

名 称	電 話
京都府高圧ガス地域防災協議会	075-314-6517
(一社)京都府L P ガス協会	075-314-6517
京都府一般高圧ガス保安研究会	0774-63-2777
京都府L P G 保安研究会	075-314-6517
京都府冷凍設備保安協会	075-332-2130
京都府高圧ガス溶材組合	075-332-2123

○ 火薬類関係

名 称	電 話
京都府火薬類保安協会連合会	075-231-4161
京都建設業火薬類保安協会	075-231-4161
京都山城地区火薬類保安協会	075-231-7976
北桑田火薬類保安協会	075-852-0481
亀岡市火薬類保安協会	0771-22-0076
船井郡火薬類保安協会	0771-62-0224
綾部市火薬類保安協会	0773-42-0714
福知山火薬類保安協会	0773-22-3467
舞鶴地区火薬類保安協会	0773-62-1296
与謝地方火薬類保安協会	0772-22-2337
京丹後火薬類保安協会	0772-62-0012
相楽郡火薬類保安協会	0774-72-4960
(一社)京都府建設業協会	075-231-4161
京都土木協会	075-231-7976
京都府銃砲火薬商組合	075-351-4177
京都府採石公災害防止連絡協議会	075-821-2267
(公社)日本煙火協会京滋地区会	075-351-4177

第 15 章 消防組織整備計画

(府危機管理部・市町村、消防機関)

第 1 節 計画の方針

各種災害（特に火災）の予防及び防除に対処するため、府内各市町村における消防組織の充実、消防力の充実強化、消防職・団員の教養訓練の強化、消防意識の啓発及び市町村相互の応援体制の整備等を図り、消防組織の万全を期する。

第 2 節 計画の内容

第 1 消防組織や体制の充実・強化

高齢化の進展や、災害の大規模・多様化などにより、消防需要は拡大するとともに消防活動内容も高度化していく傾向にある。

このため、消防職員及び消防団員の組織体制を工夫し、消防活動力の充実・強化を図る次のような取り組みを進め、府民生活の安心安全を図る。

1 市町村の消防体制の強化と連携の推進

- (1) 消防施設等の整備促進
- (2) 府立消防学校等による消防職・団員の教育訓練（安全管理含む）機能の充実
- (3) 迅速な救急搬送の促進

2 消防団の活動力の強化

- (1) 消防団員の確保
 - ア 女性の消防団への加入促進
 - イ 大学等の協力による消防団員の確保
- (2) 多機能消防車両の配備など救助救出能力の向上
- (3) 消防団協力事業所表示制度による協力事業所の認定など企業協力の促進
- (4) 中山間地におけるふるさとレスキューの取組推進

第 2 消防意識の啓発

消防防災に関する各種行事の実施に努めるとともに、春秋 2 回の全国火災予防運動に際し、市町村、その他各種関係団体との連携により、住民に対する強力な火災予防意識の啓発を図る。

- 1 春季全国火災予防運動
- 2 秋季全国火災予防運動
- 3 住宅用火災警報器設置の啓発
- 4 消防大会、消防操法大会を開催し消防意識の啓発と消防志気を高める。
- 5 その他次の関係団体と協力して消防意識の啓発と火災予防の徹底を図る。

（公財）京都府消防協会、（一社）京都府危険物安全協会連合会、（一社）京都消防設備協会等

第 3 相互応援協定

1 一般災害時の相互応援協定

府は災害発生時における市町村消防機関の行う応急対策が緊密な連携により適切かつ迅速になされるよう、市町村相互間における応援協定の締結を促進する。（「市町村相互応援協定締結状況一覧」参照）

なお、被災市町村の被害が著しく拡大した場合等、隣接市町村、他府県並びに防災機関への応援・支援を要請する時の連絡系統を「相互応援協定市町村へ要請するときの連絡系統」、「他の市町村・他府県へ要請するときの連絡系統」、「防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統」及び「大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動を要請するときの連絡系統」に示す。

第4 航空消防防災活動

府は、大規模な災害、事故等の発生またはその発生が予測される事態において、警戒活動、応急対策等を実施するため、京都市との「大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定」に基づき京都市消防局の消防ヘリコプターによる緊急対応活動を実施する。

なお、府が出動要請する災害は以下のとおり。

- 1 大規模な地震災害、風水害等の自然災害
- 2 航空事故、海上事故、鉄道事故、原子力災害等の重大な事故
- 3 武力攻撃災害、テロ災害その他の必要と認める災害等

第5 緊急消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等の実施

近年、東南海・南海地震等の発生が危惧される中、想定されるこれらの大規模地震災害や相次ぐ自然災害並びに大規模・特殊災害等に対して、被災地の状況に応じ迅速かつ的確な消防防災活動を展開するため、緊急消防援助隊における国が示す計画に基づき充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第6 消防職・団員の教養訓練の促進

近年、消防の近代化、高度化に伴い、これに対応する消防人づくりが要求される。府においては、消防職員に対する教育訓練を京都市消防学校と共同で実施するとともに、次の教育、訓練に重点を置いて指導する。その際、女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努めるものとする。

- 1 消防職員に対する初任教育及び専科教育による教育訓練
- 2 消防団員に対する警防指導員教育
- 3 消防職・団員の幹部教育

第7 危険物取扱者に対する保安教育

府は危険物施設の保安管理等に十分対応しうる危険物取扱者の育成を図るため、保安講習を実施し、保安教育の徹底を図る。

第8 消防設備士に対する保安教育

府は、近年、技術の進歩した消防用設備等に十分に対応しうる消防設備士の育成を図るため、消防設備士講習を実施し、保安教育の徹底を図る。

第9 市町村の消防計画

1 方針

消防はその施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護する消防活動だけにとどまらず、火災予防及び火災以外の災害を防除し、これらの災害に因る被害を最小限に止めることをもってその任務としている。そのため、市町村は火災及び火災以外の災害、すなわち地震、風水害、なだれ、山くずれ、地すべり等あらゆる災害を考慮し、効果的な消防計画を樹立する必要がある。

2 消防計画の作成

市町村長は1の方針により火災防ぎょ計画を中核として、これに火災の予防に関する事項及び火災以外の災害の防除、被害の軽減に関する事項、救急業務に関する事項等を含めた消防全体に関する消防計画を作成しておくものとする。

3 消防活動

消防は2による消防計画の定めるところにより、統制ある活動を行う。特に各活動においては、次の事項を基準として細部の対策を樹立して活動する。

(1) 出動対策

ア 消防機関の召集計画の樹立により、召集部隊編成及び任務分担等の対策を図る。

イ 消防機関が有線・無線電話等により災害を覚知したときの出動車両、機械器具等の輸送の万全を期する。

(2) 消防（火災防ぎょ）計画

ア 火災警報発表時の対策

消防法第22条による火災警報発表時における火災事象は一般の防ぎょ対策では万全を期せられないので、部隊の増強及び風位風速、重要度に応じた進入部署を考慮し、一般防ぎょ対策を基礎として、いかなる火災の事象にも対応できる対策をとるものとする。

イ 大規模火災時の応援部隊の誘導対策

気象その他の事象により火災が延焼拡大して大火となり、現有の部隊で延焼阻止の見込みが立たない場合における所要の誘導対策とする。

ウ 危険区域の防ぎょ対策

木造建築物が密集し、加えて火災発見が困難である地域、地形的に消防活動に不利な地域、建築物の密度に比して水利施設の悪い地域、危険物貯蔵所、取扱所が存在し、火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域の危険区域における対策とする。

エ 特殊建物の防ぎょ対策

官公署、学校、病院、ビルディング、旅館、興行場等の特殊建物は、火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等のある建物であるので、特殊な防ぎょ対策とする。

オ 危険物等の防ぎょ対策

爆発、引火、発火、その他の性状から火災発生の場合、拡大危険の大きい危険物、準危険物、特殊可燃物等を貯蔵する建物又は場所に対しては、これに対応することができる特殊な対策とする。

カ 台風時の防ぎょ対策

台風時における火災事象は一般の防ぎょ対策では、万全を期せられないので、部隊の増強、風速程度、重要度に応じた進入部署を考慮して、火災警報発表時の対策を基礎として、特殊な防ぎょ対策とする。

キ 山林（野）の火災防ぎょ対策

建物関係の防ぎょ対策と異なり、民間団体等を含めた部隊の編成、出動、防ぎょ及び必要資材等の運搬補給についての対策とする。

ク 飛火警戒の対策

飛火によって、第2、第3次の火災が続発して大火になるおそれがある場合を考慮し、受持区域全般にわたりあらかじめ警戒配置場所、警戒方法及び地元自衛団体の統制連絡を決定しておき、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができる対策とする。

ケ 消防水利の対策

市町村の各地域ごとに水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮し、消火栓使用可能部隊数を定め、到着順に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制対策とする。

4 水防活動

洪水等による災害を警戒し防ぎょし、これによる被害を軽減するための活動として、この組織活動方法等

については「水防活動計画」に定めるところにより活動する。

5 その他の消防活動

(1) 地震による災害時の活動

火災発生の場合は、前述の火災防ぎょ活動により対処するが、予防対策としては住民に対して火気を始末するよう、あらゆる広報手段を利用して周知徹底を図る。

なお、地震の場合は道路の状況により消防部隊の出動に支障をきたす場合が予想されるので、道路の通行確保の対策を特に考慮する。

(2) なだれ、山くずれ、地すべり等の活動

この場合の災害は、異常気象、その他により発生を予想される場合、危険区域の調査、警戒、防ぎょ、避難等の対策をたてて活動する。

(3) 救急救助活動

あらゆる災害に迅速的確に対応できるよう、救急・救助体制の整備充実に努める。

大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

なお、車両や資機材については、小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪く海路や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

第2節第9に掲げた事項に基づき消防活動の詳細な計画を定めるものとする。

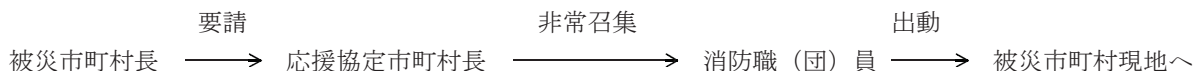
市町村相互応援協定締結状況一覧

(令和4年4月1日)

番号	協 定 名 称	協 定 締 結 消 防 機 関 名		協 定 の 内 容						消防団 含む
		府 内 消 防 機 関	府 外 消 防 機 関	全 災 害	火 災	風 水 害	救 急	救 助	そ の 他	
1	京都府広域消防相互応援協定	府内市町村、消防組合（30）		○						○
2	京都市・宇治市消防相互応援協定	京都市、宇治市			○		○	○		○
3	京都市・京都中部広域消防組合・亀岡市 消防相互応援協定	京都市、京都中部広域消防組合 亀岡市			○		○	○		○
4	京都市・乙訓消防組合・長岡京市消防相 互応援協定	京都市、乙訓消防組合、長岡京市			○		○	○		○
5	京都市・八幡市消防相互応援協定	京都市、八幡市			○		○	○		○
6	京都市・久御山町消防相互応援協定	京都市、久御山町			○		○	○		○
7	京都市・乙訓消防組合・向日市消防相互 応援協定	京都市、乙訓消防組合、向日市			○		○	○		○
8	京都市・乙訓消防組合・大山崎町消防相 互応援協定	京都市、乙訓消防組合、大山崎町			○		○	○		○
9	京都中部広域消防組合・福知山市消防相 互応援協定	福知山市、京都中部広域消防組合			○		○	○		○
10	舞鶴海上保安部と舞鶴市消防本部との業 務協定	舞鶴海上保安部、舞鶴市			○					
11	京都中部広域消防組合・綾部市消防相互 応援協定	京都中部広域消防組合、綾部市			○		○	○	○	
12	宇治市・城陽市・久御山町消防相互応援 協定	宇治市、城陽市、久御山町			○		○	○		○
13	宇治市・京田辺市消防相互応援協定	宇治市、京田辺市			○		○	○		
14	乙訓2市1町（向日市・長岡京市・大山 崎町）消防並びに防災相互応援協定	向日市、長岡京市、大山崎町		○						○
15	八幡・京田辺市・綴喜地区消防相互応援 協定	八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町		○						
16	八幡市・久御山町消防相互応援協定	八幡市、久御山町			○		○	○		○
17	京田辺市・久御山町消防相互応援協定	京田辺市、久御山町			○		○	○		
18	城陽市・京田辺市消防相互応援協定	城陽市、京田辺市			○		○	○		
19	相楽中部消防組合・京田辺市消防相互応 援協定	相楽中部消防組合、京田辺市			○		○	○		
20	京奈和自動車道消防相互応援協定書	京田辺市、城陽市、精華町、相楽中部消防組合		○						
21	京田辺市・精華町消防相互応援協定	京田辺市、精華町		○						○
22	木津川市・相楽地区消防相互応援協定書	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村、相楽 中部消防組合		○						○
23	宮津市・伊根町消防団火災応援覚書	宮津市、伊根町			○					○
24	船舶火災の消火活動に関する宮津海上保 安署と宮津与謝消防組合との協定	宮津与謝消防組合、宮津海上保安署			○					
25	宮津与謝消防組合・京丹後市消防相互 応援に関する協定	宮津与謝消防組合、京丹後市			○		○	○		
26	京滋バイパス（巨椋ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞから大山崎 ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ まで）消防相互応援協定	京都市、宇治市、久御山町、八幡市、乙訓消防組合		○						
27	京都市・京都中部広域消防組合・南丹市 消防相互応援協定	京都市、京都中部広域消防組合、南丹市			○		○	○		○
28	八幡市・乙訓消防組合消防相互応援協定	八幡市、乙訓消防組合			○		○	○		
29	両丹都市消防相互応援協定	舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根 町、与謝野町、宮津与謝消防組合		○						○
30	京都縦貫自動車道（宮津天橋立インター チェンジから丹波インターチェンジ）及 び山陰近畿自動車道（一般国道312号）にお ける消防相互応援協定	京都中部広域消防組合、綾部市、舞鶴市、宮津与謝消 防組合、京丹後市			○		○	○		
31	新名神高速道路消防相互応援協定	城陽市、京田辺市、八幡市		○						
32	五都市消防相互応援協定	京都市	名古屋市、大阪市、神戸市、堺市	○						
33	名神高速道路消防応援協定	京都市、乙訓消防組合	湖南広域行政組合、大津市、島本 町 高槻市、茨木市	○						
34	京都市・大津市消防相互応援協定	京都市	大津市	○						
35	高槻市・京都市消防相互応援協定	京都市	高槻市		○	○	○	○		○
36	福知山市・豊岡市 消防相互応援協定	福知山市	豊岡市 （兵庫県）		○		○	○		○
37	福知山市・南但広域行政事務組合消防相 互応援協定	福知山市	南但広域行政事務組合 （兵庫 県）		○		○	○	○	○
38	福知山市・丹波市消防相互応援協定	福知山市	丹波市（兵庫県）		○		○	○	○	○

番号	協 定 名 称	協 定 締 結 消 防 機 関 名		協 定 の 内 容						消防団 含む
		府 内 消 防 機 関	府 外 消 防 機 関	全 災 害	火 災	風 水 害	救 急	救 助	そ の 他	
39	福知山市・篠山市消防相互応援協定	福知山市	篠山市（兵庫県）	○						○
40	舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定	舞鶴市、福知山市、綾部市	若狭消防組合、丹波市、三田市、三木市、篠山市、神戸市（兵庫県）	○						
41	綾部市・若狭消防組合消防相互応援協定	綾部市	若狭消防組合（福井県）	○						
42	一般国道1号京滋バイパス消防応援協定	宇治市、久御山町	湖南消防組合、大津市						○	
43	大津市・宇治市消防相互応援協定	宇治市	大津市（滋賀県）		○		○	○		○
44	京都中部広域消防組合・高槻市・亀岡市消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	高槻市（大阪府）		○	○	○	○		○
45	京都中部広域消防組合・茨木市・亀岡市消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	茨木市（大阪府）		○		○	○		○
46	京都中部広域消防組合・亀岡市・箕面市・豊能町消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	豊能町、箕面市（大阪府）	○						○
47	京都中部広域消防組合・能勢町・亀岡市・豊中市消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	能勢町、豊中市（大阪府）	○						○
48	乙訓消防組合・長岡京市・島本町林野火災相互応援協定	乙訓消防組合、長岡京市	島本町（大阪府）		○					○
49	枚方市・八幡市・枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定	八幡市	枚方市、枚方寝屋川消防組合（大阪府）		○					
50	乙訓消防組合・大山崎町・島本町消防相互応援協定	乙訓消防組合、大山崎町	島本町（大阪府）		○		○	○		○
51	名神高速道路における高槻市と乙訓消防組合の消防相互応援協定	乙訓消防組合	高槻市（大阪府）		○		○	○		
52	枚方市・枚方寝屋川消防組合・京田辺市消防相互応援協定	京田辺市	枚方市、枚方寝屋川消防組合（大阪府）		○					○
53	生駒市・京田辺市消防相互応援協定	京田辺市	生駒市（奈良県）	○						
54	消防相互応援協定	京田辺市	甲賀広域行政組合		○		○	○		
55	消防相互応援協定	京田辺市	大津市		○		○	○		
56	奈良市・精華町消防相互応援協定	精華町	奈良市（奈良県）	○						○
57	生駒市・精華町消防相互応援協定	精華町	生駒市（奈良県）	○						○
58	豊岡市・京丹後市消防相互応援に関する協定	京丹後市	豊岡市（兵庫県）		○		○	○		○
59	伊賀市・相楽中部消防組合消防相互応援協定	相楽中部消防組合	伊賀市（三重県）	○						
60	奈良市・相楽中部消防組合消防相互応援協定	相楽中部消防組合	奈良市（奈良県）	○						
61	消防相互応援協定	相楽中部消防組合	甲賀広域行政組合（滋賀県）		○		○	○		
62	豊岡市・宮津与謝消防組合消防相互応援に関する協定	宮津与謝消防組合	豊岡市（兵庫県）		○		○	○		
63	京都中部広域消防組合・若狭消防組合消防相互応援協定	京都中部広域消防組合	若狭消防組合（福井県）	○						
64	京都中部広域消防組合・篠山市消防相互応援協定	京都中部広域消防組合	篠山市（兵庫県）		○		○	○	○	
65	舞鶴市・若狭消防組合消防相互応援協定	舞鶴市	若狭消防組合（福井県）	○						
66	第二京阪道路（巨椋池インターチェンジから枚方東インターチェンジまで）消防相互応援協定	京都市、宇治市、久御山町、八幡市、京田辺市	枚方寝屋川消防組合（大阪府）	○						
67	名神高速道路における吹田市と乙訓消防組合の消防相互応援協定	乙訓消防組合	吹田市（大阪府）		○		○	○		
68	名神高速道路における茨木市と乙訓消防組合の消防相互応援協定書	乙訓消防組合	茨木市（大阪府）		○		○	○		
69	京都市・高島市消防相互応援協定	京都市	高島市（滋賀県）		○		○	○		○
70	第2京阪道路（枚方東インターチェンジから第二京阪門真インターチェンジまで）消防相互応援協定	京田辺市	交野市、四條畷市、守口市門真市消防組合、枚方寝屋川消防組合						○	
71	伊賀市・南山城村消防相互応援協定	南山城村	伊賀市（三重県）	○						○
72	高島市・京都中部広域消防組合消防相互応援協定	京都中部広域消防組合	高島市（滋賀県）	○						
73	高槻市と京都市の災害通信連絡に関する協定書	京都市	高槻市	○						
合 計		73協定		28	43	2	37	37	7	35
内 訳	府 内 統 一 協 定	1協定		1						1
	府内消防機関のみによる個別協定	30協定		8	22	0	19	19	1	16
	他府県消防機関を含む個別協定	42協定		19	21	2	18	18	6	18

相互応援協定市町村へ要請するときの連絡系統



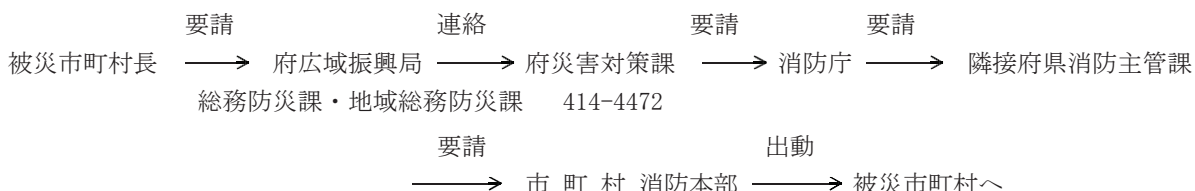
注1 京都市へのヘリ支援要請を含む。

他の市町村・他府県へ要請するときの連絡系統

(1) 他府県へ要請する場合（災害対策基本法）



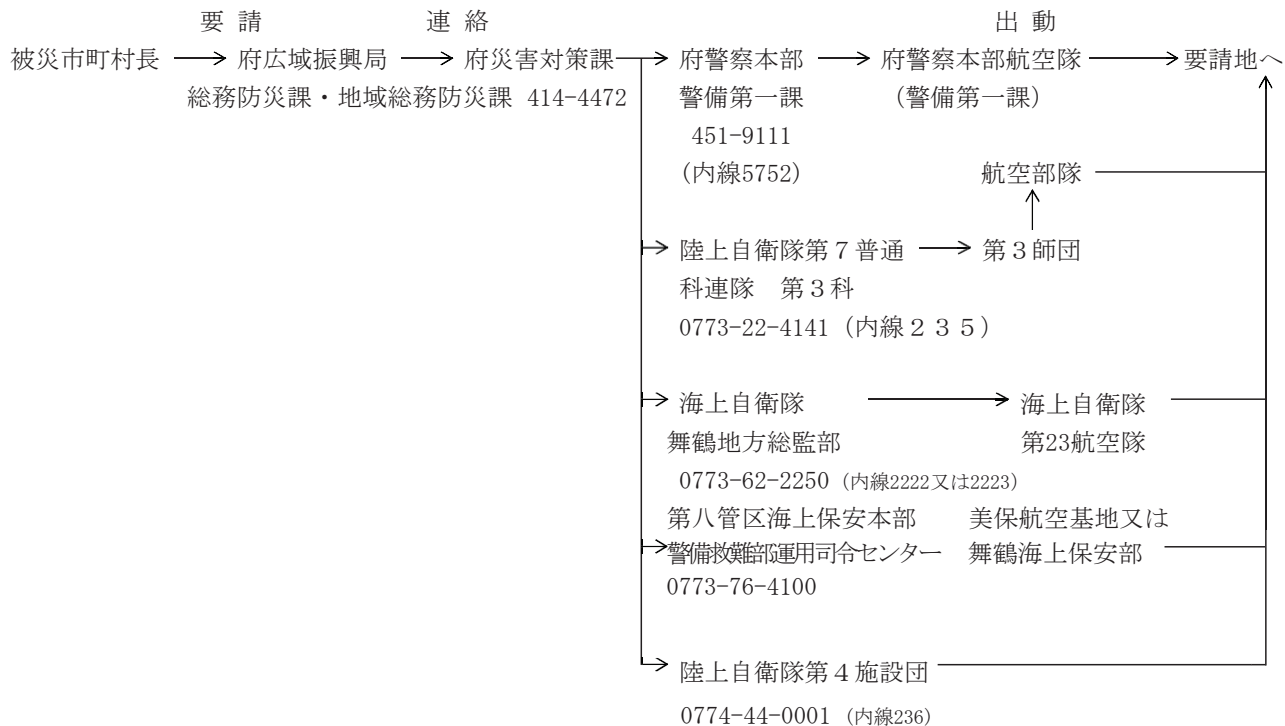
(2) 他府県管内市町村消防へ要請する場合（消防組織法）



注1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

防災機関へヘリ等の支援を要請するときの連絡系統



注1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。3 陸上自衛隊第4施設団は、京都府南部において災害が発生した際の連絡先とする。

大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動を要請するときの連絡系統

要請	連絡	連絡
府災害対策課 → 京都市消防局消防指令センター → 京都市消防局警防課 → 京都市消防航空隊 → 要請地へ		
212-6750	212-6727	621-1834

第16章 鉄道施設防災計画

府 建 設 交 通 部
西日本旅客鉄道株式会社
東海旅客鉄道株式会社
北近畿タンゴ鉄道株式会社
・WILLER TRAINS株式会社
近畿日本鉄道株式会社
京阪電気鉄道株式会社
阪急電鉄株式会社
京福電気鉄道株式会社
叡山電鉄株式会社
嵯峨野観光鉄道株式会社

第1節 計画の方針

鉄道各社は、列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

鉄道各社のそれぞれの管轄区域は別図のとおりである。

第2節 計画の内容

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- 1 橋りょうの維持、補修及び改良強化
- 2 河川改修に伴う橋りょう改良
- 3 のり面、土留の維持、補修及び改良強化
- 4 トンネルの維持、補修及び改良強化
- 5 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- 6 建物等の維持、修繕
- 7 通信設備の維持、補修
- 8 空頭不足による橋けた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- 9 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- 10 危険及び不良箇所の点検整備
- 11 落石、倒木警報装置の点検整備
- 12 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- 13 その他防災上必要なもの

第3節 西日本旅客鉄道株式会社の計画

第1 気象異常時における取扱い

- 1 降雨、強風及び地震等により災害の発生するおそれがある場合、列車の運転速度を制限するか又は列車の運転を一時見合わせる手配を行う。
- 2 運転規制をする必要がある区間及び方法等をあらかじめ定めておく。

第2 降 雨

雨量警報装置が鳴動したことにより運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請を受けたときは、その区間に進入する列車の運転士にその旨を通告する。

第3 強 風

風速計等により運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請があったときは、運転士に通告する。

第4 地 震

地震計等により列車の運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請があったときは、その区間に進入する列車の運転士にその旨を通告する。

第5 落石、地すべり及びなだれ

落石警報装置等の警報表示があったとき又は警報表示の通報を受けたときは、直ちにその区間に進入する列車の停止手配を行うとともに保守担当区長に連絡する。

第6 その他

- 1 治山・治水事業との連携した保安度の向上
- 2 行政との防災情報共有化及び災害発生時の連携

第4節 東海旅客鉄道株式会社の計画

第1 施設の防災対策

現業機関の長は、災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進を図るものとする。

第2 気象設備等の整備

各主管部長及び現業機関の長は、気象観測設備、気象情報の伝達設備、警報装置を整備しておくものとする。

第5節 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画

第1 施設の防災対策

平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、国や沿線自治体からの支援を受け、緊急性や実現性等を踏まえ、路線の防災対策を推進する。

第2 降雨に対する対策

- 1 降雨により災害の発生する恐れがある場合は、的確な情報・連絡等の徹底を図るとともに、状況により列車の運転速度を制限するか、又は列車の運転を一時見合わせ、線路点検等を行うほか、状況により輸送対策本部を設置して輸送体制に万全を期するものとする。
- 2 雨量計の設置停車場と規制区間
別表2のとおりである。

第3 風速20m/s以上の強風に対する対策

- 1 強風のおそれのある場合又は強風を感知した場合は、その状況により、列車の運転を一時見合わせる手配を行うとともに、風の状態を確認し、風の落ち着きを待って列車運転を再開する。

- 2 風速計の設置箇所及び規制区間

風速計の設置箇所	運転規制区間
西舞鶴駅	西舞鶴～東雲
由良川橋梁	東雲～丹後由良
宮津駅	丹後由良～京丹後大宮、宮津～宮村
網野駅	京丹後大宮～久美浜
円山川橋梁	久美浜～豊岡
第2 桧川橋梁	宮村～大江山口内宮
大江駅	大江山口内宮～福知山

第4 降積雪に対する対策

- 1 降積雪の全般的な状況を迅速に把握し、的確な除雪手配及び情報・連絡等の徹底を図るとともに、状況により輸送対策本部を設置して輸送体制に万全を期するものとする。

- 2 除雪の標準等

除雪時における除雪標準等は別表3のとおりである。

- 3 除雪機等

除雪モーターカーの配置箇所

車種	配置箇所
モーターカーロータリー1号	宮津駅
モーターカーロータリー2号	与謝野町駅
モーターカーロータリー3号	久美浜町駅

(別表2)

雨 量 計 設 置 停 車 場 等	運転規制区間	延 長	運 転 規 制 の 規 準					
			徐 行 運 転			運 転 中 止		
			時	連	連+時	時	連	連+時
四所	西舞鶴・東雲	9K 050m	(ミ) 35	(ミ) 200	(ミ) 100+10	(ミ) 45	(ミ) 325	(ミ) 150+15
丹後由良	東雲・栗田	11K 290m	25	150	50+10	35	300	100+15
宮津	栗田・天橋立	8K 920m	25	150	50+10	35	300	100+15
与謝野	天橋立・京丹後大宮	13K 630m	35	200	100+10	45	325	150+15
峰山	京丹後大宮・網野	12K 770m	40	250	100+15	50	350	150+20
夕日ヶ浦木津温泉	網野・小天橋	10K 980m	25	150	50+10	35	300	100+15
久美浜町	小天橋・コウノトリの郷	14K 130m	25	150	50+10	35	300	100+15
豊岡	コウノトリの郷・豊岡	3K 231m	40	250	100+15	50	350	150+20
辛皮	宮津・大江山口内宮	12K 800m	30	200	100+10	40	300	150+15
福知山運転所	大江山口内宮・福知山	17K 600m	30	200	100+10	40	300	150+15

- (注) 1. 徐行運転は、1時間30km以下の速度で運転。
2. 規制区間の境界は、駐車場の中心とする。
3. 「連」は、連続雨量を示す。
連続雨量とは、降り始めてから降りやみまでの降雨量（12時間内の中断は中断とみなさない。）をいう。
4. 「時」は、時雨量を示す。
時雨量とは、1時間以内の降雨量をいう。
5. 「連+時」とは、一定の連続降雨量以上の連続降雨があった後、さらに一定の時雨量が加わった場合の基準をいう。

(別表3)

段 階 別 除 雪 の 標 準 等

段 階	気象状況	分 岐 器	排雪モーターカー等の運転	旅客連絡の除雪	ホーム・駅広場等の除雪	備 考
第1次	降雪が予想される時 気温 0℃以下	○電気融雪器投入				積雪量 10cmまで
第2次	降雪量 10cm～30cm	○必要により除雪要員の派遣 ○必要により社員立会で除雪協力員又は請負業者による除雪	○線区別に試運転列車を運転する。 (初列車対策) (倒竹木対策) ○必要により排雪モーターカーを運転する。	○必要により社員立会で除雪協力員又は請負業者による除雪 〔但し、列車接近放送設備のある駅は社員立会を省略できる。〕	○必要により除雪協力員による除雪及び地元協力要請	
第3次	降雪量 30cm～60cm	○除雪要員の派遣 ○必要により社員立会で除雪協力員又は請負業者による除雪	○排雪モーターカーを運転する。 ○状況により営業列車の一部を運休する。		○必要により除雪協力員による除雪及び地元協力要請	
第4次	降雪量 60cm以上	○社員立会で除雪協力員又は請負業者による除雪	○排雪モーターカーの運転 ○状況により営業列車の一部を運休する。 ○通勤・通学の確保		同 上	

第6節 近畿日本鉄道株式会社の計画

第1 鉄道土木施設の防災対策

- 1 橋梁、トンネル、法面等の土木構造物を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。
- 2 駅舎、待合室等の建築物を適切に点検し、必要に応じ維持、修繕を実施する。
- 3 災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。

第2 鉄道電気施設の防災対策

- 1 電路、変電、電機、信号、通信等の鉄道電気施設を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。
- 2 災害に備え気象観測機器を整備し、また災害が発生した場合の通信手段の確保に努める。
- 3 災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。

第3 行政との連携

- 1 自動車等の踏切事故、橋桁衝突事故、線路内転落事故を防止するため、道路管理者との協議を行う。
- 2 線路周辺の環境変化に伴う防災強化について行政との連携を密にする。
- 3 万一災害が発生した場合、行政と連携して迅速な復旧に努め、地域の足を確保する。

第7節 京阪電気鉄道株式会社の計画

災害警備体制の確立

- 1 気象観測機器の整備
- 2 災害時の連絡体制、配備体制の確立
- 3 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- 4 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- 5 防災訓練の実施

第8節 阪急電鉄株式会社の計画

第1 水害対策

- 1 水害対策の基本方針
気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。
- 2 水害対策に係る諸設備の整備計画
日常、各部所係員による列車添乗・徒歩巡回を実施し、設備不良箇所については、直ちに整備する等、常に施設の整備を実施する。
季節を通じて、事前に関係施設設備（排水溝・橋脚・盛り土・築堤等）の点検を実施し、各施設の整備を図る。
- 3 水害（降雨、河川等の水位等）による運転規制及び情報収集・連絡等の警戒体制
暴風雨の状況により、防災体制要綱（暴風雨）に基づき、関係部所と連絡をとり、非常呼び出しによる応

援人員の確保と巡回強化による点検を実施するとともに、被害発生が予想される時、また、被害発生時には速やかに速度規制、運転中止等の安全対策を講じる。

- (1) 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ、若しくは速度制限を行う。
- (2) 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

第2 強風対策

- 1 強風対策の基本方針…水害対策に同じ
- 2 強風対策に係る諸施設の整備計画…水害対策に同じ
- 3 強風による運転規制及び情報収集・連絡等の警戒体制…水害対策に同じ

第3 土砂災害対策

- 1 土砂災害対策の基本方針…水害対策に同じ
- 2 土砂災害対策に係る諸施設の整備計画…水害対策に同じ

第4 雪害対策

- 1 雪害対策の基本方針
気象情報等の収集及び着雪状況の監視に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講ずる。
- 2 雪害対策に係る諸施設の整備計画…水害対策に同じ
- 3 雪害による運転規制及び情報収集・連絡等の警戒体制…水害対策に同じ

第9節 京福電気鉄道株式会社の計画

災害時及び災害のおそれがある場合、鉄道災害対策規則に基づいて、車両の一時運転中止を行う等の措置を講じ、安全の確保を図る。

第10節 叡山電鉄株式会社の計画

災害警備体制の整備

- 1 気象情報の周知徹底
- 2 災害時の緊急連絡・報告経路等の確認
- 3 運転規制の周知徹底
- 4 災害応急対策用資機材の整備
- 5 防災訓練の実施

第11節 嵯峨野観光鉄道株式会社の計画

第1 土砂災害対策

- 1 土砂災害対策の基本方針
- 2 諸設備の点検、整備、保守計画

- 3 集中豪雨等による土砂災害予想時の点検
- 4 土砂災害発生時の運転取扱い要領及び復旧体制要領

第2 水害対策

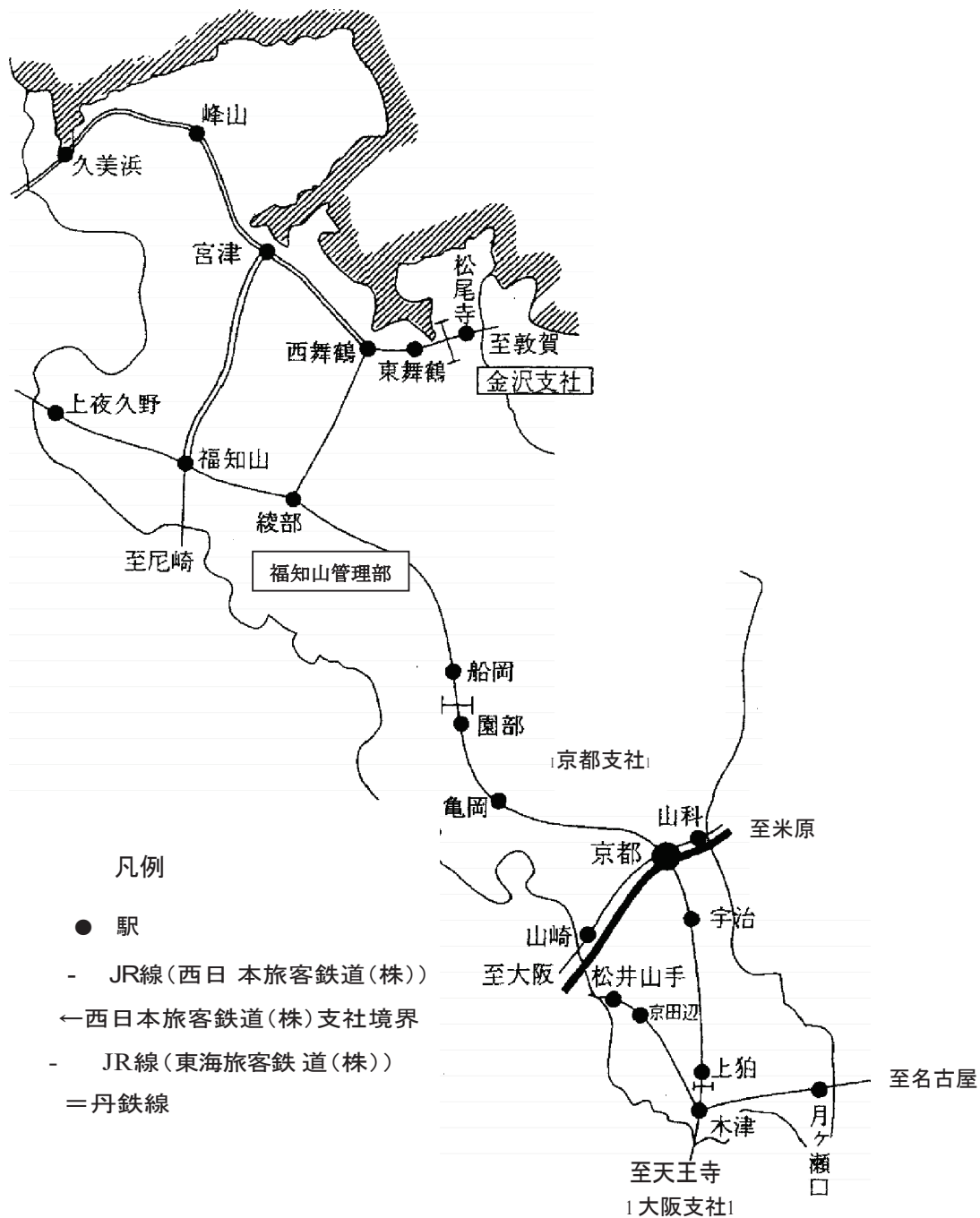
- 1 水害対策の基本方針
- 2 諸設備の点検、整備、保守計画
- 3 水害発生時の運転取扱い要領及び復旧体制要領

第3 強風対策

- 1 強風対策の基本方針
- 2 強風時の運転取扱い要領及び点検要領

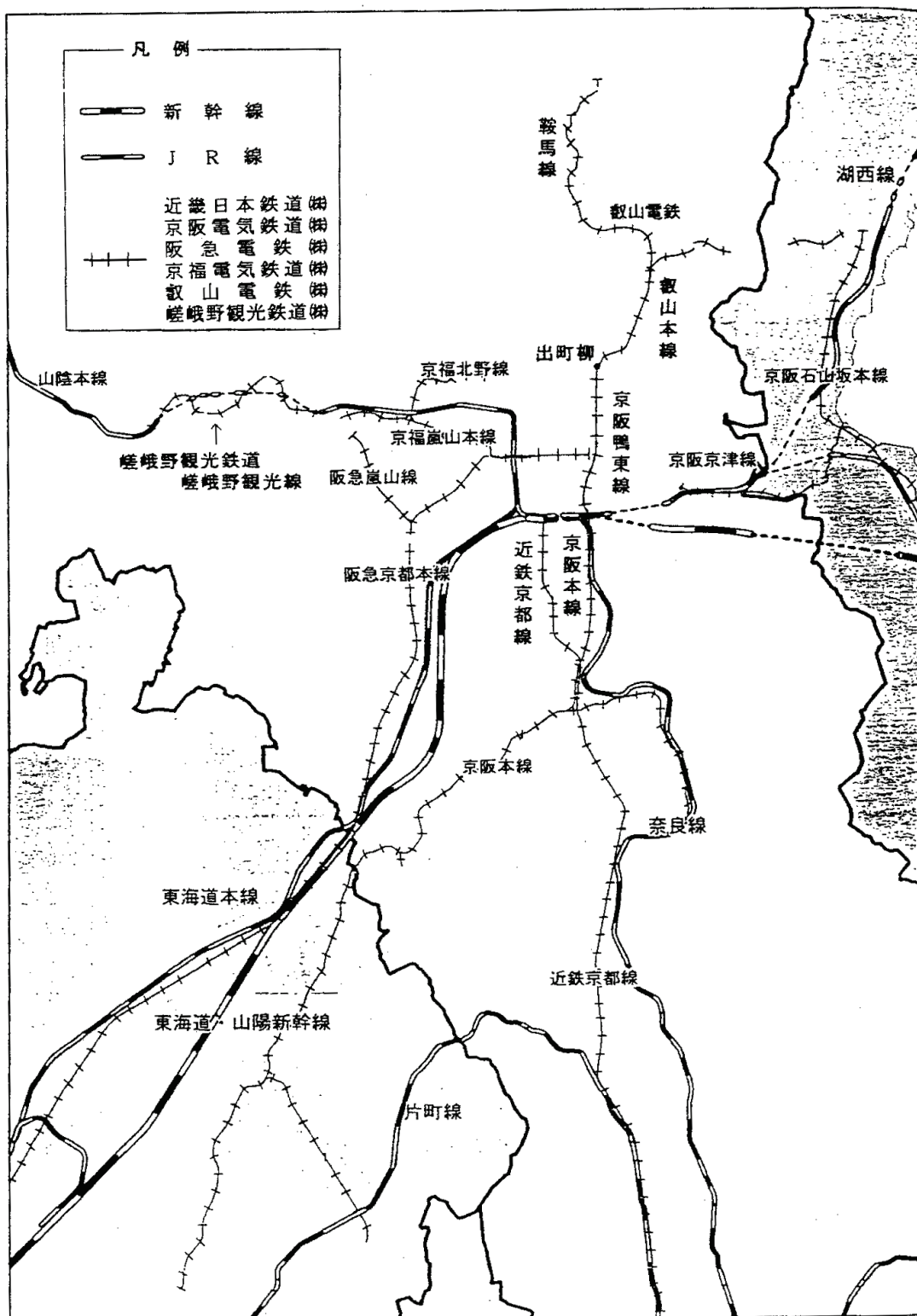
別図1

鉄道略図



別図 2

鉄道略図





京都市交通局

京都市営地下鉄路線図

令和4年4月



第 17 章 通信放送施設防災計画

西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社
K D D I 株 式 会 社 (関 西 総 支 社)
株 式 会 社 N T T ド コ モ 関 西 支 社
ソ フ ト バ ン ク 株 式 会 社
楽 天 モ バ イ ル 株 式 会 社
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
日 本 放 送 協 会 京 都 放 送 局
株 式 会 社 京 都 放 送
株 式 会 社 エ フ エ ム 京 都

第 1 節 通信施設防災計画

第 1 計画の方針

電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また災害による障害が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、通信サービスの確保を図るため、一般通信施設予防計画について定める。

また、災害時に電話がつながりにくい状況下での有効な情報通信手段である「災害用伝言ダイヤル(171)」及び災害用伝言板サービスの運用計画について定める。

第 2 計画の内容

1 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って、万全を期している。

- (1) 大雨、洪水又は高潮等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。
- (2) 暴風、大雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- (3) 主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐震、耐火構造化を行う。
- (4) 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

2 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- (1) 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- (2) 主要区間の伝送路について、有線及び無線による 2 ルート化を実施する。

3 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期すものとする。

- (1) 回線の切替措置方法
- (2) 可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

4 孤立防止対策計画

災害の発生で、府内の遠隔地市町村との通信途絶による孤立化を防止するため、次のとおり移動無線網の整備充実を図る。

- (1) 小型無線電話機の増備
- (2) 可搬型無線機の増備

5 「災害用伝言ダイヤル(171)」運用計画

「災害用伝言ダイヤル(171)」は、「171」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- (1) 被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。

(2) 伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。

(3) 家族による安否確認が一段落後、被災地外から利用（登録）を可能とする。

6 災害用伝言板サービス運用計画

災害用伝言板サービスは、携帯電話、PHS及びパソコンから開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

(1) 被災地住民の連絡手段として活用する。

(2) メッセージ登録が可能な地域は、災害が発生した地域及びその周辺とする。

(3) 災害用伝言板を開設した電気通信事業者以外の携帯電話及びパソコンからの安否確認を可能とする。

7 大雪時における倒木により電気通信網に支障が生じることへの対策等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。

第2節 放送施設防災計画

第1 計画の方針

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護復旧のため、遅滞なく適切な処置を講じよう、各設備ごとに予防措置の万全を期するものとする。

第2 計画の内容

平常から次について準備しておく。

1 別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置

2 消耗品、機材等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備その他恒常的に災害をうける地区への応急機材の配備）

3 無線中継状態の把握

4 移動無線機等の伝はん試験

5 交通路の調査

6 非常持出機器、書類の指定

7 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定

8 電力会社、警察、国土交通省等の利用しうる通信回路の調査

9 その他必要と認められる事項

第18章 電気ガス施設防災計画

府 危 機 管 理 部
関 西 電 力 株 式 会 社
関 西 電 力 送 配 電 株 式 会 社
大 阪 ガ ス 株 式 会 社
大阪ガスネットワーク株式会社

第1節 電気施設防災計画

第1 現 状

電気施設の防災については、平常から保安の規定類を始め関係諸規程等に基づき施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検及び測定等を実施している。

発雷、大雨又は降雪時等により電気施設に被害のおそれがある場合には、気象情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置する。台風、暴風雨等により災害の発生が予想される場合は、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社防災業務計画に基づき非常災害対策本部を設置し、各担当部門ごとに重点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに、災害発生時の応急復旧に必要な態勢を整える。

第2 計画の方針

設備の被害を軽減し、安定した供給電力の確保をはかるため、「台風21号検証委員会最終報告（2018年12月13日）」及び「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」も踏まえて、台風、洪水、雷、雪害等別に災害予防の計画をたて実施する。

第3 計画の内容

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

1 水害対策

(1) 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予測に各事業所の特異性を考慮し防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置、建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクト閉鎖等）を実施する。

(2) 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(3) 変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさ上げを実施する。また、屋外機器は、基本的にかさ上げを行うが、かさ上げが困難なものについては、防水・耐水構造化または防水壁等を組み合わせて対処する。

2 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電源設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

3 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(1) 水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

(2) 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(3) 変電設備

機器架台のかさ上げ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

(4) 配電設備

線まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

4 雷害対策

(1) 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(2) 変電設備

耐雷遮蔽及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

(3) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

第4 府の対策内容

府は、広域停電事故発生時に災害応急対策のために不可欠な重要施設（災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等）が電力を確保できるよう平常時から体制を整備するとともに、重要施設の一覧表を作成し、関係機関と共有する。

また、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、事前対策の検討や、関西電力送配電株式会社との連携強化を図る。

第5 その他

大雪時における倒木により電気供給網に支障が生じることへの対策等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。

第2節 ガス施設防災計画

（大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社）

第1 基本方針

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

第2 予防計画の内容

1 防災体制

防災業務計画により、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

2 ガス施設対策（ガス供給設備）

(1) 風水害対策

風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水の恐れのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) 地震対策

- ア 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替え・補強等必要に応じた対策を講じる。
 - イ 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を完了している。
 - ウ 地震発生時の二次災害防止のため、感震遮断機能を有するマイコンメータ及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナ―感震自動ガス遮断装置を設置している。
- (3) その他防災設備
- ア 検知・警報設備
災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。
 - (ア) 地震計
 - (イ) ガス漏れ警報設備
 - (ウ) 圧力計・流量計
 - イ 連絡・通信設備
災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。
 - ウ 資機材の整備
早急に復旧もしくは応急措置が出来るよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。
- (4) 教育・訓練
- ア 防災教育
ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。
 - イ 防災訓練
地震発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。
- (5) 広報活動
- ア 顧客に対する周知
パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。
 - イ 土木建設関係者に対する周知
建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

第19章 資材器材等整備計画

(各機関)

第1節 計画の方針

災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資材器材を平常時から十分検討整備し、各資材器材の機能を有効に発揮できるようにする。

必要物資の確保は、原則として調達によることとし、災害発生当初、緊急に必要なもの及び他地域からの支援又は流通在庫方式で調達が困難なものは備蓄によるものとする。

また、関西広域連合の広域の備蓄計画との整合を図り、適宜見直しを行うものとする。（事業所等の従業員については第23章企業等防災対策促進計画、観光客及び帰宅困難者については、第35章観光客保護・帰宅困難者対策計画参照）

第2節 応急復旧資材確保計画

第1 災害対策本部活動に必要な備蓄資材器材

各機関の災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資材、器材については、有事に際しその機能を有効適切に発揮できるよう、常時これを点検整備するものとする。

第2 水防用施設資材器材

水防管理団体は、次により施設及び資材器材を備え付けるように努めるものとする。

京都府は、水防管理団体の水防の援助を行う場合に必要とする資材、器材を自ら備えるものとする。

1 水防倉庫

- (1) 水防用資材及び器材を備蓄するもので、堤防の危険度や流域の重要性に配慮し、水防活動時に十分対応できるように配置する。
- (2) 大きさは33㎡以上とする。
- (3) 設置箇所は、水防活動に便利な所を選び、適切な場所のないときは堤防内、法肩その他支障のない箇所に設置する。

2 水防用資材器材

- (1) 資材中腐敗、損傷の恐れのあるものは、水防に支障ない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。
- (2) むしろ、かます、俵等は最悪の場合を予想してあらかじめ収集の方法を検討しておく。
- (3) 資材、器材を減損したときは直ちに補充する。

3 水防倉庫1棟当たりの資器材の備蓄、数量の規準は次のとおりである。

資 材

品目	数量	品目	数量	品目	数量
袋類	600枚	鉄線（10番）	100枚	杉丸太	150本
なわ	600kg	鉄線（8番）	100kg	長1.8m末口 6cm	
むしろ	100枚	割木	50束	長3.6m末口 9cm	
くぎ（6インチ）	12kg	竹（竹抗用を含む）	50本	砂・玉石・砂利	若干

器 材

品 目	数量	品 目	数量	品 目	数量
スコップ	30丁	かけや	10丁	のこぎり	4丁
かま	10丁	おの、又はなた	5丁	ペンチ	3丁
たこづち	8丁	くわ	10丁	バケツ	1個
ツルハシ	2丁	金づち	3丁	もっこ	若干
照明灯	若干	にない棒	若干		

本表は基準を示すものであるから、状況に応じて変更するも支障ないものとする。

第3 警備用資材器材等

1 警察関係の災害警備用装備資機材

(1) 資機材整備

災害警備用資機材の整備に当たっては、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪く海路や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

(2) 定期点検整備

毎年1回、出水期前に本部、機動隊及び各警察署において災害警備活動用装備資機材の点検整備を実施する。

(3) 自主点検整備

毎月1回、本部、機動隊及び各警察署において災害警備用装備資機材の点検整備を実施する。

2 海上警備救難関係の資材、器材

(1) 毎年定例的に保安部署、巡視船艇の点検を実施し、巡視船艇及び各種施設器材の性能改善及び強化を図る。

(2) 常時点検

各保安部署、船艇において海上警備救難関係の資材、器材を常時整備する。

第4 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材及び薬材

毎年5月1日から5月31日までの間において、次の資材等を点検整備するものとする。

自動車、救護班装具及び診療録等法定諸用紙、ろ水機、給水車、消毒器、残留塩素測定器、防疫用薬品及び防疫用給水に必要な装具、医扱、医療機器、医薬品（希少ワクチン類を含む。）、衛生材料、輸送用器材及び資材並びに輸送に必要な用具

第5 災害救助用備蓄被服、寝具、その他日用必需品

京都市及び府内に分散備蓄する被服、寝具、その他日用必需品については、毎年6月中に点検整備を行う。

第6 農林関係災害応急対策に必要な備蓄資材、器材

毎年5月1日から5月31日までの間に資材、器材を管理している機関が分散清掃調整する。

第3節 食料及び生活必需品の確保計画

第1 生活物資の備蓄

1 基本的な考え方

災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、府及び市町村はそれを補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に実施するものとする。

そのため、府は、物資確保に係る基本的な考え方を明らかにした指針を策定する。なお、この指針については、関西広域連合の広域的な備蓄計画の議論との整合性を図り、随時、内容等を点検する。

2 備蓄意識の高揚

府及び市町村は、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等において3日分（7日以上が望ましい）の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努めるとともに、アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じた工夫を行うよう広報啓発する。

3 備蓄物資の活用

備蓄物資は、全壊・焼失等により家庭等における備蓄が活用できなかった避難者を中心に供与するほか、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるものとする。

4 備蓄物資の保管

府及び市町村は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要な食料、飲料水その他の必要な生活物資を備蓄する。また、要配慮者が必要とするこれらのものを備蓄する。

- (1) 府の備蓄は、次の各箇所の倉庫での備蓄の他、分散備蓄に配慮することとし、物資の品目及び数量は別に定める。また、今後の大規模公共施設の建設に当たっては、備蓄物資の保管及び荷捌きの機能を付与することを検討し、府域全体での効率的な備蓄体制の構築に努める。

宮津倉庫：宮津市宇吉原 府宮津総合庁舎内

福知山倉庫：福知山市篠尾 府福知山総合庁舎内

丹波倉庫：船井郡京丹波町曾根崩下代 府立丹波自然運動公園内

スタジアム倉庫：亀岡市亀岡駅北サンガスタジアム by KYOCERA

亀岡倉庫：亀岡市荒塚町 府亀岡総合庁舎内

京都倉庫：京都市上京区丁子風呂町 京都府庁西別館車庫

近衛倉庫：京都市左京区吉田近衛町 旧府洛東病院近衛寮

向日町倉庫：長岡京市勝竜寺樋ノ口1 洛西浄化センター内 ※仮移転

中 乙訓倉庫：向日市上植野町馬立 乙訓総合庁舎内

八幡倉庫：八幡市八幡樋ノ口 府消防学校

木津倉庫：木津川市木津上戸 府木津総合庁舎内

- (2) 市町村は、避難所に必要な物資を提供できるよう、避難所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。

第2 米穀等食料の確保

- 1 市町村は、卸売業者（支店等）及び府広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他の応急対策用食料品の確保に努める。

- 2 府は、食料品の調達、あつ旋を行うものとし、大規模物資保有業者との「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」（平成9年4月以降順次締結）など物資保有業者との調達に関する協定等に基づき、要請のあった場合にはただちに調達あるいはあつ旋のできる体制を確立する。

また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産部から農林水産省に食品の調達を

要請するものとする。

なお、その他応急対策用食料品の要請、調達、あつ旋等の連絡系統を「食料品の調達等系統」に示す。

3 府は市町村からの要請を通じて「農林水産省防災業務計画」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（以下「基本要領」という。）に基づき、近畿農政局と連携し、米穀販売事業者の所有する手持ち精米及び政府所有米穀により米穀を確保する。米穀の調達ルートを「食料品の調達系統」に示す。

4 災害の発生が予想される場合には、市町村は、当該市町村内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。

なお、府内の米穀販売事業者（卸売の業務を営む者）及び炊飯センターは別表のとおりである。

第3 物資の調達体制の整備

1 府は、別に作成する調達先一覧表により、生活必需品の調達、あつ旋を行うものとし、物資保有業者の協力を得て、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあつ旋のできる体制を確立する。

なお、災害時における物資の要請、調達、幹旋等の連絡系統を「生活必需物品の調達系統」に示す。

2 府は、関係機関の協力を得て、定期的に生活必需品の保有業者、物資名及び在庫数量の調査を実施する。

3 府は、京都府総合防災情報システム及び国の物資システム（B-PLo（Busshi Procurement and Logistics support system））を活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国への救援物資の要請を円滑に行える体制を確立する。

4 府及び市町村は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ヘリコプター及び無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

5 市町村は、当該市町村及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど緊急時に円滑に調達のできる体制を確立する。

第4 物資輸送拠点の整備

府及び市町村は、それぞれ救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために、物資輸送拠点予定地をあらかじめ定める。

この際、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

1 府は、災害の規模が甚大で、市町村が定める地域内輸送拠点予定地のみによっては対応困難な場合の対応あるいは他府県からの物資の円滑な受入れを行うため、広域的観点から広域物資輸送拠点予定地を定める。府の広域物資輸送拠点予定地は広域防災活動拠点のほか次の施設とする。

施設名	京都パルスプラザ（京都府総合見本市会館）
所在地	京都市伏見区竹田鳥羽殿町5

2 市町村は、物資の備蓄場所、避難場所の位置並びに府及び近隣市町村等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、地域内輸送拠点予定地を定める。

3 府はトラック協会及び倉庫協会と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを整備するよう努める。

4 府は、救援物資が大量に搬入され、1の広域物資輸送拠点では管理が困難な場合又は長期化が予想される場合に備えて、救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を大手物流業者へ一任する体制を整備する。

第5 燃料の確保

1 体制の整備

府は、石油連盟との重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設）の設備等情報（燃料を配送すべき重要施設の連絡先や構内図、タンクの給油口や容量等

の基礎情報）を共有し、燃料の緊急調達体制の整備に努めるものとする。

なお、重要施設の管理者は、非常用電源設備を整備した上で、上記による燃料調達が困難な場合に備えて、自衛的な燃料備蓄の確保や自力での燃料調達ができるように努める。

2 住民への広報

府と市町村は、平時から住民拠点SS（※）の役割や所在地について周知し、災害時にも府民がガソリンや灯油などの生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努めるものとする。

※住民拠点SS…自家発電設備や大型タンクなどを備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油できる住民向けのガソリンスタンド

第6 家庭動物の飼料等の確保

- 1 家庭動物が居る場合、飼い主責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5日分（7日分以上が望ましい）のペットフード、ペットシート等の備蓄に努めるよう広報啓発する。
- 2 家庭動物（犬、猫）のペットフード、一時保管用ケージ等の備蓄資材は、京都動物愛護センターにおいて保管する。

第7 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 食料供給計画
 - (1) 食料の備蓄
 - (2) 当該市町村内の販売業者の手持状況の把握
 - (3) 調達・連絡体制
 - (4) 地域内輸送拠点予定地
 - (5) 炊き出し、その他による食品の給食計画等（「自衛隊等の支援又は協力による炊出し連絡系統」参照）
- 2 生活必需品供給計画
 - (1) 生活必需品の備蓄
 - (2) 地元販売業者の手持状況の把握
 - (3) 調達・連絡体制
 - (4) 地域内輸送拠点予定地
 - (5) 配分計画・支給要領等

別表

米穀販売事業者（卸売の業務を営む者）

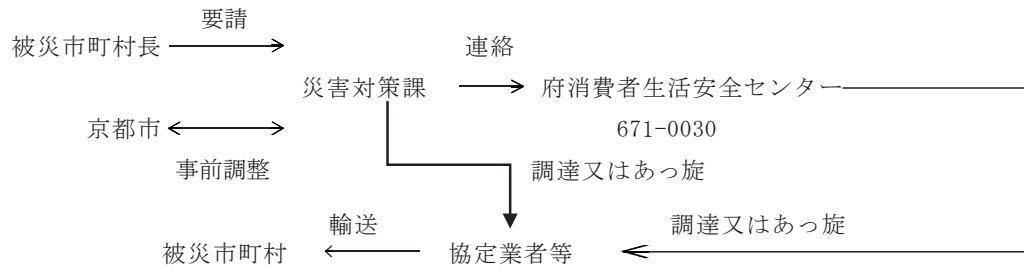
名 称	所 在 地	電 話 番 号
京都食料株式会社	京都市伏見区横大路橋本町7の3	(075) 622-4828

炊 飯 セ ン タ ー

給 食 工 場 名	所 在 地	電 話 番 号
株式会社煌（きらめき）	京都府長岡京市神足芦原12番地1	(075) 953-0017
三彩食品	京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町25-3	(075) 661-3081

食料品の調達等系統

(1) 応急対策用食料品の調達又はあっ旋ルート



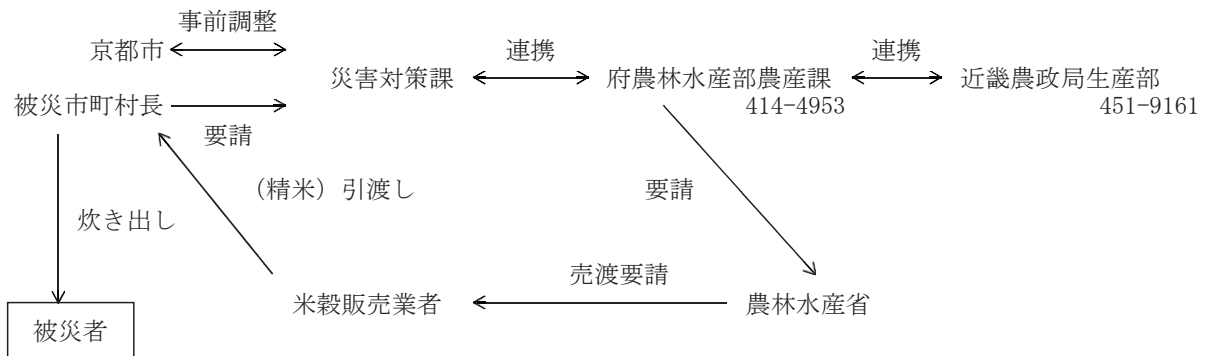
注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

2 必要に応じて、協定業者については府消費生活安全センター又は府災害対策本部が、協定業者ではない物資保有業者は府災害対策本部が、それぞれ調達又はあっ旋することができる。

※協定業者等とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」を締結している物資保有業者とする。

(2) 米穀の緊急引渡ルート

(a) 販売事業者からの調達

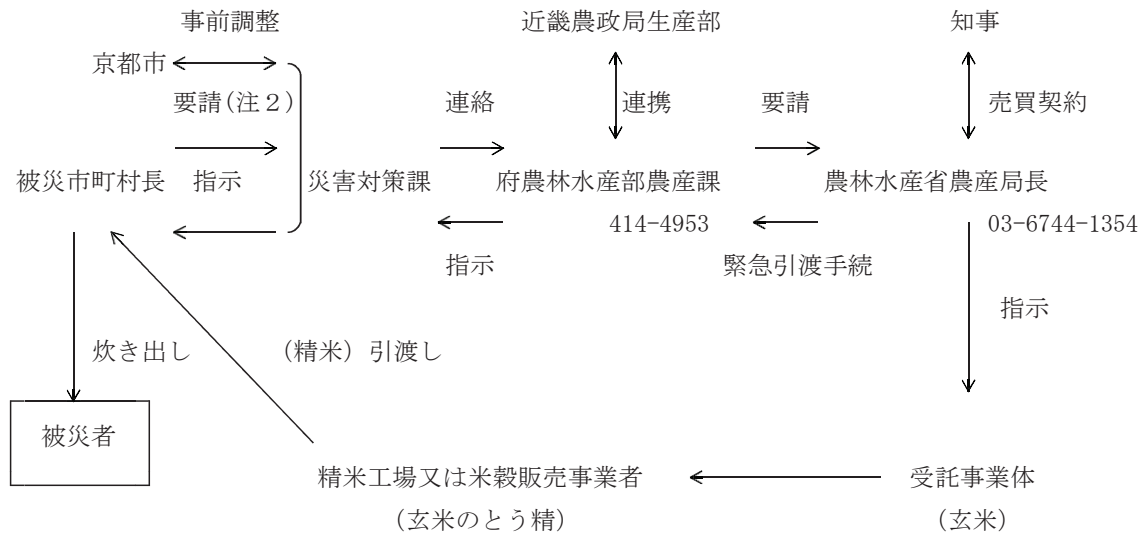


注 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

(b) 政府所有米穀の調達

※ 玄米で引き渡す場合は、国は玄米のとう精指示等を行わない。また、引渡場所については調整により決定。

図では対応が最も想定される精米工場又は米穀販売業者での引渡しを示した。

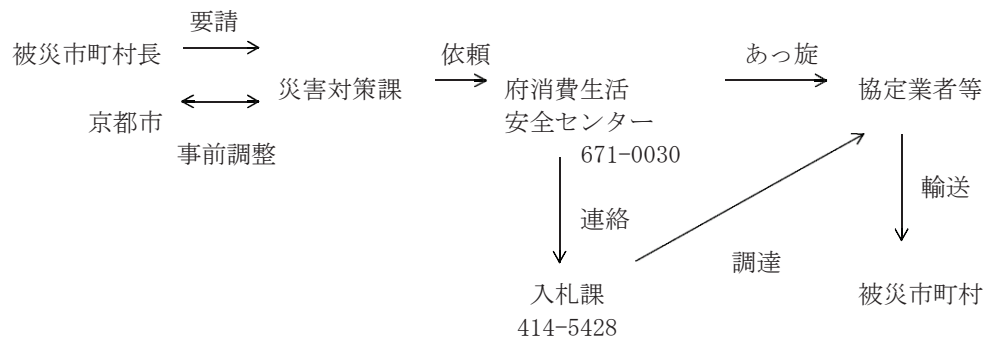


注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

注2 市町村長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。
 この場合、市町村長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

生活必需物品の調達系統

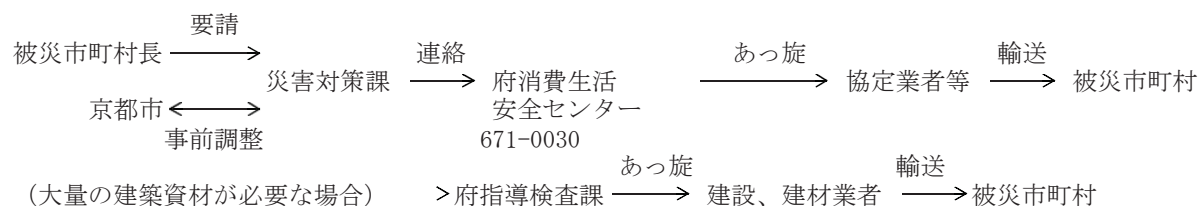
(1) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合



注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

2 必要に応じて、災害対策課が調達又はあつ旋することができる。

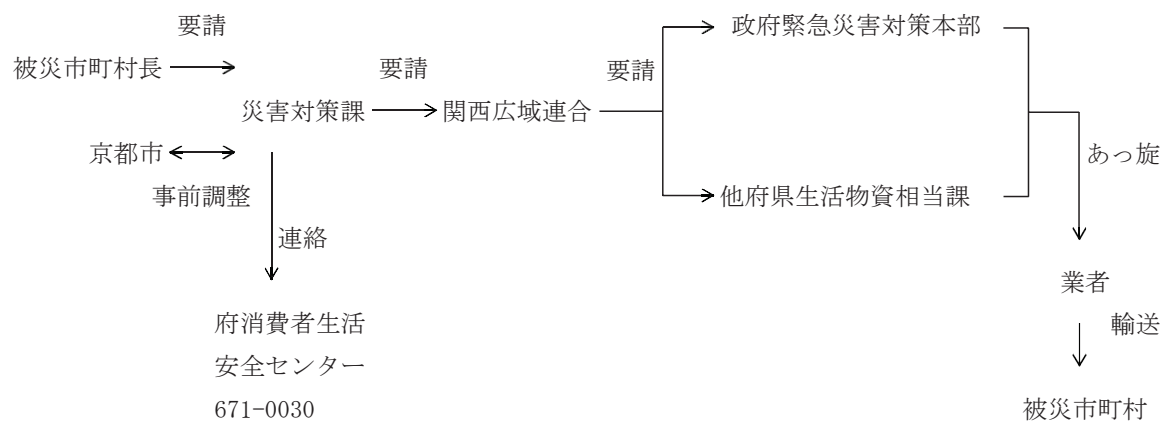
(2) 被災市町村から府に物資あっ旋を要請する場合



注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

2 府消費者生活安全センターが関与していない協定業者等については、災害対策課が調達又はあっ旋するものとする。

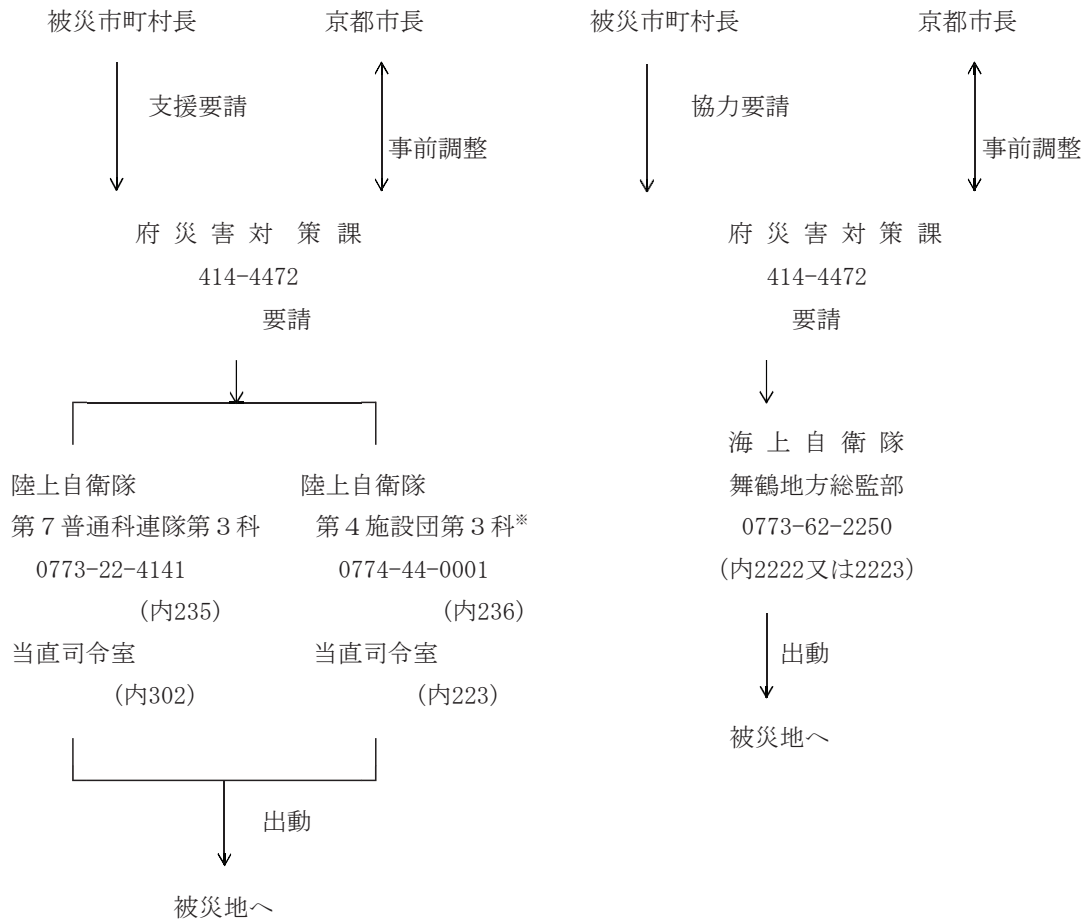
(3) 国又は他府県に物資あっ旋を要請する場合



注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

2 必要に応じて、災害対策課が調達又はあっ旋することができる。

自衛隊等の支援又は協力による炊出し連絡系統



※ 京都府南部（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）における要請先

- 注 1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
- 2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

第20章 防災知識普及計画

(各機関)

第1節 計画の方針

府、市町村及び防災関係機関は、関係職員に対して専門的教育訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互に緊密な連携を保ち単独又は共同して、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う府民運動を展開し、地域防災力の向上に取り組んでいけるよう計画するものとする。

また、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること、早期に避難することが重要であること、そのためにも避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を克服する必要があること等を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

さらに、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第2節 計画の内容

災害による被害を軽減するためには府、市町村及び防災関係機関はもとより、個人や家庭（自助）の取組を促進し、社会全体の防災力を高める必要があることから、地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する人材を育成する。

また、防災知識の普及、意識の高揚に当たっては、より広い層への拡大に努めるとともに、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

第1 職員に対する防災研修

- 1 各機関の職員研修所等を利用し、機会を得て防災に対する職員の教育を実施するものとする。教育は幹部職員、一般職員等に分けて行う。
- 2 京都府地域防災計画が適確有効に活用されるように、その内容、運用等を周知徹底するよう努める。

第2 防災リーダーの養成

- 1 地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、その組織に対応した講座を実施する。
- 2 市町村消防団や自主防災組織と連携し、避難行動タイムラインに基づくプッシュ型の避難を地域内で呼びかける「災害時声掛け人材」等の体制を確立する。
- 3 大学と連携し、学術的知見から実効性のある被害軽減策を構築できる人材の育成を図る。

第3 一般住民に対する啓発

- 1 講習会等による普及
各関係機関は、単独又は他機関と共同して、次に掲げる催しを行い、啓発に努める。
 - (1) 講習会
 - (2) 説明会
 - (3) 座談会

- (4) 研 究 会
- (5) 施設見学会
- (6) 展 覧 会

2 各種メディアによる普及

各機関は、ハザードマップ、広報紙、広報番組及びポスター、ビデオの他、メールやホームページ等各種メディア等を積極的に活用し、機会あるごとに防災に関する知識の普及啓発に努める。

特に、事前登録によるメールについては、防災の知識・意識の向上のため、積極的に活用する。

(1) 映画等による普及

気象、防火及び災害時の救助活動等の映画を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する。

(2) 報道機関による普及

防災に関する催し、関係機関が発表する防災関係資料については、新聞、放送機関に報道を依頼して一般に普及広報を行うよう努める。

3 記念事業による普及

防災の日（防災週間）、防災とボランティアの日（防災とボランティアの週間）、火災予防運動、水防月間、土砂災害防止月間、海難防止月間等各種防災強調運動を機として防災の知識普及に努める。

4 社会教育等を通じての普及

(1) 社会教育施設における学級・講座等を通じての普及

(2) P T A、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及

(3) その他の関係団体の諸活動を通じての普及

5 普及の内容

(1) 災害に関する一般的知識

(2) 日常普段の減災に向けた取組

ア 住宅、家屋の整理点検

イ 火災の防止

ウ 非常食料、非常持出品の準備

エ 避難地、避難場所、避難路等の確認

オ 京都府マルチハザード情報提供システムを活用した災害危険箇所の把握

カ 適切に避難行動をするためのタイムライン（避難計画）の作成

キ 応急救護

ク 物資の備蓄、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等安全への投資

(3) 災害発生時における的確な行動

ア 場所別、状況別

イ 出火防止及び初期消火

ウ 避難の心得

エ 「災害用伝言ダイヤル(171)」、災害用伝言板サービスなど安否情報伝達手段の確保

オ 帰宅困難者支援ステーションの活用

カ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加

キ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力

ク 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

ケ 災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること

(4) 史実の継承

郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談、避難行動の成功事例などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。

(5) 緊急地震速報、南海トラフ地震臨時情報、5段階の警戒レベルの普及・啓発

(6) 地震保険、火災保険の加入の必要性

6 バリアフリー化

視聴覚障害者や高齢者を勘案し、防災教育におけるバリアフリー化を進める。

第3節 学校等における防災教育

府及び市町村は、学校における体系的な防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。

各学校においては、防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

特に、すべての小・中・高等学校等においては、地域特有の防災課題に応じた避難訓練と合わせて実践的な防災教育の実施に努める。

また、大学等は、積極的に防災知識の展示等の防災啓発活動を行う学生等を支援するよう努める。

第1 児童生徒等に対する教育

災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

また、大学等においては、学生等が防災知識の展示等の防災啓発活動を積極的に行う場合、大学等は当該学生等を支援するよう努める。

第2 教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の養育及び応急手当等の技能の向上を図る。

第4節 市町村地域防災計画で定める事項

市町村は、あらゆる機会をとらえて職員、住民（個人、家庭、地域、企業、団体）等に防災知識の普及に努めるものとし、次の事項を定めておくものとする。

第1 職員に対する防災研修

各種災害対策資材による研修と地域防災計画の周知の徹底

第2 住民（個人、家庭、地域、企業、団体）等に対する啓発

- 1 市町村地域防災計画の周知徹底
- 2 ハザードマップ（防災マップ）を利活用した防災知識の啓発
- 3 過去に発生した災害の紹介
- 4 平常時の減災に向けた取組
- 5 災害時における的確な行動

第 2 1 章 防災訓練・調査計画

(各機関)

第 1 節 防災訓練計画

第 1 計画の方針

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、府民、自主防災組織、民間企業及びNPO・ボランティアの防災に対する関心を高める。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第 2 計画の内容

1 総合防災訓練

防災関係機関が協議して、おおむね次により原則として毎年 1 回実施する。

(1) 訓練の時期

防災週間、又は災害の発生が予想される時期前

(2) 訓練の場所

訓練効果のある適当な場所又は地域

(3) 訓練の方法

ア 地域の災害リスクに基づき、現実在即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。

イ 訓練の円滑化を図るため、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに気象、雨量状況等を設定する。

ウ 訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

エ 災害対策基本法第48条第2項の規定により、府公安委員会は、訓練の効果的な実施を図るために特に必要があると認めるときは、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。

オ その他細部については協議のうえ決定する。

2 近畿府県合同防災訓練

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第12条の規定により、毎年合同して災害応急活動に関する訓練を実施するものとする。

3 地方別訓練

府の地域を数地区に分け地域の災害の状況を想定し、それぞれ消防、水防、救助、動員通信連絡等の訓練を随時実施するものとする。

4 図上訓練

各地域の実情に合致した水防、救助等災害対策の活動について関係機関が協議し、必要に応じて各地域ごとに図上訓練を実施するものとする。

5 各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟のための訓練を計画し、少なくとも年 1 回これを実施するものとする。

6 訓練終了後の事後評価等

訓練終了後は、参加各機関の事後評価及びそれに基づく体制の改善のための会議を招集する。

第3 複合災害を想定した訓練

地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練を実施する。

第2節 防災調査計画

第1 計画の方針

京都府の地域における河川、ため池、山くずれ、高潮並びに宅地造成地及び高層建築物などで災害発生時に危険が予想される箇所の事前調査等を行い、防災体制の整備強化を図る。

第2 計画の内容

1 防災パトロール

市町村長が実施責任者となり、市町村並びに府の防災担当責任者及び警察、自衛隊等の災害対策関係者が共同して、災害時に危険が予想される箇所を調査して、それぞれ問題を想定してはその対策を検討し、必要な指示、指導を行うものとする。

実施計画は、各市町村が行い、関係機関の協力を求める。

なお、実施方法は、「防災パトロール実施要領」によるものとする。

2 被害想定規模の調査

風水害等被害要因を検討し、被害を想定して、これらに対する予防、応急及び復旧の諸対策の意見をまとめ関係機関に周知する。

調査研究の実施計画は京都府の機関が行い、関係機関及び学識経験者の協力を求める。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

市町村地域防災計画及びハザードマップ（防災マップ）を災害時に活用できるように、府その他関係機関と協議して訓練実施要領を定めるものとする。

特に実施訓練には、極力住民が多数参加するように配慮し、実施時期は府及び関係機関が行う訓練に合致することがより効果的である。

第2章 自主防災組織整備計画

(府危機管理部)

第1節 計画の方針

市町村における住民等の隣保共同の精神に基づく防災組織の整備充実、防災意識の高揚及び災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであるので、これの育成強化について必要な事項を定める。(災害対策基本法第5条第2項、第7条)

なお、その際、女性の参加の促進、地域の消防団、事業所等により組織されている自衛消防組織等、防災関係機関との連携に努めるものとする。

第1 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。

平常時には、防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動を実施する。

この場合、参加型・体験型の実践的な防災活動を実施することにより、住民が災害を「我がこと」として捉えられるよう努める。

災害発生時には、災害情報の収集、住民への迅速な情報伝達及び安否の確認、出火防止と初期消火、避難誘導、避難所開設・運営、被災住民の救出・救護、給食・給水等の活動を実施する。

第2 住民組織の必要性の啓発と指導

市町村は、自主防災組織の設置を促進するため、市町村地域防災計画に必要事項を明示するとともに、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求め、これら組織の整備拡充を図るものとする。

京都府は、組織の整備拡充を図る市町村を支援し、府域の全域で組織化が図られるよう努めるとともに、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成や防災訓練等の日常の組織活動についても充実化が図られるよう市町村と連携し、支援に努めるものとする。

第2節 地域における取組

第1 市町村地域防災計画の修正

市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、自主防災組織の役割、自主防災組織の地域区分、設置方法、市町村の自主防災組織に対する育成、指導等について明らかにする。

第2 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会などの開催に積極的に取り組む。

第3 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、市町村の実情に応じた適切な規模の地域を単位として、組織の設置を図る。

- 1 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域
- 2 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

第4 市町村の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、市町村において自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。その際、女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努めるものとする。

第5 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるよう努めるものとする。

なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、自主防災リーダーについて多様な人材を確保するよう努めるものとする。

1 規約

(1) 役員

- ア 防災リーダー及びその任務
- イ 班長及びその任務

(2) 会議

- ア 総会
- イ 役員会
- ウ 班長会等

2 防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

- (1) 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。
- (2) 地域住民は、災害時に必要な情報の内容と入手方法を確認しておくこと。
- (3) 自主的に早めの避難行動を行うための目安を設定し、取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。（特に、土砂災害警戒区域がある地域や洪水浸水想定区域で浸水深が深い地域等）
- (4) 地域住民は、自主防災リーダーや災害時に避難を呼びかける者など、それぞれの能力にふさわしい任務を分担し、多様な意見を反映させるため情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。
- (5) 自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画をたてて、かつ市町村が行う訓練にも積極的に参加すること。
- (6) 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。特に、地域の消防団員や民生委員等と連携した協力体制を整えること。
- (7) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。
- (8) 避難場所（指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所を含む。）、避難経路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。
- (9) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。
- (10) その他自主的な防災に関すること。

第3節 地区防災計画の作成

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第23章 企業等防災対策促進計画

(各機関)

第1節 計画の方針

災害の多いわが国では、府や市町村はもちろん、企業、住民が協力して災害に強い京都府を作ること、被害軽減につながり、社会秩序の維持と府民福祉の確保に大きく寄与するものである。企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取組を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2節 計画の内容

第1 企業等における防災対策

1 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

府、市町村、商工会議所・商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化計画の策定支援に努めるものとする。

また、事業所等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

そのため府は、総合防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供・収集等を行うものとする。

2 事業所等における自主防災体制の整備

大地震が発生した場合、中高層建築物、地下街、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行うものとする。

(1) 対象施設

ア 中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設

イ 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設

ウ 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設

エ 複合用途施設

利用（入居）事業所が共同である施設

オ 自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

(2) 組織活動要領

対象施設を管理する権原を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画

等を作成する。

ア 役員

(ア) 統括管理者及びその任務

(イ) 班長及びその任務

イ 会議

(ア) 総会

(イ) 役員会

(ウ) 班長会等

(3) 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

ア 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること

イ 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画をたて、かつ市町村、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること

ウ 消防機関、本部、各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと

エ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること

オ 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること

カ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること

キ 地域住民との協力に関すること

ク その他防災に関すること

3 事業所等における備蓄

事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努めるものとする。

また、中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。

4 災害時における出勤抑制

豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

5 災害時の企業等の事業継続

(1) 事業継続の必要性

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流過程における企業等のつながりを確保する上でも「災害に強い企業」が望まれる。

(2) 事業継続計画の策定

企業等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

なお、災害時における事業継続のための従業員の参集については、交通遮断が予見される際に早めに参集を指示するなどの従業員の動員体制を確保する一方で、従業員の家庭環境等を考慮することとし、それに応じた「事業継続計画」の策定に努めるものとする。

また、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都BCP推進会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努める。

(3) 事業継続計画の普及啓発

府及び市町村は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努めるものとする。

第2 京都BCPの普及

1 京都BCPの趣旨

京都BCPは、大規模広域災害等の危機事象発生時において、企業等が早期に立ち直ることが、地域社会全体の活力の維持・向上につながるという観点から、事業継続計画（BCP）の考え方を「京都」全体に適用し、地域全体で連携した対応により「京都の活力」を維持・向上させる新たな防災の取組である。そのため、企業等のBCP策定支援と連携型BCPの取組を車の両輪として、地域全体で連携した対応により「京都」の活力を守るための取組を実施し、地域の総合的な防災力の向上に寄与することを目指す。

2 京都BCP行動指針

府は、京都BCPの取組を促進するため、関係団体等がとるべき行動の指針（京都BCP行動指針）を作成し、関係団体等と連携して、その周知を図るとともに、京都BCP推進会議において取組内容を推進するものとする。

また、BCP策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、経済団体との連携強化、地元金融機関意見交換会・ライフライン連絡会の定期開催による情報共有体制や相互応援・連携体制の確立、図上訓練の実施、特定の地域等における連携型BCPの実践など、京都BCPの取組を推進するものとする。

第24章 社会福祉施設防災計画

(府健康福祉部)

第1節 現 状

府内の社会福祉施設は非常災害時において入所者の安全を確保するため、非常災害対策計画を策定し、防火管理者を設け、各所轄消防署の指導のもとに防火管理及び施設入所者の火災等予防指導にあたり、消防計画を策定し所轄消防署に届け出を行っている。

また、水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき、市町村の地域防災計画に記載された社会福祉施設等では、水害、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画（避難確保計画）の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。

なお、府は、避難確保計画作成を支援するため、国土交通省「講習会プロジェクト」を活用した講習会を実施する。また、避難確保計画を作成する際、作成例を示して、市町村とともに助言をし、訓練等を通じて実効化を図る。

第2節 予防対策

- 第1 老朽程度が著しい社会福祉施設については、建築物の耐震・耐火性能が向上するよう施設の整備を行うものとする。
- 第2 消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図るものとする。
- 第3 非常災害時に関する具体的計画を立て、職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど自主防災管理体制の整備に努めるものとする。
- 第4 有事の際における入所者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努めるものとする。
- 第5 市町村は、社会福祉施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

第3節 補助金及び融資

- 第1 補助金
 - 社会福祉施設等施設整備費補助金
- 第2 融 資
 - 独立行政法人福祉医療機構が行う融資
 - 社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

第25章 交通対策及び輸送計画

第1節 交通規制対策

第1 災害時の交通管理体制の整備

警察本部においては、災害による交通の混乱の防止及び緊急交通路を確保するための交通規制計画を策定する等により、災害時の交通管理体制を整備しておく。

第2 緊急交通路指定予定路線の指定

災害が発生した場合に、緊急交通路として指定すべき道路（以下「緊急交通路指定予定路線」という。）を「緊急交通路指定予定路線一覧表」に示す。

第3 緊急交通路指定予定路線の整備

1 警察本部の対策

緊急交通路指定予定路線について、平素から非常用電源付加装置付信号機等、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。

2 道路管理者の対策

道路改良、橋・トンネル等の危険箇所の補修を実施する。

第4 運転者のとるべき措置の周知

災害時において交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとることとする。

1 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

(1) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(2) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

2 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

3 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第2節 緊急通行車両等

第1 緊急通行車両

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）として確認を行う車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。（災害対策基本法第50条第1項）

1 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または、指示に関する事項

2 消防、水防その他の応急措置に関する事項

3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

6 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項

7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

8 緊急輸送の確保に関する事項

9 その他災害時の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急通行路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため規制除外車両として整理する。

第2 発災前における緊急通行車両の確認

災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、第1に規定する災害応急対策を実施する車両で、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、指定公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策の等の実施の責任を有するもの（以下「指定行政機関等」という。）は、災害等の発生前に緊急通行車両等に係る確認を行うことができるようになった。

なお、その事務手続等については、警察本部において定める。

- 1 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- 2 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両
- 3 使用の本拠の位置が京都府内にある車両

第3 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの。大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両で、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないならないもの。

- 1 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 2 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 3 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 4 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

第4 規制除外車両の事前届出に係る手続の教示

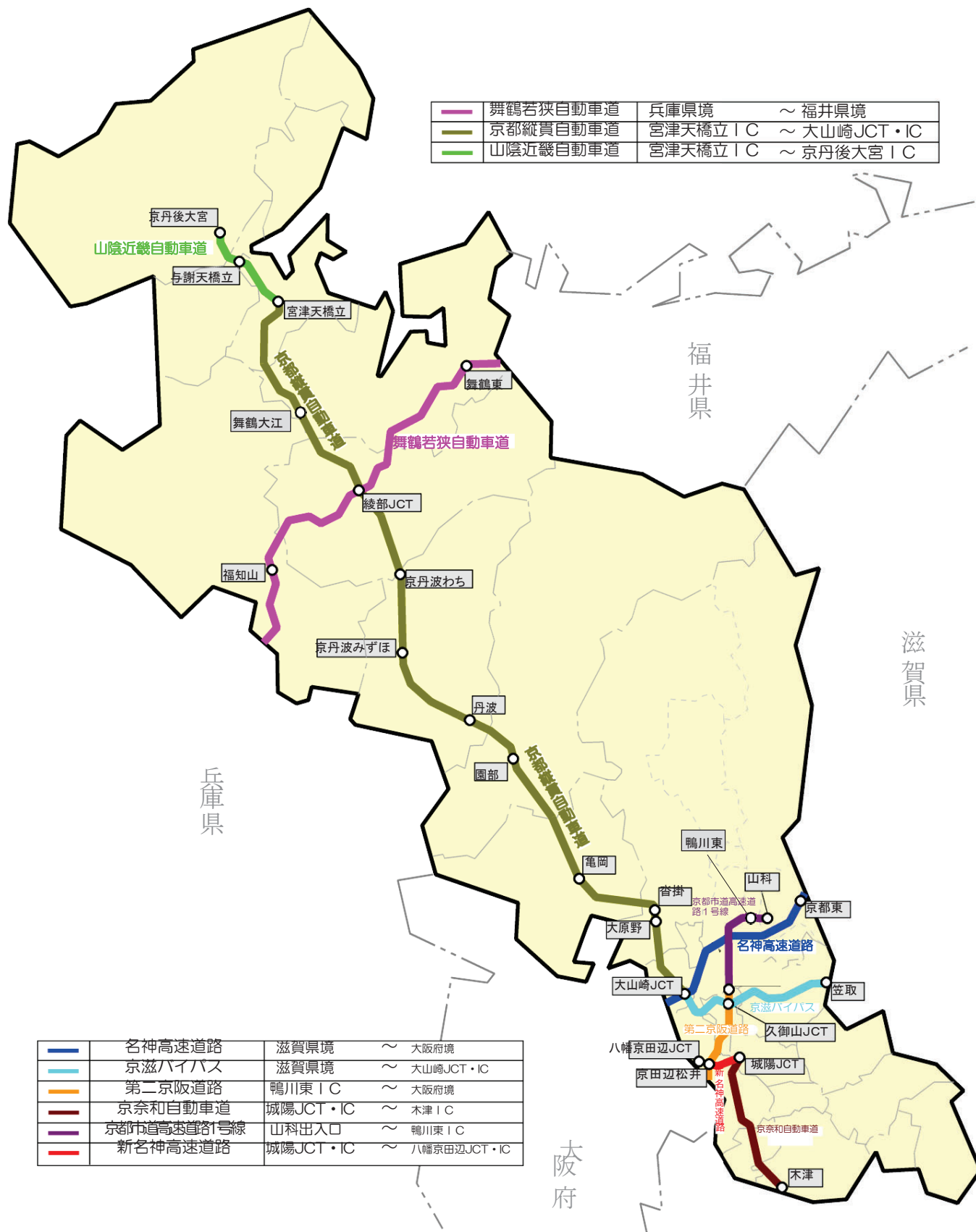
規制除外車両についての問い合わせを受けた場合、京都府警察本部の定める規制除外車両事前届書で、車両の使用本拠地を管轄する警察署へ届け出るよう教示する。

なお、規制除外車両の取扱いについては、被災地の復興状況に応じて対象が拡大していく可能性があることから、詳細については必要の都度、警察署に問い合わせるよう教示する。

緊急交通路指定予定路線一覧表

区 分	道 路 名	区 間
高速道路等 (高規格幹 線道路) (地域高規 格道路)	舞鶴若狭自動車道	兵 庫 県 境 ～ 福 井 県 境
	京都縦貫自動車道	宮津天橋立 I C ～ 大山崎 J C T ・ I C
	山陰近畿自動車道	宮津天橋立 I C ～ 京丹後大宮 I C
	名神高速道路	滋 賀 県 境 ～ 大 阪 府 境
	京滋バイパス	滋 賀 県 境 ～ 大山崎 J C T ・ I C
	第二京阪道路	鴨川東 I C ～ 大 阪 府 境
	京奈和自動車道	城陽 J C T ・ I C ～ 木 津 I C
	新名神高速道路	城陽 J C T ・ I C ～ 八幡京田辺 J C T ・ I C
	京都市道高速道路1号線	山科出入口 ～ 鴨川東 I C
一般国道	国 道 1 号	滋 賀 県 境 ～ 大 阪 府 境
	国 道 9 号	兵 庫 県 境 ～ 五 条 通 烏 丸
	国 道 2 4 号	河 原 町 通 九 条 ～ 奈 良 県 境
	国 道 2 7 号	福 井 県 境 ～ 国 道 9 号
	国 道 1 6 2 号	福 井 県 境 ～ 国 道 9 号
	国 道 1 6 3 号	三 重 県 境 ～ 奈 良 県 境
	国 道 1 7 1 号	大 阪 府 境 ～ 京 阪 国 道 口
	国 道 1 7 3 号	兵 庫 県 境 ～ 国 道 2 7 号
	国 道 1 7 5 号	兵 庫 県 境 ～ 国 道 2 7 号
	国 道 1 7 6 号	国 道 1 7 5 号 ～ 国 道 1 7 8 号
	国 道 1 7 8 号	兵 庫 県 境 ～ 国 道 3 1 2 号
		国 道 1 7 5 号 ～ 国 道 1 7 6 号
	国 道 3 0 7 号	滋 賀 県 境 ～ 大 阪 府 境
	国 道 3 1 2 号	国 道 1 7 8 号 ～ 国 道 1 7 6 号
	国 道 3 6 7 号	滋 賀 県 境 ～ 白 川 跨 線 橋 北 詰
	国 道 3 7 2 号	兵 庫 県 境 ～ 国 道 9 号
	国 道 4 2 3 号	大 阪 府 境 ～ 国 道 9 号
	国 道 4 2 6 号	兵 庫 県 境 ～ 国 道 9 号
京都市道	白 川 通	白川跨線橋北詰 ～ 北 大 路 通
	東 大 路 通	五 条 通 ～ 九 条 通
	川 端 通	北 大 路 通 ～ 五 条 通
	堀 川 通	北 大 路 通 ～ 五 条 通
	西 大 路 通	北 大 路 通 ～ 九 条 通
	北 大 路 通	白 川 通 ～ 西 大 路 通
	丸 太 町 通	川 端 通 ～ 国 道 1 6 2 号
	九 条 通	東 大 路 通 ～ 国 道 1 号
	外 環 状 線	国道1号(東野交差点) ～ 府 道 京 都 守 口 線
	油小路通・洛南道路	九 条 通 ～ 巨 棕 池 I C
	御 池 通	川 端 通 ～ 堀 川 通

緊急交通路指定予定路線図（高速道路等）

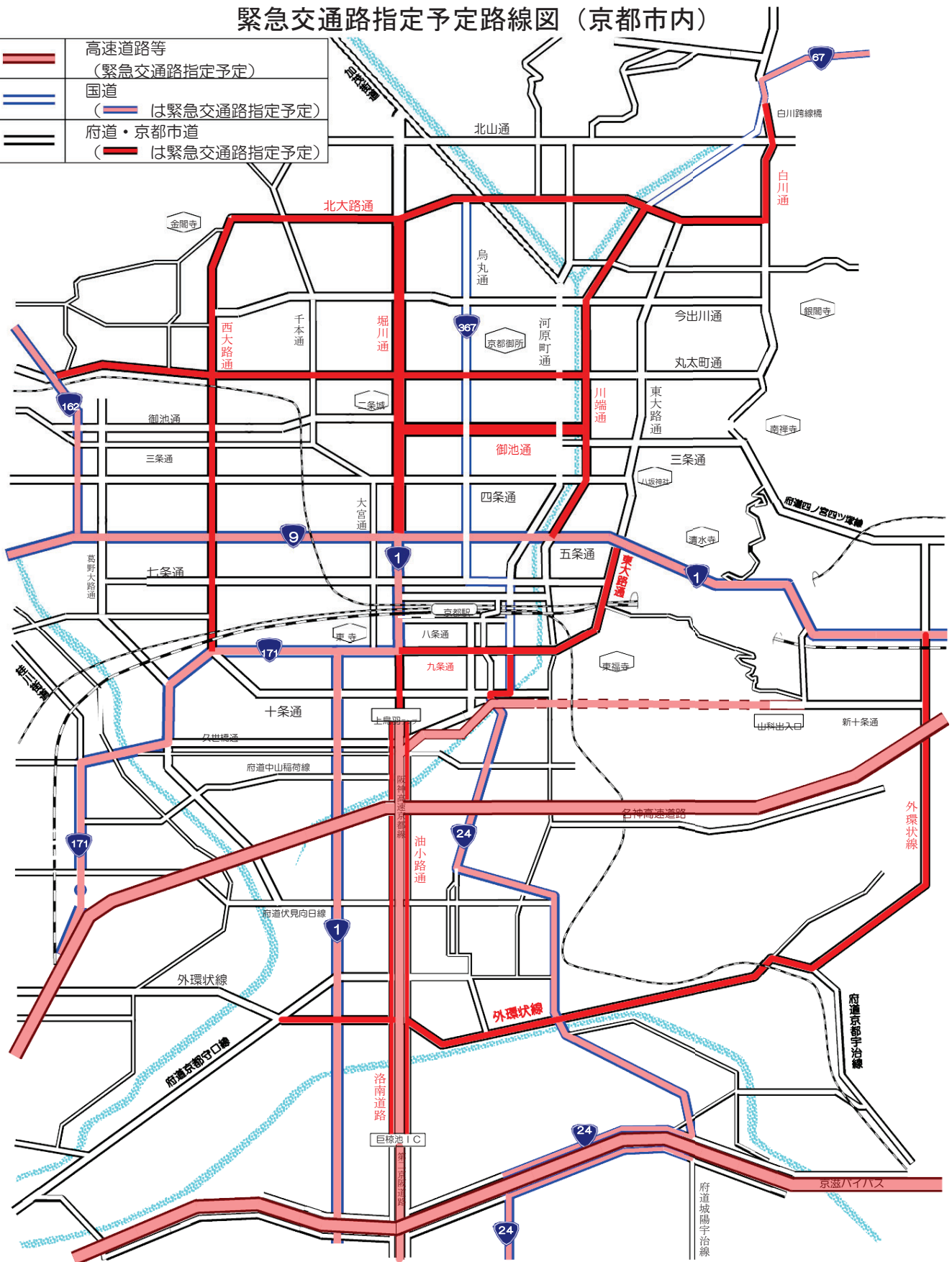


緊急交通路指定予定路線図（国道）



緊急交通路指定予定路線図（京都市内）

	高速道路等 (緊急交通路指定予定)
	国道 ( は緊急交通路指定予定)
	府道・京都市道 ( は緊急交通路指定予定)



第 2 6 章 医療助産計画

第 1 節 計画の方針

災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、必要な体制の整備について定める。

第 2 節 計画の内容

第 1 医療救護活動のマニュアルの作成等

- 1 府は、迅速に救護班を編成・派遣するとともに関係医療施設との連携のもと、被災状況に応じた医療活動を実施するため、医療・救護に関するマニュアルを作成する。
- 2 府は、関係機関の協力のもと、トリアージ・タッグの統一を図る。

第 2 災害時に拠点となる医療施設

府は、災害時の患者受け入れ機能、医薬品等の資機材の備蓄機能を備えた災害時に拠点となる医療施設を確保する。

第 3 基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等連絡協議会

1 基幹災害拠点病院

- (1) 災害時に拠点となる医療施設及び地域災害拠点病院との連携のもとに、災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に確保するため、日本赤十字社京都府支部の協力を得て、京都第一赤十字病院に基幹災害拠点病院を設置する。
- (2) 基幹災害拠点病院は、医薬品等資器材の備蓄、関係職員の研修・トリアージ訓練を行うとともに、災害時に救護班の編成、重症患者の受け入れを行う。

2 地域災害拠点病院

- (1) 災害時に拠点となる医療施設及び基幹災害拠点病院との連携のもとに、2 次医療圏に 1 か所以上の地域災害拠点病院を設置する。
- (2) 地域災害拠点病院は、医薬品等資器材の備蓄を行い、基幹災害拠点病院における研修・トリアージ訓練等に関係職員を派遣するとともに、災害時には救護班の編成、重傷患者の受け入れを行う。

3 京都府災害拠点病院等連絡協議会

府は、京都府災害拠点病院等連絡協議会を設置し、次に掲げる事項について、検討・協議する。

- (1) 府内の災害医療体制の整備・活動方策に関すること
- (2) 災害拠点病院等関係機関相互間の連携体制に関すること
- (3) 各二次医療圏における災害医療体制の構築・充実に関すること
- (4) 災害医療の研修、訓練に関すること
- (5) 災害医療関係情報の収集・提供に関すること
- (6) その他、災害医療体制に関すること

(資料)

	2次医療圏名	病 院 名	電話番号	衛星通信系防災情報システム電話番号	災害派遣医療チーム
基幹災害拠点病院		京都第一赤十字病院	075-561-1121	7(8)-711-8101	○
地域災害拠点病院	丹 後 医 療 圏	京都府立医科大学附属北部医療センター	0772-46-3371	8-857-8109	○
	中 丹 医 療 圏	市立福知山市民病院	0773-22-2101	8-838-8101	○
	南 丹 医 療 圏	京都中部総合医療センター	0771-42-2510	8-819-8101	○
	京 都 ・ 乙 訓 医 療 圏	京都府立医科大学附属病院	075-251-5111	8-715-8104	○
		京都大学医学部附属病院	075-751-3111	8-700-8201	○
		京都市立病院	075-311-5311	8-730-8101	○
		洛和会音羽病院	075-593-4111	8-700-8231	○
		京都医療センター	075-641-9161	8-700-8211	○
		京都済生会病院	075-955-0111	8-746-8108	○
		京都済生会病院	075-955-0111	8-746-8108	○
	山城北医療圏	京都岡本記念病院	0774-48-5500	8-767-8101	○
		宇治徳洲会病院	0774-20-1111	8-700-8221	○
	山城南医療圏	京都山城総合医療センター	0774-72-0235	8-782-8101	○

第4 災害派遣医療チーム

- 1 府は、災害拠点病院等の中から、災害時に災害派遣医療チームを派遣するよう指示する医療機関をあらかじめ定めておく。
- 2 災害派遣医療チームは、災害・事故等の急性期（発生後概ね4～8時間以内）に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けたチームであり、被災地に迅速に駆け付け、現地災害対策本部等の指示に従い、病院支援や広域医療搬送など、医療的支援を行う。そのため、派遣元となる医療機関は日ごろから災害時等に備え、チームの編成及び訓練の実施に努める。

第5 災害医療コーディネーター等の委嘱

- 1 府は、災害の発生時において、必要な医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療に精通し、かつ京都府の医療の現状を熟知している者を、災害医療コーディネーターに委嘱する。
- 2 府は、委嘱された者から、原則として保健医療福祉調整本部において活動する本部災害医療コーディネーターを指名し、また二次医療圏毎に災害拠点病院、保健所等で活動する地域災害医療コーディネーターを指名する。
- 3 府は、災害の発生時において、必要な小児・周産期医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療及び小児・周産期医療に精通し、かつ京都府の医療の現状を熟知している者を、災害時小児周産期リエゾンに委嘱する。
- 4 府は、災害の発生時において、災害救護活動に必要な医薬品等の供給及び薬剤師の派遣に関する調整等を迅速かつ的確に実施するため、災害薬事に精通した者を災害薬事コーディネーターに委嘱する。

第6 医薬品等の資器材の備蓄及び供給システムの整備

府は、救護班が携帯する医薬品等の資器材を、基幹災害拠点病院等において備蓄する。また、京都府医薬品卸

協会との委託契約により、医療用医薬品をランニングストック方式により備蓄し、京都医療機器協会や(一社)京都府薬剤師会等と優先供給に関する協定を締結することにより、医療用品及び一般用医薬品の確保に努める。

第7 災害時における情報ネットワークの構築

関係機関は、災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速・的確な救急・救護・医療活動を行うため、広域災害・救急医療情報システム（E M I S : Emergency Medical Information System）の入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、次のような情報ネットワークの構築に努める。

- 1 京都府救急医療情報システムの災害対応機能の強化
- 2 消防無線や防災無線の多重化

第8 災害時搬送システムの確立

関係機関は、災害時の患者、医薬品等の資器材、医療救護班等の搬送を確保するため、次のとおり整備に努める。

- 1 地上搬送手段の確保とともにヘリコプターを活用した搬送体制の整備
- 2 災害拠点病院のヘリポートの整備

第9 関係機関の災害時初期体制の確保

災害拠点病院等の関係機関は、豪雨等により通行規制、交通遮断が予見される場合、早めの参集を指示するなど、医師等職員の動員体制を確保する。

第10 地域レベルでの災害対策の強化

関係機関は、地域レベルでの災害対策を強化するため、次のとおり整備に努める。

- 1 保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者、災害派遣医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療対策会議）の設置
- 2 病院の業務継続計画（B C P）の策定
- 3 病院の耐震機能の強化
- 4 自主訓練等のガイドラインとなる病院の災害時行動マニュアル等の作成

第11 府民に対する災害時初期対応の普及・啓発

府及び市町村は、広く府民を対象とする救急活動の普及・啓発のより一層の強化に努める。

第12 広域的応援体制の整備

府及び市町村は、効率的な救急・救護・医療活動を行うため、次のとおり広域的応援体制を整備する。

- 1 府県間応援体制の整備
- 2 地区医師会と市町村との災害時医療協定の締結
- 3 医薬品等卸業界との災害時医薬品等調達協定の締結

第13 ドクターヘリの共同運用

ドクターヘリの運用については、関西広域連合で策定される関西広域医療連携計画に定められている、広域的なドクターヘリの配置・運航や災害時における広域医療提供体制により運用する。

第14 広域医療搬送拠点の整備

府は、大規模災害時に被災地では対応困難な重症患者等を被災地外の医療施設に搬送する拠点となる広域医療搬送拠点（S C U : Staging Care Unit）を定め、次のような機能を確保できるよう整備する。

[広域医療搬送拠点の機能]

- ①重症患者等を収容する臨時医療施設機能 ②ヘリポート機能 ③広域医療搬送拠点調整本部機能
- ④広域医療搬送拠点活動維持・継続のための機能

第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

(府知事直轄組織・府健康福祉部)

第1節 計画の方針

発災時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、避難所等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な対策を講じるものとする。

また、言語、生活習慣の異なる外国人が、発災時に迅速、的確な行動がとれるよう、外国人に配慮した防災環境づくりに努めるとともに、様々な機会に防災対策の周知を図る。

第2節 計画の内容

第1 実施責任者

要配慮者及び外国人に係る対策は、府、市町村及び防災関係機関がそれぞれの役割に応じて実施する。

第2 要配慮者に係る支援体制の整備

府及び市町村は、要配慮者に係る保健福祉サービスの提供が円滑に行われるよう、支援体制を整備する。

1 府における支援体制の整備

府は市町村との連携のもとに、広域的観点から災害時に必要な支援策を実施できるよう府広域振興局、府保健所、府家庭支援総合センター、府児童相談所、府精神保健福祉総合センターなど関係機関による支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。

2 市町村における支援体制の整備

市町村は、保健福祉部局をはじめ関係部局の連携のもとに、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。

特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を進める。

なお、業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討するものとする。

3 広域的支援体制の整備等

府及び市町村は、相互の協力、連携体制を整備するとともに、府は市町村相互間の協力連携体制や近隣の保健福祉サービス事業者等との協力連携体制の確立に関し必要な助言、指導を行う。

4 災害派遣福祉チーム（DWA T）体制の整備

災害発生時に必要に応じて、被災市町村へ災害派遣福祉チーム（DWA T）（介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士等福祉専門職により構成）を派遣できるよう関係機関による支援体制を整備する。

第3 避難行動要支援者対策

1 地域防災計画等における規定

市町村は、避難行動要支援者の避難支援に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については市町村防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、下位計画として全体計画を定めるものとする。（平成25年8月内閣府（防災担当）「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」参照）

2 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要

支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者として市町村防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等へ避難行動要支援者名簿を情報提供することについて本人に理解を求めるよう努める。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

3 個別避難計画の作成

市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という）を作成するよう努めるものとする。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者へ個別避難計画情報を提供することについて本人及び避難支援等を実施する者に理解を求めるよう努める。また、個別避難計画については、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計画）又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

また、府においては、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、市町村による個別避難計画作成の促進を図る。

4 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市町村は、市町村防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

この場合、ハザードマップ等を用いて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出して、優先的に避難支援することとし、その情報を防災担当部局と福祉担当部局等の部局間で共有する。

また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあたっては避難支援等を実施する者）の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流を促す。また、避難支援等に携わる関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、保健師、福祉関係者、NPO等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別避難計画の作成促進や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

第4 要配慮者の安全確保

- 1 市町村は、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、発災時に迅速、適切に行動できるように、避難誘導・搬送・介護等に係るマニュアル（点字版を含む。）の作成、配布に努め、避難誘導時における安全確保に努める。
- 2 市町村は、社会福祉協議会等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、発災時の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。
- 3 市町村は、福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進する。
- 4 市町村は、地域住民等の協力を得て要配慮者を含めた防災訓練を実施する。

第5 要配慮者の生活確保

- 1 府及び市町村は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに対応した物資の確保に努める。
- 2 府は、市町村との連携のもとに要配慮者の緊急受入が円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受入体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。
- 3 市町村は、避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める。また、避難所をユニバーサルデザインにするための取組や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる災害派遣福祉チーム（DWA T）又は福祉避難サポートリーダー並びに福祉避難サポーター等の人材の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

第6 外国人の安全確保

- 1 府及び市町村は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布など多言語や「やさしい日本語」による防災知識の普及に努める。
- 2 府及び市町村は、広域避難場所や避難路標識、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。
- 3 市町村は、災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや救助体制の整備を推進する。
- 4 府、市町村及び防災関係機関は、防災訓練への外国人住民の参加を推進する。
- 5 外国人雇用者の多い企業・事業所などにおいては、これらの者に対する防災指導等を促進する。
- 6 府及び市町村は、災害時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。
- 7 府は、駐日外国公館等との連携体制の構築に努める。

第28章 廃棄物処理に係る防災体制の整備

第1節 計画の方針

京都府災害廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、災害時応急体制を整備することなどにより、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。

なお、この防災体制の整備に当たっては、関係者との連携協力を図るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。

第2節 廃棄物処理に係る防災計画

第1 府の施策

府は、京都府災害廃棄物処理計画に基づき市町村を支援するとともに、市町村が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第2 市町村の施策

- 1 市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化を図るよう努める。
- 2 市町村は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。
- 3 市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。
 - (1) 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備すること。
 - (2) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。
 - (3) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を確保すること。
 - (4) 生活ごみや災害によって生じた倒壊家屋等からの廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保すること。
 - (5) 災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬ができる体制を確保すること。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

第2節第2で定めた計画に基づき、その対策を定めるものとする。

第29章 行政機能維持対策計画

第1節 業務継続性の確保

府及び市町村等の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。この際、躊躇なく避難勧告等を発令するなど迅速かつ円滑な災害応急対策を行えるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、職員の動員確保、特に交通遮断が予見される場合は早めの参集指示、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に府及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。

第2節 防災中枢機能等の確保、充実

府、市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や近畿総合通信局への通信機器・電源車の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

なお、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるため、第19章資材機材等整備計画に定める食料及び生活必需品の備蓄の活用を含め、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努めるものとする。

第3節 各種データの整備保全

府、市町村は、災害復旧・復興への備え復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておくものとする。

第30章 ボランティアの登録・支援等計画

第1節 計画の方針

災害発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するには、ボランティア等の協力が不可欠であるため、災害時に被災者を支援するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）等の活動が円滑に行えるよう、ボランティア等の自主性に配慮しつつ、必要な対策を講じるものとする。

第2節 計画の内容

第1 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議

1 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議の運営

府は災害時等応援協定を締結している団体相互及び京都府との連携を図るとともに、応援活動を迅速かつ的確に行うために京都府災害時等応援協定ネットワーク会議を設置し、災害時等における応援に関する事項等について協議し、必要な対策を講じる。

2 研修及び訓練

- (1) 災害発生時の活動に支障が生じないよう、災害一般に関する知識及び各分野の専門知識や技能等について、必要な研修を行う。
- (2) 府が行う総合防災訓練等への参加についても配慮する。

第2 NPO・ボランティアとの連携

- 1 府及び市町村は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携を図る。
- 2 府は、加盟団体が相互に助け合う「災害時連携NPO等ネットワーク」と連携し、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 災害ボランティア（特に資格、技術を必要としない業務に従事するボランティア）

1 受入体制の整備

- (1) 災害ボランティアについては、ボランティア関係団体の協力を得て事前登録を行うほか、災害発生後は、「京都府災害ボランティアセンター」及び「市町村災害ボランティアセンター」が受入・派遣の受給調整、活動支援等を行うものとし、京都府は、災害時における体制の整備に必要な機器の確保等に努める。
- (2) 京都府災害ボランティアセンターは、府、京都府社会福祉協議会、日本赤十字社京都府支部及びボランティア団体等が共同して設置する。
- (3) 府及び市町村は、京都府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会と協力し、府内市町村すべてに設置された災害ボランティアセンターが災害時に円滑に活動できるよう体制を整えるものとする。

2 災害ボランティアの活動環境整備

京都府災害ボランティアセンターは、災害時にボランティア活動が円滑に進められるよう、平常時から、災害に係るボランティアコーディネーターの養成及び登録、災害ボランティアのネットワーク化、ボランティア活動に必要な資機材の整備、災害ボランティア活動マニュアルの作成等、必要な施策を実施するものとする。

3 災害ボランティア活動マニュアルの普及・活用

府及び市町村は、災害ボランティア活動マニュアルの普及に努めるとともに、防災訓練を実施するときは、ボランティアの参加について配慮を行うものとする。

第4 災害ボランティアに関する啓発

- 1 府及び市町村は、住民に対し防災知識の普及に当たるとともに、災害ボランティア活動の意識等についても啓発を進める。
- 2 府は、ボランティア休暇制度の導入等ボランティア活動に参加しやすい条件整備を図るために、雇用主等の理解が得られるよう努力する。

第3 1章 広域応援体制の整備

第1節 計画の方針

府、市町村等の各機関は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。

第2節 計画の内容

第1 他府県との広域応援体制の整備

「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び関西広域連合「関西防災・減災プラン」に基づき、近隣府県を中心とした全国都道府県との相互応援態勢のより一層の連携強化に努め、協定に基づいた対策を図ることとする。

第2 府内の消防相互応援体制の整備

府内の市町村長及び消防機関の長は、災害発生時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図る。

第3 府内の防災相互応援体制の整備

1 防災相互応援協定の締結

府内の市町村長は、災害時における消防以外の分野の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

雪害の少ない市町村は、相互応援協定の締結に当たっては、雪害対応に係る経験が豊富な市町村等との協定締結についても考慮するものとする。

なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言するなど、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するとともに、国は、都道府県が必要に応じて、管内市町村への応援・派遣やその受援に係る調整を円滑に行うことができるような仕組みを検討するよう努めるものとする。

また、知事は応援のため京都府が締結した協定については、市町村から災害対策基本法第68条に基づく、応援要請の手続について、市町村に周知を図る。

2 京都府災害時応急対応業務マニュアル等の運用

「京都府災害時応急対応業務マニュアル」及び「京都府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアル」により、府及び市町村の役割分担を明確にし、速やかな状況把握、協働を可能とすることによって、府による市町村への応援及び市町村の相互応援を円滑に行う応援受援体制を整備する。

3 京都府災害時応援職員登録制度に基づく職員派遣

府は、災害時に被災市町村が必要とする支援内容の調整を迅速に行う先遣隊の編成や家屋被害調査業務などに即戦力として従事できる職員を養成し、被災市町村への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。

4 応急対策職員派遣制度の整備及び災害マネジメント総括支援員の登録(総務省)

府は、総務省と連携して、災害時において市町村の行政機能の確保状況を把握した上で、行政機能が低下した被災市町村に応援職員の派遣等の支援を可能とするための体制を構築するとともに、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の派遣を可能とするよう登録する。

第4 緊急消防援助隊の編成

他府県への消防広域応援については、消防組織法第44条の規定に基づき、都道府県単位で構成した緊急消防

援助隊を応援隊として派遣するものとし、府は代表消防機関（京都市消防局）及び府内各消防本部等と協議調整し、あらかじめ「緊急消防援助隊京都府大隊応援等実施計画」を定めておくものとする。

なお、府内の緊急消防援助隊応援隊の登録状況は別表のとおりとする。

第5 警察災害派遣隊の編成

府警察本部は、災害時に、広域的な災害警備活動にあたる警察災害派遣隊を編成し、広域応援体制の整備を図るものとする。

都道府県名 26: 京都府
令和5年4月1日

1/1

第3章 上下水道施設防災計画

第1 水道施設防災計画

1 計画の方針

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、施設点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる

府は、水道事業者等が行う防災対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、水道事業者等間の連携に関する調整を行う。

2 計画の内容

- (1) 水道事業者等は、地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。
- (2) 水道事業者等は、防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。
- (3) 水道事業者等は、施設の防災性能を確保するとともに、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組合わせ、効率的・効果的な防災対策を計画的に進めるものとする。
- (4) 水道事業者等は、施設が被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、緊急連絡管や緊急遮断弁の整備、配水池容量の拡大などにより、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進めるものとする。
- (5) 水道事業者等は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備や2系統受電等の停電対策の実施に努めるものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。
- (6) 水道事業者等は、施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。
- (7) 府及び水道事業者等は、相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。
- (8) 水道事業者等は、施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。
- (9) 府及び水道事業者等は、飲料水の備蓄の推進等について、住民が自主的に取組むよう啓発に努めるものとする。

第2 下水道施設防災計画

1 計画の方針

流域下水道管理者及び公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）は、施設の点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進める。

府は、下水道管理者が行う防災対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、下水道管理者間の連携に関する調整を行う。

2 計画の内容

- (1) 下水道管理者は、地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。

- (2) 下水道管理者は、防災対策上必要な施設台帳等については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。
- (3) 下水道管理者は、施設の防災性能の確保に努めるものとする。
- (4) 下水道管理者は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備を整備するものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。
- (5) 下水道管理者は、施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。
- (6) 府及び下水道管理者は、相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運搬等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。
- (7) 下水道管理者は、施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。

第3 工業用水道施設防災計画

工業用水道事業者は、工業用水道施設について、「第1 水道施設防災計画の2 計画の内容(1)～(8)」に準じた対策を講じるものとする。

第33章 学校等の防災計画

第1節 計画の方針

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

第2節 計画の内容

第1 防災体制の整備

各学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。

その際学校等が避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、市町村等の災害対策担当部局やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。また、発災時別の避難、保護者への引渡し又は学校での保護方策等、幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成するとともにその内容の徹底を図る。

1 学校における防災体制

学校の防災に関する計画において、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害発生時における体制については、学校が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と所管する教育委員会、市町村の災害担当部局等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に発災時別基本ルール及び児童生徒等の引渡し方法並びに学校での保護方策を周知しておく。

2 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

(1) 発災時別の教職員の対応方策

- ・ 在校時
- ・ 学校外の諸活動時
- ・ 登下校時
- ・ 夜間休日等

登下校時の発災の場合は、児童生徒等に自宅又は学校のいずれか近い方に向かうことを基本とする。

(2) 保護者との連絡、引渡し方法及び学校での保護方策

(3) 施設・設備の被災状況の点検等

3 学校以外の教育機関における防災体制等

学校以外の教育機関においては、学校に準じ、施設の状況に応じた防災体制及び安全確保等のための職員対応マニュアル等を定める。

4 避難所としての運営方法等

市町村の災害対策担当部局の職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

第2 施設・設備等の災害予防対策

1 施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

2 防災機能の整備

(1) 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

(2) 避難所としての機能整備

地域防災計画に避難所として位置づけられた学校等の施設については、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

3 設備・備品の安全対策

災害において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講じる。

第3 防災訓練の実施

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、また、障害の有無等にも配慮しながら、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

第4 教育活動への配慮

1 避難所としての活用

市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

2 敷地の活用

府及び市町村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第5 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 防災に関する計画等の整備に関する事項
- 2 防災上必要な教育に関する事項
- 3 防災上必要な訓練に関する事項
- 4 施設・設備等の災害予防対策に関する事項

第34章 避難に関する計画

(各機関)

第1節 計画の方針

災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。府民は、災害種別毎に自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、いつどこに避難するべきなのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、府及び市町村等は、災害の危険がある区域にいる府民に命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ府民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、市町村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等避難計画の策定を行い、府民の安全の確保に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、大雪時における対策について「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき、市町村及び関係機関と連携して取り組むものとする。

第2節 避難の周知徹底

第1 事前措置

府、市町村、水防管理団体等関係機関は、指定緊急避難場所等へ移動する立退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・河川の氾濫・崖崩れ・土石流・地すべり・なだれ・高潮・津波等の危険の予想される地域内の住民に、避難指示等の意味、自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等適切な避難行動のあり方、災害危険情報(地域ごとの災害リスク)や災害時の情報の入手方法、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。その際、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、避難の際は発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて日頃から府民への周知徹底に努めるものとする。また、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示し、迅速で確実な立退き避難をするよう普及啓発を図る。

また、市町村は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「市町村の避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

なお、府と市町村が連携して、自主防災組織に対し、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン(避難計画)の作成を支援する。その際、避難指示等の発令対象を災害リスクのある区域等に絞り込んでおく。

第2 避難指示等の周知

市町村等は、災害により危険区域内の居住者に避難するべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知しておく。

また、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、居住者等の自らの判断により、上階への避難や高層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保についても留意するものとする。

市町村は、避難指示等を発令する際には、内閣府「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように周知する。

このため、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを周知徹底する必要があるものの、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に

できない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示することができるものとする。

第3節 指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

- 1 指定緊急避難場所については、市町村は、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。
- 2 指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあたっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができるが、その際は、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当であることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。
- 3 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

第2 広域避難場所の選定

地震等による延焼火災等が発生した場合、府民の生命及び身体の安全を確保するため、市町村長は次の基準により、あらかじめ広域避難場所を選定しておくことができる。

- 1 広域避難地の収容可能人数は、避難者1人当たりの必要面積を、おおむね2㎡以上として算定する。
- 2 避難場所としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等について考慮するものとする。
- 3 大地震が発生した時に崖崩れや浸水等の危険がないこと。
- 4 一定期間、避難者の応急救護活動ができること。
- 5 避難者が安全に到達できる避難路と連絡していること。

第3 避難場所分けの実施

指定緊急避難場所の指定等をした市町村は、次の事項を勘案して避難場所の分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

- 1 避難場所の分けの境界線は地区単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
- 2 避難場所の分けに当たっては、各地区の実情に応じて、避難に要する時間、避難経路の安全性を十分考慮する。
- 3 避難人口は夜間人口に基づくが、避難場所収容力に余裕をもたせる。

第4 避難道路の選定と確保

市町村職員、警察官、消防吏員、道路管理者等避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難道路の通行確保に努める。

指定緊急避難場所の指定等をした市町村は、市街地の状況に応じて、次の基準により避難道路を選定し、これを確保する。

- 1 避難道路は、ほぼ10m以上の幅員を有すること。

- 2 避難道路は、相互に交差しないこと。
- 3 危険物施設等による火災・爆発等の危険性が少ないこと。
- 4 液状化や浸水、土砂災害等により通行不能になる恐れがないこと。
- 5 避難道路については複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- 6 避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に避難場所標識及び避難誘導の標識を設置するよう努めること。また、市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備

第1 施設・設備・物資の備蓄

避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、情報通信機器の確保、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や、新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄を行い、避難所開設当初から簡易ベッド、パーティション等の設置に努める。また、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援を実施するとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。なお、トイレの確保にあたっては、災害時に避難所となる施設における合併処理浄化槽の設置についても検討するものとする。

第2 避難所情報の発信

府は、府内市町村の指定避難所、指定緊急避難場所の設備や周辺状況がわかる地図等をまとめた避難施設カルテを京都府ホームページ等により発信するものとする。

第3 円滑な避難所運営への配慮

市町村は、高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画やマニュアルの作成、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

第4 介護保険施設、障害者支援施設及び民間施設等の受入れに関する協力

府は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ府や近隣府県における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を府に登録するよう要請するものとする。

福祉避難所が不足する場合に、ホテル・旅館等を実質的な福祉避難所として開設するため、府と連携し、被災地域外にあるものを含め、施設提供可能な旅館・ホテルの確保の円滑化及び運営体制の構築に努める。

第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生に備えた対策

市町村は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局と連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。

また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者がした場合の対応方法を定める。

府は、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、防災部局と保健福祉部局が連携して、各対象者の居住地の危険性を確認するよう周知するとともに、市町村と連携して受入れ施設を確保し、避難に関する連絡窓口を整備する（大規模地震発生時等を除く）。

第5節 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第6節 広域避難

第1 市町村

- 1 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、同一都道府県内の他の市町村に協議をすることができる。
- 2 市町村は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの居住者等を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 3 市町村は、指定避難所が広域避難の用に供する避難所にもなりうることにについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- 4 市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- 5 市町村は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。また、浸水想定区域が広範囲に設定されている市町村は、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

第2 府

- 1 府は、市町村から、府有施設（指定管理施設を含む。）を広域避難の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは、協力するよう努める。
- 2 府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関西広域連合、関係府県その他関係機関と連携し、他の都道府県との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

第7節 広域一時滞在

第1 市町村

- 1 市町村は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 2 市町村は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることにについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- 3 市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- 4 市町村は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。また、浸水想定区域が広範囲に設定されている市町村は、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

第2 府

- 1 府は、市町村から、府有施設（指定管理施設を含む。）を広域一時滞在の用にも供する避難所として指定

したい旨の申し出があったときは、協力するよう努める。

- 2 府は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、関西広域連合、関係府県その他関係機関と連携し、他の都道府県との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第8節 市町村の避難計画

市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難・誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておく。

第1 市町村地域防災計画で定める事項

避難計画は、住民の身体生命に対し特に影響を及ぼす重要な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定める。

指定避難場所等の避難場所について、市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て近隣市町村に設けるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、避難行動要支援者（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意を得た上で、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難に関する全体計画及び個別避難計画策定等の避難誘導体制の整備について定めるものとする

- 1 避難の指示等を伴う基準及び伝達方法
- 2 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 3 避難場所への経路及び誘導方法
- 4 避難場所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - (1) 給水措置
 - (2) 給食措置
 - (3) 毛布・寝具等の支給
 - (4) 衣料・日用必需品の支給
 - (5) 負傷者に対する応急救護
- 5 避難場所の管理に関する事項
 - (1) 避難収容中の秩序保持
 - (2) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (3) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (4) 避難者に対する各種相談業務
 - (5) 運営方法についてのルール（市町村と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む）
- 6 広域避難場所等の整備に関する事項
 - (1) 収容施設
 - (2) 給水施設
 - (3) 情報伝達施設
- 7 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (1) 平常時における広報
 - ア 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - イ ホームページ
 - ウ 住民に対する巡回指導
 - エ 防災訓練等
 - オ ハザードマップ（防災マップ）の利活用

(2) 災害時における広報

- ア テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能や事前登録によるメール機能を含む。）による周知
- イ Lアラート（災害情報共有システム）の活用
- ウ ホームページによる周知
- エ 広報無線、消防無線による周知
- オ 広報車による周知
- カ 避難誘導員による現地広報
- キ 住民組織を通じた広報

8 孤立する恐れのある地区の対策に関する事項

- (1) 災害時に孤立する恐れのある地区の把握
- (2) 食料・飲料水の備蓄
- (3) 情報連絡方法

9 避難所運営マニュアルの整備

10 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

第2 市町村の避難指示等の判断・伝達マニュアル

市町村長は、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアルを作成する。

また、避難指示等の対象区域、判断時期等について、府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、国及び府は、市町村等に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

浸水想定区域図、土砂災害警戒区域、過去の災害実績等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。

2 避難すべき区域

浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難指示等の想定対象区域をあらかじめ定める。

なお、災害緊急時に「河川氾濫の危険」という情報発信だけで住民が避難行動を取る必要があるかどうか自ら判断できるよう、あらかじめ住民に対し浸水想定地区域の理解を促す。

3 避難指示等の発令基準

対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に「避難指示等一覧」による避難指示等発令の判断基準を定める。

また、避難指示等の発令に当たっては、「避難指示等の発令の参考となる情報」を参考とすること。

なお、判断基準を定めるにあたっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うこと。

4 効果的な避難指示等の発令

過去に発生した災害を挙げるなど危険が差し迫っていることを想起させる文例を作成する。

また、住民がリアルタイムで映像を確認できるよう、府河川防災情報システムの河川情報カメラのリンクを設定する。

5 避難指示等の伝達・要配慮者の避難支援

避難計画等を住民に周知し、住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつけられるように、避難指示等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。

また、要配慮者の避難支援について、防災関係部局と福祉関係部局と緊密に連携を取りつつ、避難支援マニュアルを策定する。なお、詳細は第27章において定める。

避難指示等一覧

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
レベル3	高齢者等避難	・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生するおそれがある状況	高齢者等避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保（注1）） ・上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難
レベル4	避難指示	・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生するおそれが高い状況	全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
レベル5	緊急安全確保（注2）	・居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険で危険である段階であり、災害が発生又は切迫している状況	命の危険 直ちに安全確保！ ・立退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

注1 立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高層階での待避をすること。

注2 必ず発令されるとは限らない。

避難指示等の発令の参考となる情報

(1) 河川の氾濫等

レベル相当情報		洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等
河川の性格		・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川	・左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
警戒レベル3相当情報	高齢者等避難	・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。（※1） ※1 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。	・避難判断水位に到達したとき（※1） ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合。	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合。
警戒レベル4相当情報	避難指示	・氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき（※2） ※2 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。 ※3 氾濫危険水位に到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合。 ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合。 ・堤防の決壊につながるような漏水等の発見	・氾濫危険水位（特別警戒水位）（※2）に到達したとき（※3） ※2 氾濫発生水位から一定時間（※4）の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ※3 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く ※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ・堤防の決壊につながるような漏水等の発見 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合。	・近隣で浸水が拡大 ・排水先の河川の水位が高く、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合。

警戒レベル5相当情報	緊急安全確保	(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ) ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） ・氾濫開始相当水位に到達した場合。 ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合。 (災害発生を確認) ・堤防が決壊、越水・溢水の発生（水防団からの報告等により把握できた場合） ・氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※3） ※3 洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。	(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ) ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合。 (災害発生を確認) ・堤防が決壊、越水・溢水の発生（水防団からの報告等により把握できた場合） ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。	(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ) ・排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合。 (災害発生を確認) ・近隣で浸水が床上に及んでいる ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。
------------	--------	---	--	---

注 水位が堤防の天端高に近づくなど特に越水が差し迫った場合、樋門が閉鎖されポンプが稼働していない場合、ダム異常洪水時防災操作の事前連絡があったときや行われたときで下流に甚大な被害が発生すると予測された場合など、とくに災害発生のおそれが高いと考えられる場合は、すでに避難指示が発令されている場合であっても、再度発令することも含め、速やかに住民に警戒レベル4相当の情報を提供する。

(2) 土砂災害

レベル相当情報	避難情報	土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）
警戒レベル3 相当情報	高齢者等避難	- 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒（赤）」と判定された場合 - 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 - 前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化）が発見された場合
警戒レベル4 相当情報	避難指示	- 土砂災害警戒情報が発表された場合 - 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 - 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」と判定された場合 - 前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合
警戒レベル5 相当情報	緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） - 土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報基準線（CL）を超過した場合 - 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）」と判定された場合 （災害発生を確認） - 土砂災害が発生した場合

注 面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、指令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第9節 防災上重要な施設の計画

学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

また、これらの施設のうち、水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき市町村の地域防災計画に記載されたものは、水害、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画(避難確保計画)の作成及び避難訓練の実施をするものとする。

なお、府は、市町村とともに避難確保計画作成を支援し、訓練等を通じて実効化を図る。

- 1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法等

大学等においては、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達等の方法並びに学生が自主的に避難するための避難の場所、避難経路等の事前周知の方法等

- 2 児童生徒等を集団で避難させるための避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法

- 3 病院等においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等

- 4 老人、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難地、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法

第10節 駅、地下街における避難計画

駅、地下街においては、浸水や火災等による災害が発生した場合に、大混乱が生じて多数の死傷者が発生する恐れがある。そこで、駅、地下街で発生する災害に備え、利用者の避難誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を定める。

第1 鉄道及び地下街管理者の防災管理

駅、地下街の管理者は、施設の防災対策として発災時における利用客の避難誘導方法等の対策について計画を定め、従業者等に周知徹底に努める。

第2 地下街管理者の活動

地下街の滞留者等が一時避難できるように避難場所を確保するとともに、一般住民の避難場所と重複しないよう市町村と調整する。

第3 関西電力送配電株式会社の防災管理

電力供給施設の計画的な巡視点検及び測定等を実施する。

第4 大阪ガス株式会社および大阪ガスネットワーク株式会社の防災管理

1 駅、地下街構内のガス施設の調査点検

2 調査点検時に鉄道及び地下街等事業者に対してガスの安全使用について周知する。

第11節 車中避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。

さらに、一時的に車で避難する避難者に対応するため、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）を確保する。

府及び市町村は、車中避難場所が設置された場合は、車中泊避難を行うための場所の避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うための場所の避難者に対しても提供するものとする。

この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

なお、住民の屋外避難に当たっては、市町村があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

第1 市町村

市町村は、車中泊の対応方針について地域の実情も踏まえ地域防災計画へ記載する。指定避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等を行う。

また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）について、施設管理者と必要に応じて開設のタイミング等を事前調整する。

第2 府

- 1 府は、市町村が実施する車中泊避難対策について必要な助言・調整等を行う。
- 2 府は、大規模災害発生時において車中泊避難の発生が多数になるおそれがあるときに備えて、次の施設に広域車中避難場所を整備することとし、あらかじめ広域車中避難場所の開設手順や運用方法を定めるとともに、必要な資機材・設備等を準備する。
- 3 京都府ホームページ上で、府・市町村が位置付けた車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）を周知するとともに、エコノミークラス症候群の危険性等について注意喚起する。

施設名	所在地	駐車場（台数）
山城総合運動公園	宇治市広野町八軒屋谷 1	第 1 駐車場（252 台） 第 2 駐車場（735 台）
丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曾根崩下代 110-7	中央駐車場（約 130 台） 正門横駐車場（80 台） 南駐車場（177 台）※

※中央駐車場及び正門横駐車場が満車になった際に、活用を検討

第35章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

府は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、大量の観光客及び帰宅困難者により救急・救助等の応急活動に支障をきたし、観光客及び帰宅困難者自身にも危険が及ぶなど一斉帰宅に伴う混乱を回避するとともに、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から関西広域連合や市町村などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

また、必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

第2節 計画の内容

第1 基本方針

府は、関西広域連合・隣接府県・市町村と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、帰宅支援対象道路の設定や代替輸送の調整を行うとともに、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供を行うなど徒歩帰宅支援を行う。

市町村は、府、関係機関と連携して、観光客及び帰宅困難者を受け入れる一時退避場所及び一時滞在施設を設置・拡充し、発災時に設置に係る情報提供を行うようにする受入体制を整備する。

なお、大雪による鉄道輸送障害により、帰宅困難者が発生した場合には、「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき、府、市町村、鉄道事業者等が連携して帰宅困難者の安全確保に努める。

第2 観光客・帰宅困難者への啓発

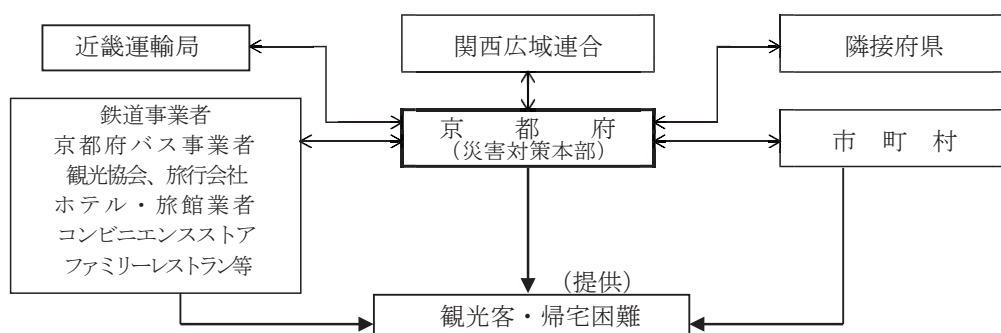
発災直後、府や市町村の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、以下のことについて普及啓発を行う。

- 1 二次被害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」
- 2 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
- 3 多様な場面や視点を想定した徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- 4 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。
- 5 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い。

第3 鉄道・道路等の情報共有のしくみの確立

府は、観光客保護・帰宅困難者対策の促進のため、関西広域連合・隣接府県・鉄道機関・バス協会などとの間で、情報のとりまとめ方法、情報提供のしくみを確立していく。

観光客・帰宅困難者情報共有系統図



第4 災害時帰宅支援ステーション事業の推進

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」（関西広域連合）を促進し、観光客・帰宅困難者支援体制を充実する。

第5 事業所等への要請

- 1 府は、都市計画等に係る国の制度等も活用し、企業等に施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化、飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等について働きかける。
- 2 事業所等に、発災時間帯別対応の基本ルールを以下のとおり定めるよう働きかける。
 - (1) 就業時間帯に発災
従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内に待機するよう指示
来所者を事業所内の待機スペースに誘導
 - (2) 出勤・帰宅時間帯に発災
自宅又は事業所等のいずれか近い方へ向かうよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）
- 3 事業者等に、重大な災害が発生するおそれがある場合は、避難や一斉帰宅行動による混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等の自主的な措置を講じることについて働きかける。
- 4 事業所等に、事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等において、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。

第6 観光客等への支援の検討

- 1 府は関西広域連合及び市町村と協力し、災害時に多くの滞留者が発生すると想定されるターミナル駅や観光地における観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・公報に努めるとともに、的確な情報提供が行えるよう情報提供体制の構築に努める。また、ターミナル駅周辺等のオープンスペースや公園、寺社等の施設管理者と協定を締結するなどして、一時退避場所の確保に努めるとともに、公共施設のほか、集客施設、学校等の施設管理者やホテル・旅館業者と協定を締結するなどして、一時滞在施設の確保に努める。
- 2 府は、市町村、鉄道事業者、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館事業者等と連携し、観光案内所を訪れた外国人や宿泊施設に滞在する外国人旅行者に対して、各鉄道の計画運休や運行状況等の情報を集約して、多言語（英語以外を含む。）でリアルタイムに伝達するとともに、相談の受付をするなど外国人支援体制を構築する。
また、外国人向けの防災訓練の実施並びに日本における災害の重大さ、災害関連情報の入手手段及び災害時の行動（医療機関のかかり方等を含む。）について普及・啓発に努める。
- 3 学生ボランティア等の活用について検討するとともに、府民に対しても、災害時に可能な範囲で外国人旅行者に災害発生を知らせ、避難行動を促す等の支援をするよう呼びかける。
- 4 府は駐日外国公館等との連携体制の構築に努める。

第36章 集中豪雨対策に関する計画

(各機関)

第1節 計画の方針

近年、強い台風や梅雨期の集中豪雨により、全国で毎年のように大規模な水害が発生している。さらに、急激な雷雲の発生による局地的な集中豪雨のため浸水被害や土砂災害が多発している状況である。

各機関においては、災害発生に備えた気象情報の収集、情報の発信など情報連絡体制の強化、避難体制・避難基準の強化、地域の危険箇所等の住民周知など防災教育の強化、要配慮者対策の推進・強化、避難ルートの安全対策、避難施設の設備充実などのソフト対策から、森林環境の整備、荒廃農地の復元整備による保水機能の確保、土砂災害を防止するための治山や地滑りの対策、河川・下水道など治水施設の整備と雨水貯留・浸透施設の整備など流域全体のハード対策まで、気候変動を踏まえつつ、多方面から府民の安心・安全を確保するための対策を講じる。

第2節 計画の内容

第1 ソフト対策の推進・検討

施設整備などのハード対策には予算的に限りがあり対策の完成までに時間を要する場合が多いことから、大規模災害に対しては人的被害を極力軽減する減災対策として自治体と地域の防災組織などが連携を図り情報伝達や避難に重点をおいた自助・共助・公助への取り組みが必要である。

- 1 情報の収集・集約・伝達に係る連絡体制の強化・充実
- 2 避難体制等の取り組み強化
 - (1) 客観的避難基準の充実
 - (2) 被災の危険性を考慮した避難所・避難場所の設定
 - (3) 避難方法の設定と避難ルート・支援ルートの確保
- 3 防災教育、防災訓練等による住民意識の向上と周知徹底
- 4 要配慮者対策の強化

第2 ハード対策の実施・検討

河川・下水道・砂防堰堤など計画的な施設整備の促進、施設機能の適切な維持管理に加え、避難行動支援などのソフト対策と連携した施設整備や、地域とともにまちづくりと一体となった、流域全体での総合的な雨水流出抑制の取り組みが必要である。

- 1 計画的な防災施設整備の促進と適切な機能管理
 - (1) 河川施設・下水道施設の整備（洪水対策、浸水対策）
 - (2) 治山ダム・砂防堰堤の整備（森林保全、土石流対策）
 - (3) 斜面・法面崩壊対策の実施（地すべり防止、急傾斜地崩壊対策、林地崩壊対策）
 - (4) 防災機能を維持するための適切な施設管理、機能管理、老朽化対策等の実施
- 2 流域全体での総合的な雨水流出抑制及び流木等の危険木撤去の取り組み
 - (1) 山地・森林環境の保全と整備
 - (2) 農地の持つ防災機能の保全と整備
 - (3) 雨水貯留・浸透施設の設置
 - (4) 適正な土地利用の誘導、規制など
 - (5) 伐採木の除去による流木の防止
 - (6) 倒木のおそれのある危険木の事前伐採

第3 総合的な集中豪雨対策の促進

個々の機関による集中豪雨対策を総合的に実施することで、効率的かつ効果的な対策を行うことが可能となり、府民の安心・安全を確保するため、取り組み推進に向け検討を進める。

第37章 都市公園施設防災計画

第1節 現 況

府立都市公園は、現在12箇所、425.7haある。都市公園は、災害時に避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。

京都府立都市公園（令和5年4月1日現在）

都 市 公 園 名	所 在 地	供用面積(ha)	備 考
嵐山公園	京都市	10.6	
嵐山東公園	〃	11.4	
鴨川公園	〃	39.9	
伏見港公園	〃	3.7	
洛西浄化センター公園	京都市・長岡京市	5.6	
宇治公園	宇治市	1.6	
山城総合運動公園	〃	94.9	
天橋立公園	宮津市	25.1	
丹後海と星の見える丘公園	〃	142.9	
木津川運動公園	城陽市	12.7	
関西文化学術研究都市記念公園	精華町	24.1	
丹波自然運動公園	京丹波町	53.2	
合 計		425.7	

第2節 計画の方針

府立都市公園については、利用者の安全を確保するため、災害の被害を最小限にとどめるとともに、災害時に避難場所や防災・復旧活動拠点等として機能するよう必要な施設整備を行う。

また、広域避難場所や一時避難場所となるオープンスペースを確保するため、京都府広域緑地計画に基づき、公園緑地の整備推進を図る。

第3節 計画の内容

第1 府立都市公園の防災機能整備

各府立都市公園の特性に応じた災害時の役割を検討の上、必要に応じ次の整備を順次行う。

特に、山城総合運動公園、丹波自然運動公園及び木津川運動公園については、その役割に応じ防災施設の整備を行う。

- 1 防火帯となる植樹帯等の整備
- 2 避難場所や復旧活動の場、ヘリポート等に活用可能な広場、駐車場及び屋外運動施設（競技場、球技場、野球場、テニスコート等）を整備するとともに、公園内の園路や橋の安全性向上対策
- 3 避難施設や防災拠点として活用可能な体育館、管理事務所、クラブハウス等の建築物について、必要に応じた整備
- 4 避難生活や防災活動に利用可能な、非常用の電源、通信、照明、水供給設備、耐震性貯水槽等の整備

第2 公園緑地の整備計画の策定

環境保全、レクリエーション、景観構成機能及び、災害時の被害の緩衝、避難・救援活動の場の提供等の防災機能を持つ公園緑地の保全・整備を図るため、必要に応じて京都府広域緑地計画の見直しを行う。

また、市町村が都市緑地法に基づき、都市公園の整備、緑地の保全及び都市緑化の推進に関する基本計画である「緑の基本計画」を策定するに当たり、公園緑地が十分に防災機能を発揮できるよう指導する。

第38章 広域防災活動拠点等計画

(危機管理部)

第1節 広域防災活動拠点の整備

府は、大規模災害時の自衛隊、警察、消防等防災関係機関の応援部隊の集結や全国からの救援物資の集配など、応急活動の拠点となる広域防災活動拠点を定め、次のような機能を確保できるよう整備する。

[広域防災活動拠点の機能]

- ①防災関係機関等の活動拠点機能 ②ヘリポート機能 ③現地調整本部機能 ④物資等の集積・集配機能
- ⑤広域防災活動拠点活動維持・継続のための機能

第2節 広域防災活動拠点とする施設

第1 施設名、所在地

被災地域へのアプローチや被災時における交通・輸送の代替・有機的な確保が図られるよう、北部、中部、南部の地域ブロック別に配置し、次の施設とする。南部地域の施設は、人口的にも府域全体をカバーする中核施設とする。

また、応急活動の状況に応じて上記以外にも府消防学校を始め、府の既存施設等を活用するとともに、防災関係機関に協力を依頼して必要な施設を確保する。

さらに、救援物資の集配については、物流事業者等と連携し、民間の物流施設やノウハウの活用を進める。

(広域防災活動拠点施設)

地 域	施設名	所在地	面積
北 部	京都舞鶴港	舞鶴市	48.4ha
中 部	丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曾根崩下代110-7	53.2ha
南部(中核)	山城総合運動公園	宇治市広野町八軒屋谷1	94.9ha
京都市	京都御苑	京都市上京区京都御苑	65ha

※京都舞鶴港の面積は、緑地、埠頭用地、民間倉庫を含めた面積

第3節 広域応援の受入れ

府は、関西広域連合の関西防災・減災プランに基づき、受援体制を確立する。

第1 開設、連絡調整

- 1 府は、広域防災活動拠点の設置を決定し、施設管理者に連絡する。府から連絡を受けた施設管理者は、施設の受け入れ体制を整える。
また、府は、施設管理者と施設・設備の使用や開設手順について事前に定める。
- 2 府は、関係機関との連絡系統や調整手順を定めるとともに、広域防災活動拠点に連絡調整のための連絡所を設置する。

第2 資機材・設備等の準備

府は、広域防災活動拠点の活動に必要な資機材、設備の使用等について、配置や使用手順を定めて準備する。

第3 訓練の実施

府は、広域防災活動拠点を迅速に開設して円滑に運用されるよう、施設管理者及び関係機関との訓練を実施する。

第4節 広域的な防災機能強化を図る道の駅

府は、大規模災害時のライフライン事業者等の応援部隊の集結や全国からの救援物資の集積・集配など、広域防災活動拠点と連携し、広域的な応急活動を支援する拠点となる道の駅を、次のように定める。

地域	道の駅名	所在地	防災道の駅
中部	和	船井郡京丹波町坂原モジリ11	
中部	京丹波 味夢の里	船井郡京丹波町曾根深シノ65-1	○